

個別施策に係る政府の取組（資料編）

【目 次】

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた政府の体制図	7
--	---

【大会の円滑な準備及び運営】

①セキュリティの万全と安全安心の確保	8
○1.セキュリティ対策検討・推進体制の整備（内閣官房、警察庁等）	
○2-a.未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化（出入国在留管理庁、公安調査庁、警察庁等）	
○2-b.未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化（財務省、警察庁、海上保安庁等）	
○2-c.未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化（内閣官房、外務省）	
○3-a.大会運営に係るセキュリティの確保（警察庁等）	
○3-b.大会運営に係るセキュリティの確保（海上保安庁）	
○3-c.大会運営に係るセキュリティの確保（国土交通省）	
○4-a.警戒監視、被害拡大防止対策等（防衛省）	
○4-b.警戒監視、被害拡大防止対策等（厚生労働省）	
○5.NBC（核・生物・化学物質）テロ対策の強化（厚生労働省、総務省、警察庁、海上保安庁、農林水産省、外務省）	
○6.サイバーセキュリティ確保のための取組の推進（内閣官房等）	
○7.首都直下地震対策の強化（内閣府等）	
○8.避難誘導対策の強化（内閣府、経済産業省等）	
○9.感染症対策の推進（内閣官房、厚生労働省、文部科学省等）	
○10.食中毒予防策の推進（内閣官房、厚生労働省等）	

②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策28

- 11.出入国審査の円滑化（出入国在留管理庁等）
- 12.CIQ体制の強化等（出入国在留管理庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、外務省等）
- 13.首都圏空港の機能強化（国土交通省）
- 14.空港アクセス等の改善（国土交通省）
- 15.道路輸送インフラの整備（国土交通省等）
- 16.大会開催時の輸送（内閣官房、警察庁、国土交通省）
- 17.多言語対応の強化（内閣官房、観光庁等）
- 18.無料公衆無線LAN（総務省、観光庁等）
- 19.宿泊施設の供給確保に向けた対策（観光庁、厚生労働省、内閣府）
- 20.医療機関における外国人患者受入れ環境整備（厚生労働省、観光庁）
- 21.外国人来訪者等への救急・防災対応（総務省）
- 22.国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進（国土交通省等）
- 23.外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備（経済産業省）

③暑さ対策・環境問題への配慮41

- 24.環境配慮の推進（環境省等）
- 25-a.分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決（経済産業省、国土交通省、環境省等）
- 25-b.分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決（経済産業省）
- 26-a.アスリート・観客の暑さ対策の推進（内閣官房、環境省、消防庁等）
- 26-b.アスリート・観客にやさしい道づくり（国土交通省等）

※以下は前掲

- 21.外国人来訪者等への救急・防災対応（総務省）

※以下は後掲

- 55.都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトの推進（環境省）

④メダル獲得へ向けた競技力の強化46

- 27.競技力の向上（文部科学省）
- 28.強化・研究拠点の在り方（文部科学省等）
- 29.自衛官アスリートの育成及び競技力向上（防衛省）
- 30.射撃競技における競技技術の向上（警察庁等）

⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備	51
○31.国内アンチ・ドーピング活動体制の整備（文部科学省等）	
⑥新国立競技場の整備	52
○32.新国立競技場の整備等（文部科学省等）	
⑦教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成	53
○33.Sport for Tomorrowプログラムの実施（文部科学省、外務省）	
○34.国内のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及（文部科学省）	
○35.スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催（文部科学省等）	
○36.Specialプロジェクト2020の実施（文部科学省等）	
⑧その他	57
○37.記念貨幣の発行（財務省）	
○38.大会協賛宝くじ・記念切手の発行検討等（総務省、文部科学省）	
○39.記念自動車ナンバープレートの発行（国土交通省）	
○40.知的財産保護の在り方検討（経済産業省等）	
○41.式典等大会運営への協力検討（防衛省）	
○42.建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置（国土交通省等）	
○43.大会に向けた各種建設工事における安全確保（厚生労働省）	
○44.大会期間中に使用される無線局の円滑な運用の実現（総務省）	

【大会を通じた新しい日本の創造】

（1）大会を通じた日本の再生

①被災地の復興・地域活性化	65
○45.被災地と連携した取組（内閣官房、復興庁等）	
○46.ホストタウンの推進（内閣官房、総務省、外務省、文部科学省等）	
○47.対日直接投資の拡大に向けた我が国ビジネス環境の発信（経済産業省、文部科学省等）	
○48.東京都と連携した大会開催を契機とした全国の中小企業のビジネス機会拡大（内閣官房、経済産業省等）	

②日本の技術力の発信69

- 49.社会全体のICT化の推進（総務省等）
- 50.大会における最新の科学技術活用具体化（内閣府等）
- 51.自動走行技術を活用した次世代都市交通システム（内閣府等）
- 52.先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現（文部科学省等）
- 53.高精度衛星測位技術を活用した新サービス（内閣府、経済産業省等）
- 54.義肢装具等の先端技術の発信（厚生労働省等）
- 55.都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトの推進（環境省）

※以下は前掲

- 25-a.分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決（経済産業省、国土交通省、環境省等）
- 25-b.分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決（経済産業省）

③外国人旅行者の訪日促進77

- 56.「2020年オリンピック・パラリンピック」後も見据えた観光振興（内閣官房、環境省、観光庁等）
- 57.水辺環境の改善（国土交通省）

※以下は前掲

- 14.空港アクセス等の改善（国土交通省）
- 15.道路輸送インフラの整備（国土交通省等）
- 17.多言語対応の強化（内閣官房、観光庁等）
- 18.無料公衆無線LAN（総務省、観光庁等）
- 19.宿泊施設の供給確保に向けた対策（観光庁、厚生労働省、内閣府）
- 20.医療機関における外国人患者受入れ環境整備（厚生労働省、観光庁）
- 21.外国人来訪者等への救急・防災対応（総務省）
- 22.国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進（国土交通省等）
- 23.外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備（経済産業省）
- 35.スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催（文部科学省等）
- 49.社会全体のICT化の推進（総務省等）

※以下は後掲

- 58.文化を通じた機運醸成（内閣官房、文部科学省等）
- 59.文化プログラムの推進（内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等）
- 60-a.クールジャパンの効果的なPRの実施（経済産業省等）
- 60-b.クールジャパンの効果的なPRの実施（内閣府）
- 61.和食・和の文化の発信強化（内閣官房、農林水産省等）

（２）日本文化の魅力の発信79

- 58.文化を通じた機運醸成（内閣官房、文部科学省等）
- 59.文化プログラムの推進（内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等）
- 60-a.クールジャパンの効果的なPRの実施（経済産業省等）
- 60-b.クールジャパンの効果的なPRの実施（内閣府）
- 61.和食・和の文化の発信強化（内閣官房、農林水産省等）

※以下は前掲

- 35.スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催（文部科学省等）

（３）スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現87

- 62.スポーツ基本計画の策定（文部科学省）
- 63-a.スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実（文部科学省）
- 63-b.スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現（文部科学省）
- 63-c.障害者スポーツの普及促進（文部科学省）

※以下は前掲

- 27.競技力の向上（文部科学省等）
- 28.強化・研究拠点の在り方（文部科学省）
- 31.国内アンチ・ドーピング活動体制の整備（文部科学省等）
- 32.新国立競技場の整備等（文部科学省等）
- 33.Sport for Tomorrowプログラムの実施（文部科学省、外務省）
- 34.国内のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及（文部科学省）

(4) 健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現

①大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止91

- 64.健康面等でのレガシーの創出（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省等）
- 65.受動喫煙対策の推進（厚生労働省、内閣官房等）

※以下は前掲

- 63-a.スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実（文部科学省）
- 63-b.スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現（文部科学省）

②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー95

- 66.大会に向けたアクセシビリティの実現（内閣官房等）
- 67.大会を契機としたユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進
（内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省等）
- 68.バリアフリー対策の強化（国土交通省等）
- 69.ICT化を活用した行動支援の普及・活用（国土交通省、総務省）
- 70.大会を弾みとした働き方改革等ワーク・ライフ・バランスの推進（内閣府等）

※以下は前掲

- 32.新国立競技場の整備等（文部科学省等）
- 36.Specialプロジェクト2020の実施（文部科学省等）

注：内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室（略称：内閣オリパラ室）は、平成27年6月25日に廃止され、
内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局（略称：内閣官房オリパラ事務局）に改編されている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた政府の体制図

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部

本部長：内閣総理大臣

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣

大会の円滑な準備及び運営に関する施策を
総合的かつ集中的に推進するため行政各部
の所管する事務の調整を担当

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

事務局長

関係省庁等の職員で構成

(内閣官房オリパラ事務局)

各省庁が責任を持って開催準備及び関連する取組を担う

内閣官房

人事院

内閣府

宮内庁

警察庁

金融庁

消費者庁

復興庁

総務省

法務省

外務省

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

防衛省

支援 ↓ 連携

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

東京都

JOC、JPC、地方公共団体 等

JOC:日本オリンピック委員会、JPC：日本パラリンピック委員会

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

1. セキュリティ対策検討・推進体制の整備

【概要】

○ 閣僚会議においてセキュリティ対策の進捗管理を行うことをIOCに対して明確化するとともに、関係府省庁によるセキュリティ幹事会を平成26年10月に設置。同幹事会の下にテロ等警備対策WT及びサイバーセキュリティWTを設置するとともに、計画・運営段階において関係機関を主導するシニア・セキュリティ・コマンダーとして警察庁次長をIOCに登録。また、セキュリティ幹事会において、「2020年東京大会に向けたセキュリティ基本戦略」を決定（平成29年3月、令和元年7月、令和2年12月一部改定。）するとともに、平成29年7月、情報集約、リスク分析等を行うセキュリティ情報センターを警察庁に（令和3年9月閉鎖）、平成31年4月、サイバーセキュリティ対処調整センターを内閣官房に設置。令和3年3月、大会における政府のセキュリティ対策の中心となるセキュリティ調整センターを内閣官房に設置。（令和3年9月閉鎖）

【体制】

オリパラ推進本部（本部長：総理）

オリパラ関係府省庁連絡会議（議長：副長官）

セキュリティ幹事会

座長 - 内閣危機管理監

座長代理 - 内閣官房オリパラ事務局長、内閣官房副長官補（内政）、内閣官房副長官補（事態・NISCセンター長）、警察庁次長（シニア・セキュリティ・コマンダー）

構成員 - 内閣官房（国家安全保障局・内政・オリパラ事務局・事態・内調・NISC）、内閣府（防災）、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、スポーツ庁、厚労省、農水省、経産省、国交省、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制庁、防衛省の局長級

オブザーバー - 東京都、警視庁、東京消防庁、東京大会組織委員会の幹部

事務局 - 警察庁、総務省、外務省、経産省、国交省、防衛省の協力を得て内閣官房において処理

テロ等警備対策WT

座長 - 内閣審議官（事態、オリパラ事務局）

座長代理 - 内閣審議官（内政）、内閣府審議官（防災）
警察庁審議官

構成員 - 関係省庁の課長級

オブザーバー - 関係機関の幹部

事務局 - 関係行政機関の協力を得て内閣官房において処理

サイバーセキュリティWT

座長 - 内閣審議官（NISC副センター長）

座長代理 - 内閣審議官（オリパラ事務局）、警察庁審議官

構成員 - 関係省庁の課長級

オブザーバー - 関係機関の幹部

事務局 - 警察庁、総務省、外務省、経産省、防衛省の協力を得て内閣官房において処理

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における
サイバーセキュリティ体制に関する検討会

- ・ 平成29年7月、警察庁に設置（令和3年9月閉鎖）
- ・ 大会の安全に関する情報を集約
- ・ 関係機関等と協力し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析、評価を行い、関係機関等に対し必要な情報を随時提供

セキュリティ情報センター

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

2-a. 未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化

【概要】

- 平成27年1月から、航空会社に対し、乗客予約記録（PNR）の報告を求めることができる制度を開始し、平成28年1月からは、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）経由でのPNRの電子的取得の開始により、より効果的・効率的な外国人の入国審査を実施。
- 不審・危険動向等の未然防止に向け、情報収集・分析機能の強化と国内外の関係機関との連携強化等を推進。

<出入国在留管理庁（平成31年4月1日設置）>

【乗客予約記録（PNR）の報告】

「入国審査官は、航空機の到着前に航空会社等に乗客予約記録の報告を求めることができる。」（入管法第57条第8項）

（報告を求める項目）

- ・ 予約者に関する事項：身分事項、旅券番号等
- ・ 予約内容に関する事項：予約番号、旅行の日程、旅行代理店名等
- ・ 携帯品等に関する事項：受託した携帯品の個数等
- ・ 搭乗手続に関する事項：搭乗手続番号、時刻

（乗客予約記録の活用例）

事前旅客情報（API）によって把握した要注意人物の乗客予約記録（PNR）の報告を求めることでPNRの各種情報から当該要注意人物の同行者を割り出し、同行者を含め厳格な審査を実施。

【参考：その他の水際対策の取組】

- 事前旅客情報（API）を活用し航空機及び船舶が到着する前に、乗員乗客名簿と要注意人物リストを照合
- 外国人に個人識別情報（指紋・顔写真）の提供を義務付け要注意人物リストと確実に照合。また、平成28年10月から、テロリスト等の顔画像照合を開始。
- テロリスト等の入国防止に必要な出入国管理に資する情報の収集・分析機能の強化

<公安調査庁>

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた 主な取組

- 1 情報収集・分析能力の強化
 - 対外情報収集機能の強化
 - 過激派等の大会開催上脅威となる国内外の団体等洗い出しのための情報網の構築
 - サイバーテロ動向関連情報収集の強化
 - 国内テロ調査の強化
- 2 国内外の関係機関との連携強化
- 3 海外進出企業等への危険情報発信力の強化
- 4 調査活動を支える人的・物的基盤整備

【大会の円滑な準備及び運営】 ① セキュリティの万全と安全安心の確保

2-b. 未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化

セキュリティ確保

外国から持ち込まれる脅威への対応

- 2016年のバングラデシュでの襲撃テロや2019年のスリランカでの連続爆破テロ等、邦人被害を伴うテロが発生。
- 世界中の注目を集めるオリパラの開催に当たって、国内におけるテロの未然防止のため、テロ関連物資の国内流入を水際で阻止する必要。

【概要】

- 税関における、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた水際対策として、「セキュリティ確保」と「円滑な通関・入国」の両立が重要。
- その両立を実現するためには、以下の3点がポイント。
 - ① リスク分析に必要な事前情報の取得・活用
 - ② 国内外の関係機関との連携強化
 - ③ CIQの人的・物的体制の充実・強化

円滑な通関・入国

増加する輸入貨物・入国旅客への対応

- 大多数のリスクの低い貨物・入国者につき、円滑な通関・入国を確保する必要。
- 輸入貨物は、2019年：4,640万件、2020年：6,966万件
- 入国者数は2019年：5,141万人、2020年：805万人。訪日外国人は、2019年：3,188万人、2020年：412万人。

① リスク分析に必要な事前情報の取得・活用

- 航空機旅客に係る事前情報の取得・活用
 - ・ 事前旅客情報（API）の報告を義務化（NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）による電子的報告も可）（平成19年2月～）
 - ・ 乗客予約記録（PNR）の報告を求めることを可能にする規定を整備（平成23年10月～）
 - ・ PNRもNACCSによる電子的報告を可能とする規定を整備（平成27年4月～）
 - ・ 全旅客のPNRのNACCSによる電子的報告を求め、ほぼ全ての航空会社から取得、電子的 P N R の分析・活用等を情報センターにて一元的に行い、効果的・効率的取締りを実施（平成27年7月～）
 - ・ 入出国API・PNRの電子的報告を原則化（平成31年3月～）
- 海上コンテナ貨物に係る積荷情報の出港前報告を義務化（平成26年3月～）
- 国際郵便物に係る事前情報の電子的取得・活用（平成29年10月～）
- 航空貨物に係る積荷情報の電子的取得・活用（平成31年3月～）

② 国内外の関係機関との連携強化

- 警察・海上保安庁・入国管理局等の国内関係機関との連携による合同訓練・合同取締り・情報交換の実施
- 税関相互支援協定等の枠組み構築により、外国税関当局等との情報交換を実施（令和3年9月：37ヶ国・地域）

③ CIQの人的・物的体制の充実・強化

※「②-12. CIQ体制の強化等」を参照

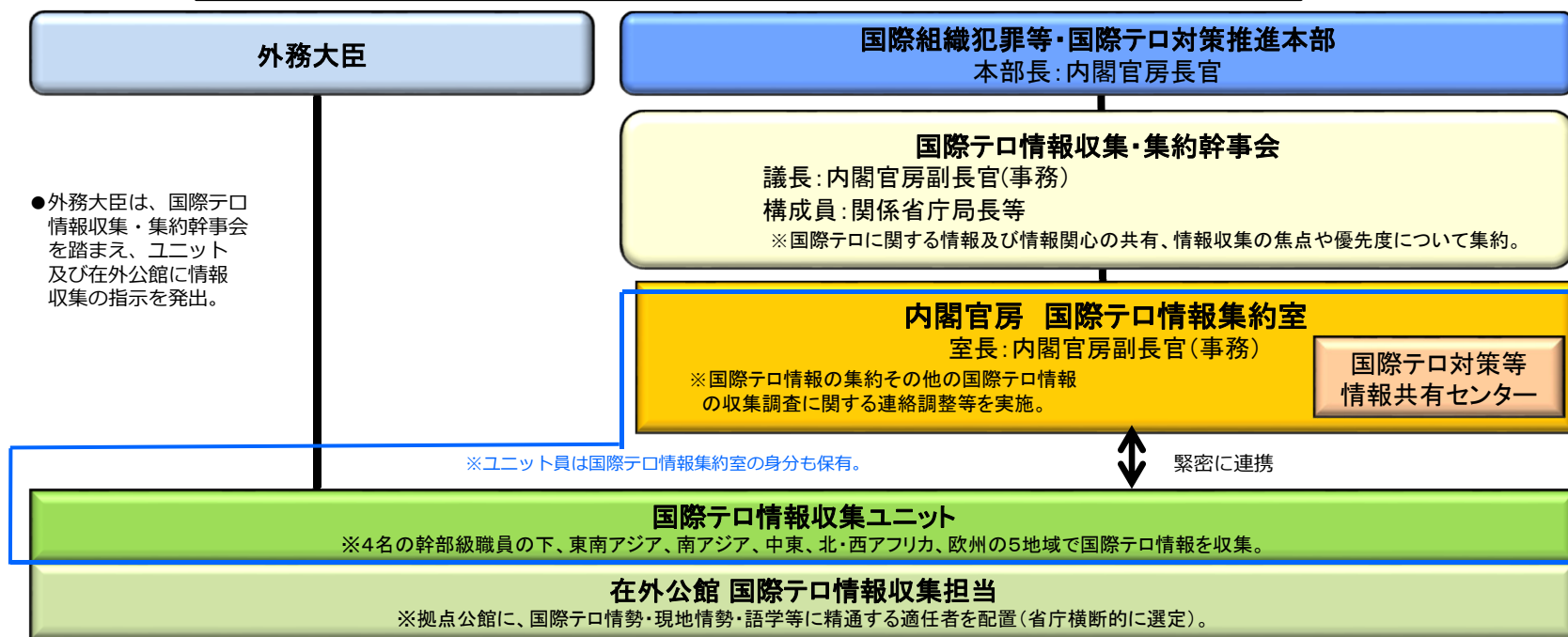
【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

2-c. 未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化

【概要】

- 邦人関連事案に関する国際テロ情報の収集等を抜本的に強化するため、平成27年12月8日、①国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部に「国際テロ情報収集・集約幹事会」、②内閣官房に「国際テロ情報集約室」、③外務省（総合外交政策局）に「国際テロ情報収集ユニット」を設置。
- 平成28年9月2日、「国際テロ情報収集ユニット」の関係要員の約倍増を決定し、その後措置。今後、大会等に向け、より核心に迫る情報収集が可能となるよう、その活動の拡大・強化を推進。
- テロ容疑事案等に関する情報の共有・分析を強化するため、平成30年8月、「国際テロ情報集約室」に「国際テロ対策等情報共有センター」を設置・活用。
- 平成31年4月、「国際テロ情報収集ユニット」に欧州班を新たに設置。

国際テロ情報収集・集約体制の概要



「国際テロ対策等情報共有センター」の概要

- 11省庁（内閣官房、警察庁、金融庁、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁及び防衛省）の職員が一堂に勤務し、これら省庁が保有するデータベース等や知見を有効に活用。
- テロ容疑事案等に関する端緒情報を受けて、各省庁が保有の関連情報との照合などの分析を行い、当該テロ容疑事案等の詳細についての解明に努める。分析の結果判明した事項については、テロの未然防止対策の実施等に資するよう、官邸及び関係省庁に迅速に提供。



【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

3-a. 大会運営に係るセキュリティの確保

【概要】

- 大会の安全・円滑な準備及び運営を確保し、テロ等を未然防止するため、サイバー攻撃への対処を含めたセキュリティ対策を強力に推進。

主な課題と取組

情報収集・分析の強化

国の安全に対する脅威を的確に評価し、事案対処に万全を期すため、関連する情報の収集・分析の強化や違法行為の取締りを徹底。



警戒警備の強化

競技会場等の大会関連施設に加え、首相官邸、空港、原子力関連施設等の重要施設のほか、鉄道等の公共交通機関、大規模集客施設等のソフトターゲットに対する警戒警備を徹底。



対処能力の向上

テロや災害発生時の対処に当たる各種部隊の実践的訓練等のほか、サイバー攻撃の発生を想定した大会主催者等との共同対処訓練の実施など、対処能力の向上を推進。



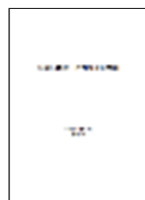
大会主催者等との連携

セキュリティ対策を講じる大会主催者、関係機関との連携を強化するとともに、地域住民や民間事業者等の協力を得て行う官民一体のテロ対策を徹底。



「警察庁国際テロ対策強化要綱」の推進

- ・ 平成27年6月に取りまとめた「警察庁国際テロ対策強化要綱」に基づき、各種テロ対策を強力に推進



セキュリティ情報センターの活動の推進

- ・ 情報集約、脅威及びリスクの分析・評価の実施
- ・ 国の関係機関等への必要な情報提供と外国治安情報機関等との緊密な連携を推進

大会開催都市からの知見の共有

- ・ 警察庁と英国内務省間でのセキュリティ協力を強化
- ・ リオ大会及び平昌大会の警備状況の実査



【大会の円滑な準備及び運営】①セキュリティの万全と安全安心の確保

3-b. 大会運営に係るセキュリティの確保

概要

- 海上・臨海部のセキュリティの万全と安全安心の確保に全力を尽くす。
- 海上保安庁では、① **海上警備体制の強化**、② **海上活動の安全対策の強化**、③ **災害等対応体制の強化**、④ **後方支援体制の強化**、⑤ **情報収集・分析の強化**の5本柱で取組を推進。
- 海域の特性に応じた警備体制構築を検討し、警戒要領を策定するとともに、**海域の特性を把握するため船舶交通・競技海域の調査等を実施**



取り組むべき課題	Point1	Point2	Point3
大会の特徴	➤ 海上・臨海部に競技会場等が多い	➤ 緊迫化する警備情勢の中での開催	➤ 首都において開催
課題	- 海上・臨海部の競技が複数存在 - 臨海部に競技会場や選手村等存在	- ソフトターゲットへのテロの増加 - ドローン等の新たな機器の出現	- 物流経済の拠点となる海域における船舶交通への影響を配慮 - 観客、アスリート等が局所的に集まるため被害が拡大するおそれ
必要な対応	海上からのテロ攻撃への対応	新たなテロ脅威への対応	船舶交通の整流、自然災害等への対応、特性に応じた警備体制の検討

主な取組

G20大阪サミット等、過去の大規模警備の教訓・課題を踏まえつつ、関係機関と連携し、以下の取組を実施

1. 海上警備体制の強化

- 競技会場・臨海部重要施設等における警備体制の構築・強化
- 官民連携したテロ未然防止の取組の推進
- 水際対策の強化



旅客船における特別警戒



規制訓練



官民連携した机上訓練



ポスターによる啓発活動

2. 海上活動の安全対策の強化

- 競技会場周辺海域における航行安全対策指導
- 小型船舶関連団体等との連携強化、協力体制の確立
- マリーナや通航船舶等の実態調査を踏まえた官民一体となった広報活動の実施

航行安全対策指導



3. 災害等対応体制の強化

- 災害等対応能力の向上・訓練等の実施
- 関係機関との連携強化の推進



救助の状況

4. 後方支援の強化

- 職員への暑さ対策
- 船艇・航空機への支援

GBに設置するオーニング

航空機の整備



5. 情報収集・分析の強化

- 国内外の情報収集・分析等
- 警備対象海域の詳細データの収集・整理・警備用参考図の作製等



サーフィン会場における水路測量

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

3-c. 大会運営に係るセキュリティの確保

○水の安定的な供給に万全を期するため、国土交通省関東地方整備局が主体となり、国・1都6県等による「東京2020オリンピック・パラリンピック治水対策協議会」を設立し、令和元年8月26日に「東京2020オリンピック・パラリンピック治水対応行動計画」を策定、さらに治水への備えに万全を期するため令和2年4月13日、令和3年4月12日に同計画を改訂。

○本計画では、ハッ場ダムの完成と運用開始（令和2年4月1日）や、利根川・荒川水系等におけるダムの洪水期における弾力的管理等により、利根川水系ダム群の総利水容量に対し、気象等に左右されるが最大で約2割相当を増加させる効果を想定。

水資源の確保対策（例）

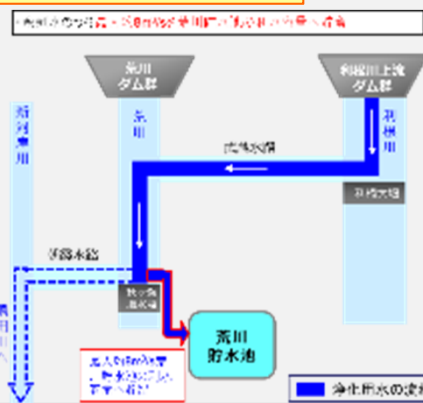
<大会までに実施・準備し、期間中に水不足が発生した場合等に実施>

例1 洪水期におけるダムの弾力的管理



<融雪期の利根川の余剰水を活用した結果、荒川貯水量が回復>

例3 武蔵水路等の新たな運用



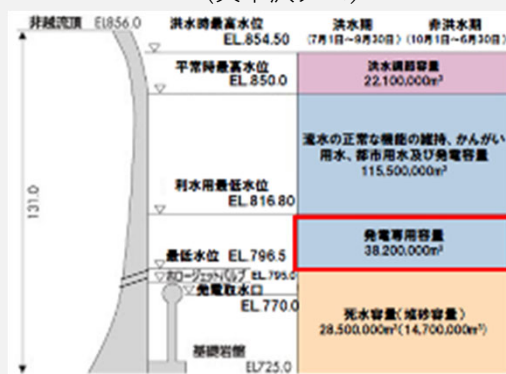
<大会までに実施(令和2年4月1日運用開始)>

例2 ハッ場ダム完成・運用開始



例4 ダムの用途外容量の活用の要請

(矢木沢ダム)



継続的な供給の確保対策（例）

<期間中に水不足が発生した場合等に実施>

例1 全国の水道事業者からの給水支援



東日本大震災での避難所における
応急給水の状況

例2 節水広報



平成28年治水でのSNSによる
節水啓発

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

4-a. 警戒監視、被害拡大防止対策等

【概要】

- 政府のセキュリティ幹事会等によるおける検討結果を踏まえ、防衛省・自衛隊においても、大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性が確保されるよう、関係機関と連携し、競技会場周辺を含む我が国上空の警戒監視等の任務に従事。

【具体的な取組】

- 競技会場周辺を含む我が国上空の警戒監視
- 大規模自然災害等が発生した場合の被災者救援支援
- サイバーセキュリティ対策



警戒監視



被災者救援支援等



サイバーセキュリティ対策

（参考）

『立候補ファイル（日本語版）
11大会の安全、セキュリティ及び医療サービス』（抜粋）

防衛省・自衛隊は、必要に応じて、国内法の定めるところにより、国土交通省により設定された競技会場上空の「飛行制限区域」や、競技会場周辺を含む我が国上空の警戒監視を実施し、関係省庁等に必要な情報を提供するとともに、その他所要の支援を実施する。

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

4-b. 警戒監視、被害拡大防止対策等

【概要】

○テロ等により負傷者が発生した場合に備え、搬送先医療機関における爆傷、銃創等の外傷の治療を担う外傷外科医・看護師の養成を開始。

具体的な取組

○爆傷、銃創、切創等の重篤な外傷に対応可能な外科医・看護師の育成

（研修内容）

必要な知識及び手術等の手技を習得するため、以下に掲げる事項に関する座学及び実技

- ・ 海外の事例やデータベースを元にした外傷戦略に関する事項
- ・ 救急医療に関しての倫理的側面、メンタルケアに関する事項
- ・ 銃創、爆傷等の外傷治療に必要な知識及び手技に関する事項
- ・ 医療チームの構成員とのコミュニケーションに関する事項

○テロ等により発生した多数傷病者を受け入れるための院内体制の構築

○国際的なイベント等における医療体制への協力依頼



【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

5-a. N B C（核・生物・化学物質）テロ対策の強化

【概要】

○「化学テロリズム対策についての提言」（厚生科学審議会健康危機管理部会、平成26年7月）において、大会等大規模国際イベントに備え、解毒剤の備蓄など化学テロについての対応強化の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、平成26年度に備蓄を開始。天然痘テロに備えたワクチン備蓄を引き続き実施。

厚生科学審議会

健康危機管理部会

※ 特定事項の審議のため、2 分科会と16部会を設置

化学テロリズム対策についての緊急提言

提言①

厚生労働省は、国及び都道府県が備蓄することが適切な解毒剤等の医薬品の種類を定めるとともに、希少ゆえ、都道府県や医療機関レベルで購入することが非効率な医薬品を中心に、備蓄に向けた準備を行うこと。

なお、リスク分散の観点から、備蓄は国内の複数箇所で行える体制が望ましい。

大会等大規模国際イベントの国内開催が予定される中で、化学テロ対応強化が必要

提言②

発災から一定時間以内に初期投与できる体制を整えるべく、各都道府県の医療提供体制の実情に応じた備蓄及び配送に関する計画の策定を促すこと。

提言③

解毒剤等の医薬品の確保と併せて、医療機関における受入体制の充実ならびに早期治療を開始するための病院前医療体制の向上に努めること。

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

5-b. N B C（核・生物・化学物質）テロ対策の強化

【概要】

N B C災害対応力強化のため、特殊災害小隊等の緊急消防援助隊の増隊・強化や、大型除染システム搭載車及びN B C資機材の配備、テロ災害への対応能力向上のための国と地方公共団体との共同訓練の充実強化等を進めるほか、対応に万全を期するため、消防機関等が今後取り組むべき課題及び対応策を「大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究結果」において取りまとめ、平成27年4月に公表。平成29年11月に消防対策協議会を設置し、テロ発生時の体制検討、各競技会場等の警防計画の策定など、万全な警戒体制の構築を進めた。

具体的な取組

① NBC災害対応力強化のため、緊急消防援助隊にNBC災害即応部隊を創設、特殊災害小隊等の増隊・強化。

うち		緊急消防援助隊基本計画（H31－R5の第4期計画）		
(R3.4現在)				(R5年度末) (目標6,600隊程度)
6,546隊				
○NBC災害即応部隊	54隊	→	・NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とし、特殊災害小隊等から編成される部隊	(目標50部隊程度) 達成済
○特殊災害小隊	368隊	→	・化学防護服等のNBC対応資機材、NBC検知器等を装備する特殊車両等による検知・救助	(目標360隊程度) 達成済
○特殊装備小隊	534隊	→	・遠距離大量送水、クレーン・掘削機等の重機、大型ブローカー等の特殊車両等による消火・救助	(目標500隊程度) 達成済

② 短時間に大量の除染が可能な大型除染システム搭載車や最大5km離れた遠隔地から化学剤の検知が可能な化学剤遠隔検知装置を配備

③ NBC災害時における消防機関の活動マニュアルの見直し（H29.3）

- ・化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル
- ・爆弾テロ災害時における消防機関が行う活動マニュアル

④ 各種検知器による疑剤の測定など、消防大学校等での実務講習をより実戦に即したものに充実

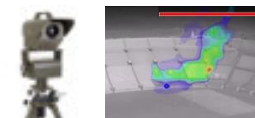
⑤ 国民の保護のための措置が必要となる事案への対応能力向上のため、国と地方公共団体の共同訓練を充実強化

⑥ 消防対策協議会（座長：消防庁次長、構成員：競技会場等管轄消防本部、関係都道府県、消防庁等）を設置し、テロ発生時の体制検討、各競技会場等の警防計画の策定など、万全な警戒体制の構築にむけて協議

大型除染システム搭載車



化学剤遠隔検知装置



【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

5-c. N B C（核・生物・化学物質）テロ対策の強化

【概要】

○2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の選手村、メインメディアセンター、競技会場等で飲食提供等をする事業者に対して、食品防御対策を助言・指導。

（参考）食品防御とは、公衆衛生への危害及び経済的な混乱を引き起こす意図的な異物混入から、食品を守る努力。

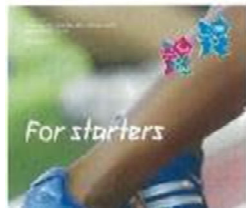
現状と課題

オリパラにおける飲食提供（見込）

- 料理提供数：1,500万食以上
- 飲食提供関係者数：1,000万人以上

意図的な異物混入
(薬品や金属・ガラス等)
↓
公衆衛生への危害

- 意図的な異物混入防止のため、オリパラにおいて飲食提供を行う者による食品防御対策の義務化（組織委との契約条件）。
- 飲食提供事業者に対する食品防御の指導。



Food vision
(London2012)



飲食基本戦略
(東京2020)

課題への対応



食品防御取組例：人や物の管理の徹底

具体的な取組

- オリパラ推進本部セキュリティ幹事会（座長：内閣危機管理監）において他省庁と連携（セキュリティ基本戦略に食品防御を位置付け）。
- オリパラ組織委が飲食提供事業者による食品防御対策を義務化（飲食提供に係る基本戦略及びガイドラインに明記し契約）。
- 食品防御ガイドラインと教育支援ツールを作成し、事業者への説明、助言の実施
（食品防御講習会、組織委員会と契約締結事業者への個別説明等）
- 食品防御ガイドラインと教育支援ツールを用いた、事業者等への説明、ヒアリング、助言の実施

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

6. サイバーセキュリティ確保のための取組の推進

【概要】

○サイバーセキュリティ基本法に基づく「サイバーセキュリティ戦略」を平成30年7月に閣議決定。同戦略に基づき、大会の運営に大きな影響を及ぼし得る重要サービス事業者等を対象としたリスクマネジメントの促進や、関係府省庁、大会組織委員会、東京都等を含めた関係組織と、サイバーセキュリティに係る脅威・事案情報の共有等を担う中核的組織としてのサイバーセキュリティ対処調整センターの構築・運用等、対処態勢の整備を推進した。

サイバーセキュリティ戦略（平成30年7月27日閣議決定）

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的なイベントを控えていることを見据え、2020年以降の目指す姿を念頭に置きつつ、3年間の諸施策の目標及び実施方針を示す。
- 「サービス提供者の任務保証」、「リスクマネジメント」、「参加・連携・協働」の3つの観点から、持続的発展のためのサイバーセキュリティ（「サイバーセキュリティエコシステム」）の推進を目指す。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、リスク評価に基づく対策の促進、対処態勢の整備を実施。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

リスクマネジメントの促進 (事前対応のための取組)

○リスクアセスメントの取組

サービスの安全かつ持続的な提供の確保のためのリスク評価手順書を改善するとともに、東京大会において開催・運営に影響を与える重要サービス事業者等を選定し、リスクアセスメントの実施を依頼。

○横断的リスク評価の取組

競技会場に対するサービスの重要度に応じて対象事業者等を選定の上、サイバーセキュリティ対策の実施状況をNISCが検証する横断的リスク評価を実施。

対処態勢の整備 (事案発生時の迅速かつ的確な 対処のための取組)

○サイバーセキュリティ対処調整センターの運用に向け、情報共有・対処体制に関する基本的な方針を関係府省庁、大会組織委員会、東京都等と協議の上、決定（サイバーセキュリティ対処調整センターは平成31年4月から運用を開始）。

○対処態勢の検討及び情報共有のためのシステムの構築及び演習等を実施。

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

7. 首都直下地震対策の強化

【概要】

○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において、施策に関する基本的な方針の一つとして大会に向けた対応を掲げるとともに、減災目標を達成するための取組を関係省庁等と連携して推進。また、首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画を踏まえた訓練等を通じて、首都直下地震対策の強化を図る。

首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

緊急対策の推進のための施策に関する基本的な方針

（１）首都中枢機能の確保

- ・首都中枢機能の業務継続体制の構築
金融決済機能の継続性の確保、企業本社等における事業継続への備え
- ・首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持

（２）膨大な人的・物的被害への対応

- ・あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策、深刻な道路交通麻痺対策等、膨大な数の避難者・帰宅困難者等

（３）地方公共団体への支援等

- ・国は、調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言等を実施

（４）社会全体での首都直下地震対策の推進

- ・社会のあらゆる構成員が連携した「自助」「共助」「公助」による被害の軽減に向けた備え

（５）2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

- ・外国人観光客の避難誘導対策など安心して大会に参加・観戦できるよう取組強化

今後10年間で達成すべき減災目標

- 想定される最大の死者数
約2万3千人 から **概ね半減**※
- 想定される最大の建築物全壊・焼失棟数
約61万棟 から **概ね半減**※

※東京都区部の南部を震源とする地震が発生した場合の想定

減災目標を達成するための施策について具体目標等を設定

- （１）首都中枢機能の継続性の確保
例）・参集要員等の物資の備蓄率【**100%（H28）**】
・耐震性の高い都市ガス設備の割合【**90%（R7）**】
- （２）膨大な人的・物的被害への対応
例）・住宅の耐震化率【**79%（H20）→ 95%（R2）**】
・感震ブレーカー等の普及率（密集市街地）【**25%（R6）**】

応急対策活動に関する具体計画の概要

具体計画の位置づけ・ポイント

- 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」に基づき、首都直下地震の発生時に各防災関係機関が行う応急対策活動に関する具体計画を平成28年3月に策定
- 首都中枢機能への影響や被災量が大きくなる、切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震を想定して策定
- 人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定

実効性向上への取組

- 関係機関と連携し、具体計画を踏まえた訓練の継続実施
- 訓練の検証や各種災害による教訓を踏まえた具体計画の必要な見直し（令和3年5月改定）

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

8-a. 避難誘導対策の強化

【概要】

○関係府省庁と東京都との「避難場所等のピクトグラムに関する関係府省庁連絡会議」を平成26年7月に設置し、避難場所等のピクトグラムの標準化に向けた取組方針を平成27年3月に中間とりまとめ。平成28年3月にピクトグラムをJIS化。

【避難場所等のピクトグラムに関する関係省庁連絡会議】

共同議長－内閣府大臣官房審議官（防災担当）、
消防庁国民保護・防災部長

構 成 員－内閣官房（オリパラ事務局、強靱化室）、内閣府
（防災担当）、消防庁、経済産業省、国土交通省
（水管理・国土保全局）、国土地理院、観光庁、
東京都の課長級

ワザ－バー－警察庁、国土交通省（都市局、水管理・国土保全局、道路局）の課長級

事 務 局－内閣府（防災担当）、消防庁

津波・高潮	洪水・内水氾濫	土石流
		
崖崩れ・地滑り	大規模な火事	避難場所
		
津波避難場所	津波避難ビル	避難所
		
表示例		
		

【連絡会議における検討内容】

- ・災害対策基本法改正により、指定避難所と指定緊急避難場所の周知に際して、区別を明確にする必要があり、避難場所等のピクトグラム（※）について検討し、整備につなげる。
- ・整備にあたっての課題を抽出

※避難場所等のピクトグラムとは避難標識表示に付される図記号

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

8-b. 避難誘導対策の強化

【概要】

- 外国人が災害発生時に迅速な避難行動に必要な情報を容易に入手できるようにすることが重要。
- このため、内閣府、法務省、消防庁、観光庁、気象庁が連携し、防災・気象情報の多言語での発信等に係る環境を整備。

多言語辞書の作成

緊急地震速報、津波警報、気象警報、避難指示等に用いる地名や用語、伝達文など約7,000語を掲載した多言語辞書を15言語※で作成

※日本語、英語、中国語(繁体字、簡体字)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語

「気象情報等の多言語辞書」

<https://www.data.jma.go.jp/developer/multilingual.html>

「避難指示等の多言語辞書」

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/kokumin/jyohonanminzero/index.html

<https://www.fdma.go.jp/publication/#database>

アプリによるプッシュ型の情報発信

プッシュ型の情報発信アプリ「Safety tips」に多言語辞書を反映し、緊急速報や気象情報等を15言語で発信

「観光庁HP Safety tipsに関する情報」

「観光庁HP トップページ」-「観光庁メディア」欄の「Safety tips」

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/index.html>



プッシュ通知 取るべき行動

ウェブサイトによる情報発信

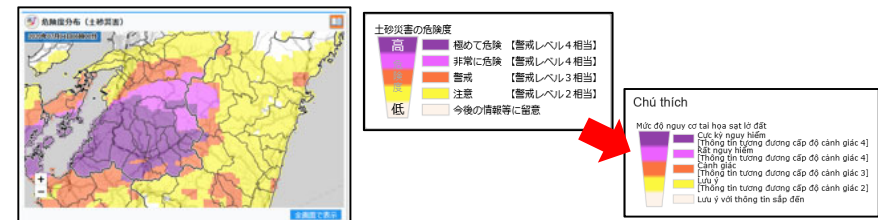
気象庁HPにおいて、気象情報を15言語で発信するとともに、大雨、洪水、土砂災害の危険度を色分けで示した地図を提供



中国語（簡体字）の例

「気象庁HP 多言語での気象情報発信」

<https://www.jma.go.jp/jma/kokusai/multi.html>



危険度分布の解説文とベトナム語の例

9-a. 感染症対策の推進

【概要】

- 大会における新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年9月、出入国管理、検査・医療体制、会場運営等の幅広い課題を総合的に検討、調整するため、国、東京都、大会組織委員会、JOC、JPC、感染症専門家が参加する「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議」を設置し、第6回会議(令和2年12月2日)において「中間整理」を取りまとめ、更に変異株の発生を踏まえ、第7回会議(令和3年4月28日)では「変異株等に対応した追加的な対策」も取りまとめた。
- 安全・安心な大会運営を確保すべく、中間整理等に基づき、選手や大会関係者に対する定期的な検査や厳格な行動管理、健康管理の徹底、国内在住者との接触を厳に回避する取組を実施。パラリンピックでは、パラアスリートをサポートする方の配置や、選手村に出入りするスタッフへの毎日検査実施など対策を強化。
- 陽性者発生時は、感染症対策センターと東京2020大会保健衛生支援東京拠点が連携し、陽性者の宿泊療養施設等への搬送や濃厚接触者の速やかな特定、他者との隔離などの対応。
- こうした感染症対策により、結果として、保健所によりクラスターとされた事例はなく、また、大会関係者から市中に感染が広がったという事例も報告されなかった。
- 大会組織委員会によると、厳しい状況下でも安全な大会を実現できたことは今後のスポーツ大会の在り方を示す機会となり、東京大会の一つのレガシーとして、今後の内外のスポーツ大会に引き継がれていくことを期待するとされている。

大会前 **大会期間** **大会後**

・定期的に検査を実施（選手は原則毎日検査）
・行動範囲を限定、専用車両で移動等、行動管理を徹底

出国前（出国前検査）
健康管理

出国

入国
入国時検査

移動

ホストタウン等
（事前キャンプ）

移動

競技会場
選手村（宿泊施設）
練習会場

移動

ホストタウン
（事後交流）

移動

出国

・受入れマニュアルの作成

・受入れマニュアルの作成

行動管理・健康管理（誓約書・活動計画書の提出等；受入責任者による管理）、徹底した検査、実効性の担保（違反時の出場停止等）

＜国内関係者＞

- 選手村内スタッフは、原則毎日検査とするなど国内関係者の検査実施頻度を上げる

対象者	変更前	変更後
アスリート等	毎日検査（変更なし）	
選手村に出入りするスタッフ※	4日に1回	毎日検査
プレス関係者等	4日に1回（変更なし）	
その他のスタッフ	7日に1回	4日に1回

※アスリートと定期的に接触する場合

＜海外からの入国者＞

- 海外入国者について、入国後14日間はプレイブックに従い、厳格に行動管理。
- これまで、アスリート等以外の入国者は、入国後15日目以降、厳格な行動管理の対象とはなっていなかったが、今般、入国後15日目以降についても、プレイブック上のルールに従った行動を維持するよう要請。

The diagram illustrates the organizational structure for health and medical support during the Tokyo 2020 Olympic and Paralympic Games. At the top, three entities are shown: '関係自治体等' (Related Local Governments, etc.), '中央区保健所' (Chiyoda Ward Health Center), and '都内保健所' (Metropolitan Health Centers). These are connected to the central '東京2020大会保健衛生支援東京拠点' (Tokyo 2020 Games Health and Medical Support Tokyo Hub) via 'ノウハウの提供・相談対応' (Provision of know-how and consultation), '連絡調整' (Coordination and communication), and '連携' (Cooperation), respectively. The central hub is connected to the '組織委員会' (Organizing Committee) via '受診結果・行動履歴等の共有' (Sharing of examination results and movement history, etc.). The Organizing Committee oversees the '感染症対策センター' (Infection Control Center), which in turn manages the '選手村' (Athletes' Village). The Athletes' Village is connected to the '大会指定病院 宿泊療養施設' (Designated Hospital for the Games, Quarantine Facility) via '健康観察 行動履歴把握' (Health observation, movement history management). The Athletes' Village also has a connection to 'アスリート等・NOC/NPC' (Athletes, etc., NOC/NPC) via '入国・検閲' (Entry, inspection). The 'アスリート等・NOC/NPC' is connected to the '大会指定病院 宿泊療養施設' via '受診・検査' (Examination, testing). The 'アスリート等・NOC/NPC' is also connected to the '組織委員会' via '帰国者 発生時検出' (Detection of cases upon return). The 'アスリート等・NOC/NPC' is also connected to the '大会指定病院 宿泊療養施設' via '積極的 疫学調査等' (Active epidemiological investigation, etc.).

- 保健所により**クラスターとされた事例はなし。**
大会関係者等から市中に感染が広がった事例の報告もなし。
- 海外からの入国者約5.4万人のうち、陽性者は261人（うち、入国後14日以内の陽性者は157人）、入院者は6人※（都内5人）、**重症者は0人。**
- **陽性率はオリパラ関係者以外の空港での検査陽性率と比べ低い水準。**
 - ・ 空港での検査陽性率：0.10%（55人/54,250人）

【参考】オリパラ関係者以外の空港での検査陽性率：0.25%
（同一期間。424人/170,320人）

- ・ **スクリーニング検査数は100万回以上**（国内関係者を含む）。なお**陽性者の属性・状況などを大会期間中は原則毎日公表。**

【参考】スクリーニング検査の陽性率：0.03%（299件/1,014,170件）

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

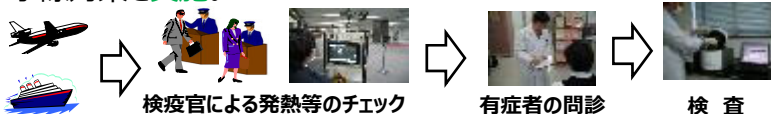
9-b. 感染症対策の推進

【概要】

- これまで、新型コロナウイルス感染症、エボラ出血熱、MERS等の諸外国の感染症発生動向を踏まえつつ、検疫所職員の増員など、検疫体制の整備を進めた。中南米等で流行しているジカウイルス感染症についても検疫感染症に位置付けるなど水際対策等を推進。国内における対策として、平成26年度に感染症法を改正し、感染症に関する情報収集体制の強化を図った。また、風しんについて、平成30年から届出の方法を変更し、発生例を迅速に把握し詳細な調査を実施。さらに、1962年（昭和37年）4月2日から1979年（昭和54年）4月1日までの間に生まれた男性を対象に風しん抗体検査及び定期接種を行う等の追加的な対策を行うことを決定した（2024年度末まで実施）。結核について、2020年までの低まん延国化を目標とし、平成26年度の感染症法改正により、結核患者に対する服薬支援体制を充実させ、また、高齢者等、特に対策を必要とする者への重点的な対策を適切に講じた。また、新型コロナウイルス感染症について、専門家の意見を伺いながら、政府一丸となって対策に取り組んだ。
- また、大会期間及びその前後における感染症の早期探知とまん延防止を目的としたサーベイランス体制の構築や衛生対策を徹底。
- 令和元年8月には、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた関係省庁等連絡会議」において、風しん・麻疹への感染リスクを低下させるための特別な対策などを盛り込んだ「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」を策定し、関係者の緊密な連携の下、感染症対策を推進。
- 新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、政府としての対策を推進。また、アスリートの方々の不安の解消のため、組織委員会や東京都等の関係者からなる「総合対応推進チーム」を設置、競技団体からの相談に迅速に対応するとともに、政府の対応等について、正確な情報をプッシュ型で発信。

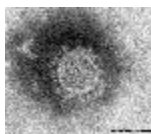
検疫業務

検疫所では、海外での感染症の流行状況や対応について、注意喚起を実施している。入国者に対して、サーモグラフィーによる体温測定、検疫官による質問、問診、検査等を実施するなど、必要な水際対策を実施。



世界各地の感染症の発生状況

近年、新型コロナウイルス感染症、エボラ出血熱（西アフリカ等）、MERS（中東）など、世界各地で新たに感染症が発生している。



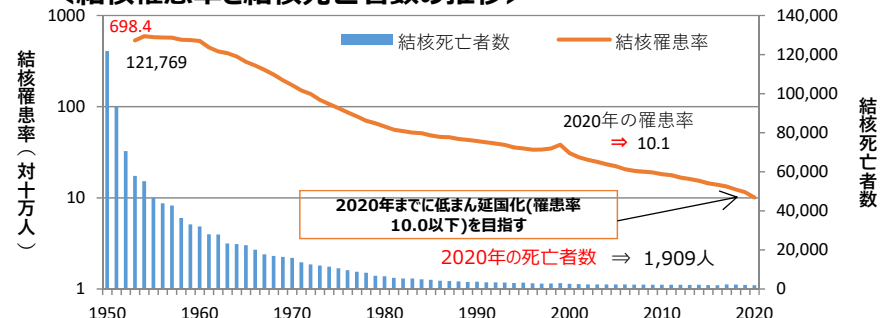
新型コロナウイルス



エボラウイルス
（出典：国立感染症研究所HP）

2021年に向けて、諸外国の感染症発生状況を踏まえつつ、水際対策に万全を期すために必要な体制の整備。

<結核罹患率と結核死亡者数の推移>



<風しんに関する追加的対策>

風しんに関する追加的対策

追加的対策のポイント

特に抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれ（令和3年度42歳から59歳）の男性に対し、

- ① 予防接種法に基づく定期接種の対象とし、3年間、**全国で原則無料**で定期接種を実施
- ② ワクチンの効率的な活用のため、まずは**抗体検査**を受けていただくこととし、補正予算等により、**全国で原則無料**で実施
- ③ **事業所健診の機会に抗体検査**を受けられるようにすることや、夜間・休日の抗体検査・予防接種の実施に向け、体制を整備

- 【目標1】2021年7月までに、対象世代の男性の抗体保有率を85%に引き上げる
【目標2】2021年度末までに、対象世代の男性の抗体保有率を90%に引き上げる



【出典】国立感染症研究所「年齢・年齢群別の風疹抗体保有状況」2013-2017年をもとに算出（10歳以下のみ2017年のデータで計算）

9 - c . 感染症対策の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画【概要】

基本的な考え方

- ◆ 訪日外国人の増加や様々な国際的なイベントの開催が控える中、海外から感染症が持ち込まれるリスクに備えた対策と、夏季に東京大会が開催されることによる食中毒の発生リスク等に備えた対策が必要。
- ◆ 水際対策やサーベイランス機能の強化に加え、風しん・麻しん等国内で患者発生や感染拡大が懸念される個々の疾患への予防策や食中毒予防策について、関係機関が緊密に連携した対策を強化。

東京大会に向けた具体的な取組

◆ 感染しうるリスクに着目した免疫の確保

水際対策や訪日外国人を中心に多数の者と接する機会のある東京大会関係業務に従事する者等に対し、風しん・麻しんへの感染リスクを低下させるための特別な対策を講じる。

- ・ クーポン券のさらなる利用促進。
- ・ 接種歴が確認できない者に対する、MRワクチン接種への迅速かつ確実な対応。
- ・ 風しん・麻しんの免疫が確保されている者を当該業務に従事させることを基本とする等の取組を実施。

◆ 感染症予防策等に関する情報の幅広い周知や情報発信

- ・ 基本的な感染症予防策の基本知識や行動の励行などのきめ細やかな周知。
 - ・ 梅毒などの性感染症対策のための、コンドームの適切な使用、検査や医療機会の提供に関する情報の周知。
- ※ 公衆衛生上の基本的な知識や行動様式の習慣が異なる外国人のため、多言語で基本的な予防策を周知。

◆ 海外からの感染症の侵入を防ぐための取組

- ・ 検疫所と出入国在留管理庁が連携した、感染症の疑いのある乗員・乗客の的確な把握に向けた取組。
- ・ 厚生労働省、出入国在留管理庁、外務省が連携した、結核高まん延国からの中長期滞在者を対象とした結核スクリーニングの実施。

◆ 感染症発生動向の的確な把握

- ・ 国際機関を通じた諸外国の感染症発生動向の情報収集、国内の発生状況を迅速かつ的確に把握するためのサーベイランス機能の強化。

◆ 食中毒予防策の推進

- ・ 食品衛生行政を担う自治体と連携した一体的な監視指導体制の構築、HACCPによる衛生管理の普及・推進。

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

10. 食中毒予防策の推進

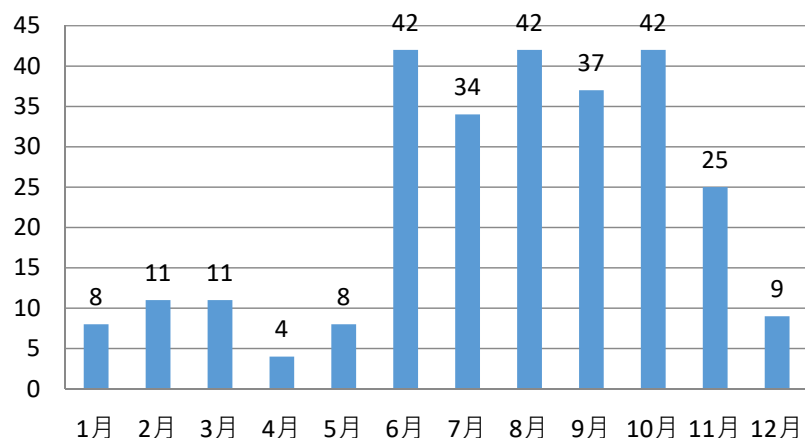
【概要】

○大会が開催される夏期における食中毒予防策の推進のため、夏期の一斉取締りや 8 月を食品衛生月間とするなどの食中毒予防策や、国際的な衛生管理の手法であるHACCPの推進について関係自治体等と連携して必要な対策を実施。

※「食品衛生法等の一部を改正する法律」が平成30年6月13日に公布され、HACCPに沿った衛生管理の制度化を2020年に施行し、1年間の経過措置期間を経て、2021年6月から本格施行した。○令和元年8月には、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた関係省庁等連絡会議」において、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」を策定し、関係者の緊密な連携の下、食中毒予防を推進。

細菌性食中毒の発生状況

細菌性食中毒の月別件数（令和 2 年）



（出典）食中毒統計調査

HACCPの導入状況

調査年度	全 体	中小規模層※ (1～50億円未満)	参考：大手層※ (100億円以上)
平成27年度	29%	35%	89%
平成28年度	37%	45%	90%
平成29年度	28%	55%	98%
平成30年度	35%	59%	100%
令和元年度	41%	69%	100%
令和 2 年度	60%	79%	100%

※ 平成27年度～平成28年度は従業員 5 人以上の企業、平成29年度～令和 2 年度は従業員 4 名以下の企業を含め調査

※ 導入途中も含む

（出典）食品製造業におけるHACCPに沿った衛生管理の導入状況実態調査（農林水産省調べ）

夏期の食中毒予防策

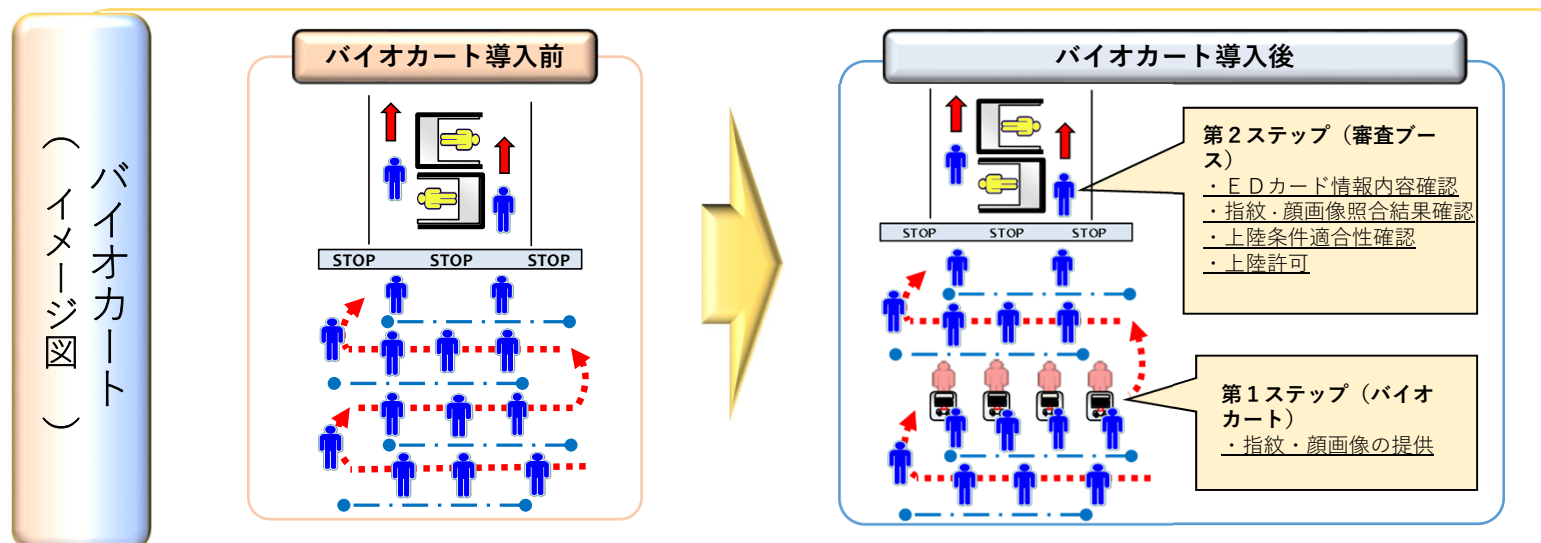
- 食中毒予防の監視指導について、夏期一斉取締り（7 月）を実施
- 食品衛生月間（8 月）を定め、食中毒予防のための啓発を実施
- 国際標準の衛生管理の手法であるHACCP（ハサップ）による衛生管理の推進

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

11. 出入国審査の円滑化

【概要】

○我が国の空海港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を取得するバイオカードを令和元年度までに成田空港等20空海港に導入。



その他の「出入国審査の円滑化」に係る取組

- ◎ 出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する「信頼できる渡航者」と認められた外国人について、自動化ゲートの利用対象とする制度を、平成28年11月から開始。令和2年3月には、ビジネス客のみならず、外国人観光客等の自動化ゲートの利用を実現。
- ◎ 自動化ゲートの利用促進（自動化ゲートの増設（平成26年度 40台→70台）、空港会社等と連携した利用促進のための広報等）。
- ◎ 我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）について、令和4年度以降の早期の実現を目指す。
- ◎ 顔認証技術を活用した自動化ゲートである「顔認証ゲート」を平成30年度に、成田、羽田、中部、関西及び福岡空港の上陸・出国審査場における日本人の出帰国手続に本格導入。令和元年11月に新千歳空港に拡大、令和2年に那覇空港に拡大。
- ◎ 我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、日本人の出帰国手続において導入した顔認証ゲートを観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用することとし、令和元年7月の羽田空港を皮切りに、成田空港、関西空港、福岡空港、中部空港、新千歳空港において、顔認証ゲートの外国人出国手続における運用を開始。令和2年に那覇空港に拡大。
- ◎ 改正入管法により、法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める新たな特例上陸許可制度（船舶観光上陸許可制度）等を導入（平成27年1月施行）。

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

12. CIQ体制の強化等

【概要】

○出入国審査・税関・検疫（CIQ）に係る人的体制の充実・強化を図るため、平成27年度から令和3年度の各年度当初予算において、入国審査官、税関職員、検疫所職員、動植物検疫官を増員。また、訪日外国人旅行者の急増等に対応するため、平成27年7月に入国審査官、税関職員、検疫所職員、動植物検疫官の緊急増員を、同年12月に入国審査官、税関職員の緊急増員を実施。さらに、平成28年9月においても、入国審査官、税関職員、検疫所職員、動植物検疫官の緊急増員を実施。併せて、取締・検査機器の適正配備・有効活用等による物的体制の充実・強化を実施。また、馬術競技出場馬に係る的確かつ円滑な輸出入検疫の実施のため、平成26年3月より東京都等の関係者との検討を進めており、平成28年4月より、馬術競技開催会場の衛生調査を開始。

現状と課題

訪日外国人旅行者の増加

- 令和2年:訪日外国人旅行者数412万人
(令和元年:訪日外国人旅行者数3,188万人)
- 令和2年7月:「経済財政運営と改革の基本方針2019」
➤ 訪日外国人旅行者数を2030年に6000万人

- 成田・羽田空港の発着枠の拡大、LCCの就航への対応
- 迅速かつ適正な出入国審査・通関・検疫の確保
- 鳥インフルエンザ、エボラ出血熱、MERS等世界各地での感染症や動植物の病気・害虫等の侵入リスクの増加への対応
- 非常駐の地方空港等には、近隣官署からの応援により対応



税関



入管

課題への対応



検疫

取組状況と今後の対応

- 令和2年度に、**出入国審査・税関・検疫・動植物検疫に係る人的体制の充実・強化**を実施。
 - 入国審査官を216名増員<令和3年度は175名増員>
 - 税関職員を307名増員<令和3年度は165名増員>
 - 検疫所職員を51名増員<令和3年度は177名増員>
 - 動植物検疫官を39名増員<令和3年度は34名増員>
- 感染症対策も含めた**非接触型の取締・検査機器の適正配備及び有効活用等による物的体制の充実・強化**を実施。
- 馬術競技出場馬に係る的確かつ円滑な輸出入検疫の実施のため、平成26年3月より東京都等の関係者との検討を進めるとともに、ダニの駆除を的確に実施し、馬術競技開催会場の清浄性を維持・確保していく。

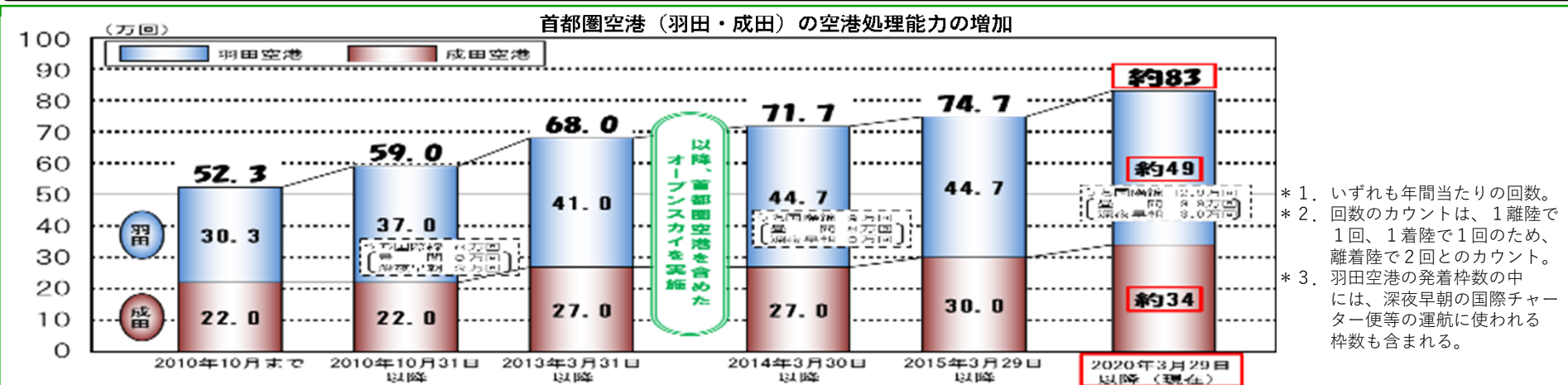
【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

13. 首都圏空港の機能強化

【概要】

○羽田空港では、2020年3月29日（夏ダイヤ）に運用を開始した羽田空港の新飛行経路について、騒音、安全対策や地域への丁寧な情報提供を実施した。

○成田空港では、2019年10月27日（冬ダイヤ）よりA滑走路における夜間飛行制限の緩和を実施するとともに、2019年12月に高速離脱誘導路の供用を開始し、2020年3月29日（夏ダイヤ）から空港処理能力を約4万回拡大した。



首都圏空港機能強化技術検討小委員会の中間取りまとめ（平成26年7月）をふまえた 今後の首都圏空港の機能強化に関する取組方針について

■東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会までに実現し得る主な技術的な方策

羽田空港

- 滑走路処理能力の再検証 【現状：約45万回】
- 滑走路運用・飛行経路の見直し ⇨ 年間＋約4万回

計 十約4万回 【1日約50便】

■東京2020大会以降の技術的な方策

（・滑走路の増設）

成田空港

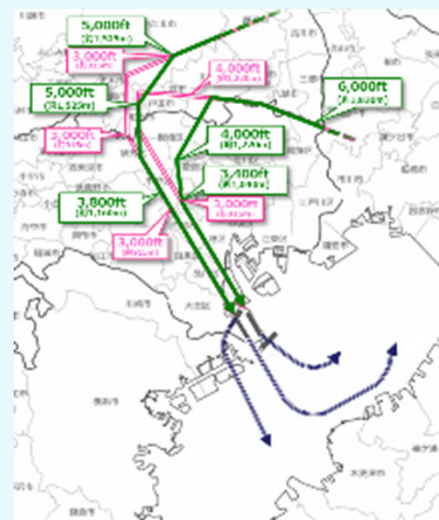
- 管制機能の高度化 【現状：約30万回】
- 高速離脱誘導路の整備 ⇨ 年間十約4万回
- 夜間飛行制限の緩和

計 十約4万回 【1日約50便】

合計 約83万回
（年間75万回十約8万回） 【1日十約100便】

合計 約100万回
（年間約83万回十約16万回）【1日十約200便】

羽田空港における滑走路運用・飛行経路の見直し（南風時）



南風運用の割合
約4割（年間平均）

南風時新経路の運用時間
15:00～19:00
（切替時間を含むため、
実質3時間程度の運用）

凡例

← 新到着経路（好天時）
 ← 新到着経路（悪天時）
 ← 新出発経路
 ※経路の点線は約6,000ft以上を想定

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

14. 空港アクセス等の改善

【概要】

(鉄道)

- 平成28年4月に取りまとめがなされた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（交通政策審議会答申）を踏まえ、関連駅におけるバリアフリー化等を推進。

(バス・タクシー)

- 羽田空港と都心部の駅等とを結ぶ深夜早朝アクセスバスの運行（平成26年10月開始）や、タクシーの新たな定額運賃（平成27年3月適用）等のサービス充実に取り組んだ。

成田空港、羽田空港ともに、空港アクセス鉄道の輸送力には余裕がある。
また、速達性の向上も随時図られている。このため、現行のインフラで対応可能。



バスアクセスの充実

- 羽田空港の深夜早朝時間帯の利用促進に向けては、平成26年度より深夜早朝時間帯の羽田空港と都心方面を結ぶアクセスバスの運行を開始し、路線数の拡大や深夜便の運行本数の増便など運行拡充を図った。

東京圏の都市鉄道ネットワークの機能を最大限発揮するため、2020年までに空港の最寄り駅や空港アクセス乗換駅について、更なるバリアフリー化や外国人対応等による結節駅の高度化を推進。

取組事例

バリアフリー

【大容量のエレベーター】

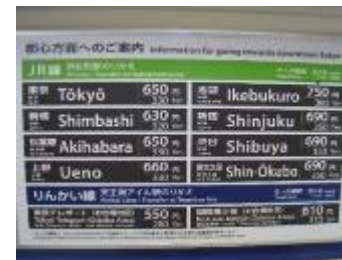
京急 羽田空港国際線ターミナル駅
30人乗りEVが上下線ホームで計7基



外国人対応

【多言語表記】

東京モノレール 羽田空港第3ターミナル駅
日本語より英語の方が大きい運賃表



タクシーの利便性向上

- 首都高速中央環状品川線開通を機に、新しい定額運賃の適用を開始（平成27年3月）。外国人旅行者の宿泊・訪問が多いエリアについて割安な運賃を実現。

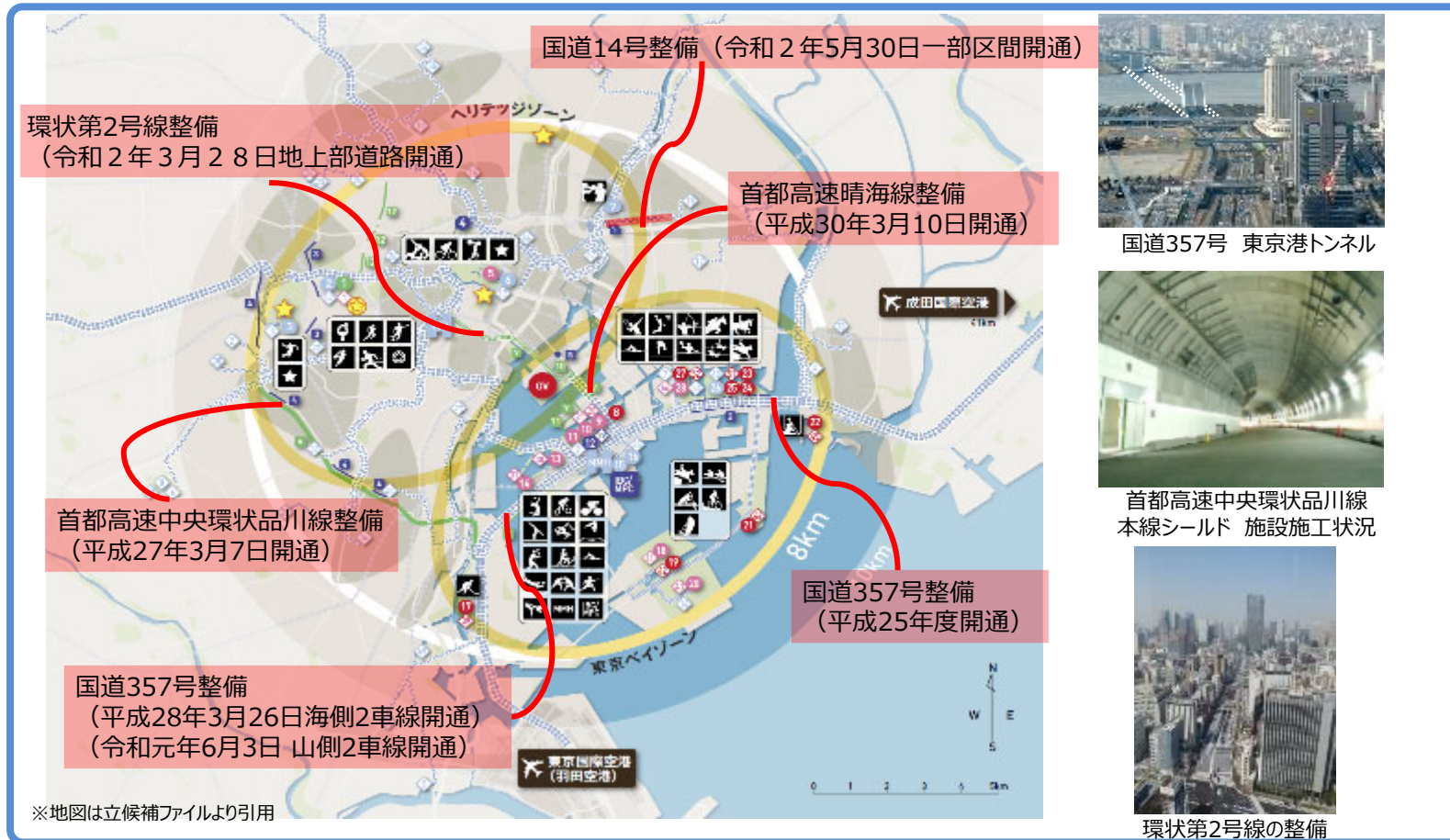


【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

15. 道路輸送インフラの整備

【概要】

- 首都高速中央環状品川線・晴海線、国道357号（立体化等）・14号（拡幅）について整備を推進し、渋滞緩和等を図るとともに、選手村のアクセス道路としても活用予定の環状第2号線等について東京都による整備を支援。



【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

16. 大会開催時の輸送

【概要】

- 平成25年から、東京都が主催する「輸送調整会議」において、大会関係者や観客等の輸送についての検討を開始し、平成27年からは、大会組織委員会も共同主催者となり、名称を「輸送連絡調整会議」と改めて、輸送ルートの設定などについて検討。また、平成29年からは「交通輸送技術検討会」において、大会輸送等について専門的見地から検討を開始。政府としては、同年から、内閣官房が主催する「2020交通輸送円滑化推進会議」において、交通行動を見直す取組について経済界等と一体となって検討を開始しており、大会の競技会場とその周辺が、東京の人流・物流の中枢に位置し、その機能の維持が重要であることに十分留意しつつ、大会の開催が一般交通に与える影響を最小限に抑えるよう配慮した。

検討・実施体制

2020交通輸送円滑化推進会議

<政府>

交通行動の見直しに係る機運醸成と合意形成を図る

【メンバー】関係省庁、東京都、関係自治体、大会組織委員会、経済団体、交通・物流団体 等

<組織委員会・東京都>

輸送連絡調整会議

輸送ルートの設定など輸送方針の策定等を行う

【メンバー】

内閣官房、警察庁、国土交通省、警視庁、関係県警察、道路管理者、鉄道・バス事業者、東京都、大会組織委員会 等

交通輸送技術検討会

大会輸送等について専門的見地から検討を行う

【メンバー】

学識経験者、内閣官房、国土交通省、警察庁、警視庁、道路管理者、東京都、大会組織委員会

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

17. 多言語対応の強化

【概要】

○東京都、民間事業者等との「多言語対応協議会」において、平成26年11月に「多言語対応の取組方針」を策定。同取組に基づき、案内表示・標識等の多言語対応について、視認性や統一性の確保に配慮した取り組みを推進。また、平成29年6月に設置された「小売プロジェクトチーム」において、小売における多言語対応の3つの領域（店頭表示、接客コミュニケーション、商品情報）におけるガイドラインを策定大会に向けて、行政・民間が一体となった取組を積極的に推進。

「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」の取組方針＜概要＞

①交通分科会

- ・ターミナル駅等における分かりやすい案内表記の実現に向け、各主体が連携し垣根を越えた取組を推進
- ・乗降客数が日本最大の新宿駅を対象に、一層の利便性向上のため、多くの関係者が参画した会議体を設置
新宿駅の取組も参考にしつつ、各主体が相互に協力・連絡体制を構築し、多言語化の取組を他の駅等にも広げていく

②道路分科会

- ・道路の案内標識について日英2言語で分かりやすい表示を推進
- ・ピクトグラムを活用、路線番号の表示、標識の集約化等も検討

③観光・サービス分科会

- ・写真付き多言語メニューの整備、食材ピクトグラムの活用
- ・施設内表示や周辺観光案内の多言語化、多言語コールセンターの開設

④小売プロジェクトチーム

- ・小売店における多言語対応のためのガイドラインやピクトグラム、基本接客用語「ようこそ言葉」等の策定
- ・セミナーでの講演やWEB上での発信による上記ツール等の周知・普及

ピクトグラムの例



Japan. Shopping!



上 歓迎表示

下左 免税表示、下右 取引カード

※ 第11回多言語対応協議会を令和3年12月20日に開催し、これまでの取組を報告するとともに、国の関係行政機関、関係地方公共団体、政府関係機関、民間団体及び企業等において引き続き多言語対応に取り組むことを確認。

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

18. 無料公衆無線LAN

【概要】

○訪日外国人が快適に利用できる無料公衆無線LAN環境整備を促進するため、総務省、観光庁、自治体、関係事業者等による協議会を平成26年8月に設置。平成27年2月に、共通シンボルマーク「Japan. Free Wi-Fi」マークを導入。平成27年度に、実証実験を実施。引き続き整備促進、周知・広報、認証連携の取組を進めているところ。

協議会の活動内容＜3つのプロジェクトチーム（PT）により取組推進＞

①整備促進PT

- ・無料公衆無線LANの利用可能エリアを拡大を促進

②周知・広報PT

- ・無料公衆無線LANの利用場所等の情報収集・海外への情報発信
- ・シンボルマーク（「Japan. Free Wi-Fi」マーク）の導入

③認証連携PT

- ・利用手続きの簡素化の推進



＜第1回幹事会
(H26.8.29)の様子＞

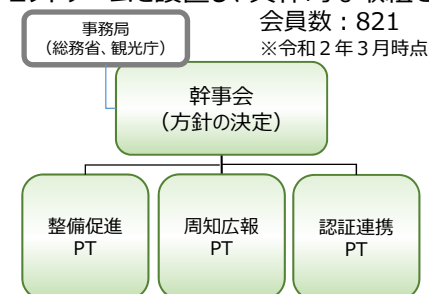
協議会の幹事メンバー

- 空港：（一社）全国空港ビル協会、成田国際空港（株）、新関西国際空港（株）、中部国際空港（株）
- 港湾：みなとオアシス全国協議会、全国クルーズ活性化会議
- 鉄道：東日本旅客鉄道（株）、（一社）日本民営鉄道協会、（一社）日本地下鉄協会
- 自動車：（公社）日本バス協会、（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会、（一社）全国レンタカー協会
- 道路：東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、全国道の駅連絡会
- 宿泊施設：（一社）日本旅館協会、（一社）日本ホテル協会、（一社）全日本シティホテル連盟、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- 商業施設等：（一社）不動産協会、（一社）日本ショッピングセンター協会、（一社）日本フランチャイズチェーン協会
- 自治体：東京都、福岡市
- 通信事業者：無線LANビジネス推進連絡会、（一社）電気通信事業者協会、（一社）テレコムサービス協会、（一社）日本インターネットプロバイダー協会、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

協議会の運営および体制

平成26年8月29日 第1回幹事会
平成27年2月16日 第2回幹事会
平成28年1月12日 第3回幹事会
平成29年2月 2日 第4回幹事会

※整備促進、周知・広報、認証連携の3つのプロジェクトチームを設置し、具体的な取組を推進



【大会の円滑な準備及び運営】②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

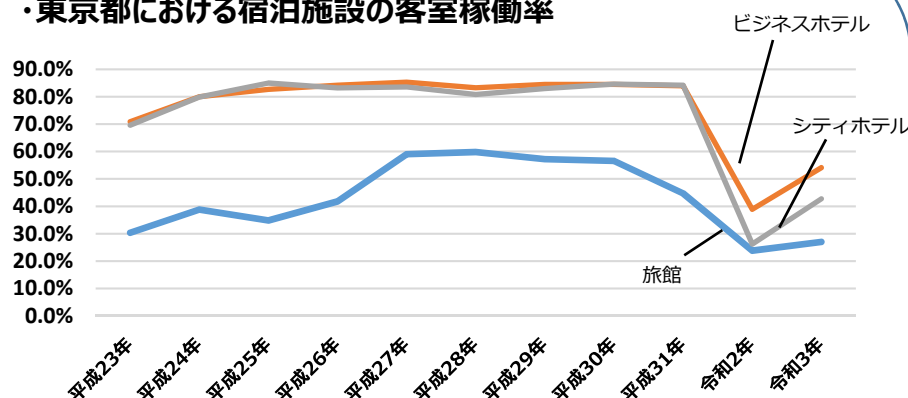
19. 宿泊施設の供給確保に向けた対策

【概要】

○新型コロナウイルスの感染拡大により、訪日外国人旅行者の受入は困難となったが、多様な宿泊手段を提供し、これらの客室や既存の枠組み（旅館・近隣県の宿泊施設・国家戦略特区・イベントホームステイ（イベント民泊）等）を有効に活用するとともに、健全な民泊サービスの普及等に取り組んだ。

<観光庁>

・東京都における宿泊施設の客室稼働率



出典：観光庁宿泊旅行統計調査 第8表より作成
※令和3年は11月速報値

・2019年以降の東京都のホテル新規供給見通し

	2019年	2020年	未定(※)	合計
客室数	6,801	6,980	9,463	23,244

(※) 2021年以降に供給されるホテルを含む。 出典：週刊ホテルレストラン（令和3年12月現在）

・宿泊容量の供給確保

旅館等の既存の宿泊施設の利用を促すための取組を行うとともに、健全な民泊サービスの普及を図ることにより、多様なニーズへの対応を推進。

<内閣府・厚生労働省・観光庁>

○健全な民泊サービスの普及（厚労省・観光庁）

平成30年6月に施行された住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の届出住宅件数は着実に増加。（ただし新型コロナウイルス感染症の影響等により令和2年4月から減少に転じた。）

○国家戦略特区事業（外国人滞在施設経営事業）の活用（内閣府・厚労省）

平成28年10月31日、特区民泊における「最低宿泊・利用日数」を「2泊3日」に引き下げることを定めた「国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令」が施行された。

大田区では「6泊7日」以上での特区民泊を実施していたが、「2泊3日」に対応すべく条例の改正を行い平成30年3月15日に施行。また、千葉市において特区民泊を開始するための関連条例の制定が行われ、平成29年12月21日に施行された。

※ 本事業は、外国人旅客の滞在に適した特区内の施設を、賃貸借契約に基づき条例で定めた期間以上、提供するもの。

○イベントホームステイ（イベント民泊）の活用（厚労省・観光庁）

イベントホームステイ（イベントの開催時に、自治体が要請する等の要件を満たした場合に、旅館業法に基づく営業許可なく、宿泊サービスを有償で提供することができる仕組み）の活用を促進するため、平成28年にガイドラインを策定。

平成29年7月と令和元年12月の2度にわたり、実施のための要件を緩和。

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

20. 医療機関における外国人患者受入れ環境整備

【概要】

- 外国人患者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、以下の取組を実施。
- ・医療機関における外国人患者受入れ環境整備の推進。
- ・令和元年度より、厚生労働省と観光庁が連携して、情報を一元化した「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を公表。

外国人患者受入れ環境整備の推進

- ・都道府県単位の医療・観光等連携ワンストップ対応を促進。都道府県に、地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者による協議会を設置し、実態の把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議、リスト作成と関係者への周知、地域の課題の協議などを行う。都道府県に、医療機関等から寄せられる様々な相談にも対応できるワンストップ窓口を設置。
- ・都道府県によるワンストップ窓口を補完するため、厚生労働省が夜間・休日におけるワンストップ窓口を設置。
- ・医療機関における医療通訳・外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置を支援。令和3年度は19医療機関で実施。
- ・団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進を支援。支援により令和2年度は約400の医療機関等が電話医療通訳を利用。
- ・民間サービスが少なく、通訳者を確保することが難しい希少言語にも対応可能な遠隔通訳サービスを提供。
- ・医療機関の外国人患者受入対応能力向上のため、外国人患者受入れ医療コーディネーターの養成研修等を実施。
- ・「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」等を公開。

外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

- ・厚生労働省と観光庁が連携し、都道府県において選出された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を含む、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」をとりまとめ、公表。

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

21. 外国人来訪者等への救急・防災対応

【概要】外国人対応に係るこれまでの取組内容は、多言語コミュニケーションを支援するシステムへの取組状況を調査し、その活用事例を報告書で紹介。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が夏季に開催されることから、熱中症の予防対策や応急手当等について記載した「訪日外国人のための救急車利用ガイド」等による普及啓発。外国人来訪者等とのコミュニケーションの円滑化等による迅速・的確な救急搬送・熱中症対策や、スマホ等を利用した音声以外の119番緊急通報手段の導入・普及、救急隊用の多言語音声翻訳アプリ（救急ボイストラ）の導入促進、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番通報等の多言語対応、多言語対応の全国版防災アプリの整備等を推進。

これまでの取組内容と今後の取組内容

【これまでの取組内容】

①外国人傷病者への対応

外国人からの119番通報や救急現場等における外国人傷病者に、適切に対応できるよう、消防本部における「三者間同時通訳」及び「多言語音声翻訳アプリ（救急ボイストラ）」の導入を推進。

【導入状況】R3.6.1現在（全国消防本部数：724本部）

・三者間同時通訳 647本部（89.4%）

・救急ボイストラ 647本部（89.4%）

※都道府県別の導入状況等を消防庁ホームページに掲載

②外国人に対する広報

外国人に対して、救急車の利用状況や利用方法を説明した救急車利用マニュアル（3か国語）及び熱中症予防対策や応急手当等について記載した訪日外国人のための「救急車利用ガイド（多言語版）」を作成し、消防庁ホームページへの掲載や関係省庁と連携。（※令和3年3月、新たに9言語を作成し、合計16言語への対応を可能とした。）

③国際的大規模イベント等における外国人傷病者対応の検討

平成27年度に国際的大規模イベント時の外国人対応について検討を行い、その結果を基に救急現場における外国人対応や広報を推進している。これまでの検討を踏まえ、令和元年度に救急現場における外国人対応の課題を改めて整理し、対応方法を検討した。

【今後の取組内容】

①外国人傷病者への対応

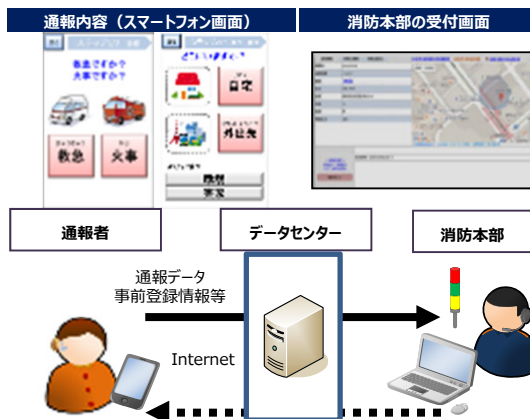
三者間同時通訳及び救急ボイストラの導入状況の調査を継続し、未導入消防本部に対して、あらゆる機会を通じて、導入の促進を図る。

②外国人に対する広報手段

訪日外国人のための「救急車利用ガイド（多言語版）」について、追加言語の検討を行うほか、活用状況調査の結果を踏まえ、各消防本部に対し先進的な広報の方法に関する情報提供を行うとともに、引き続き、活用状況調査、関係省庁と連携した効果的な広報を実施する。

スマホ等を利用した音声以外の119番緊急通報手段の導入の促進

○聴覚・言語機能障害者がスマートフォン等の画面上のボタン操作や文字入力等で119番通報を行える通報手段について、Net119緊急通報システムの消防本部での導入を促進したほか、電話リレーサービスによる緊急通報に全消防本部が対応



多言語対応の全国版防災アプリの整備

○地理に不案内や来訪者等に対し、災害時に適切な避難行動を支援できる「避難支援アプリ」について、ガイドラインを作成し、自治体での導入を促進



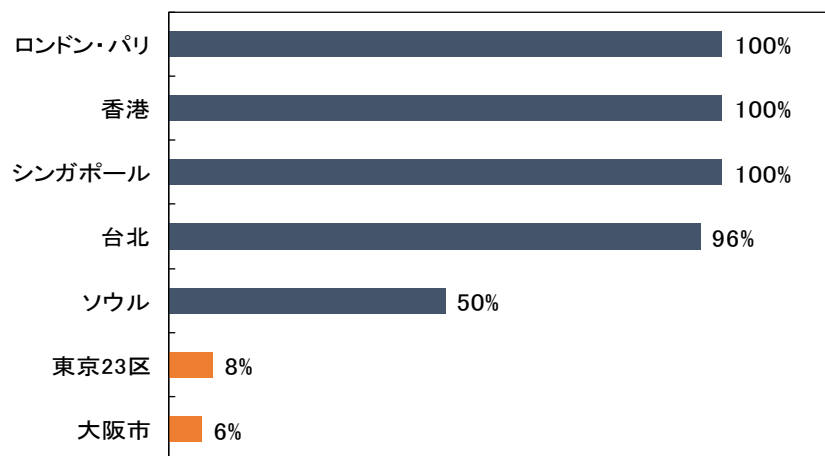
【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

22. 国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進

【概要】

- ・令和3年5月に「新設電柱を増やさない」、「徹底したコスト縮減」、「事業の更なるスピードアップ」を基本方針とした、新たな無電柱化推進計画を策定。(国土交通大臣決定)
- ・センター・コア・エリア内の国管理道路及び都市計画道路として完成した都道については、東京都と連携し2019年度までに無電柱化を概ね完了。

■ 欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状



- ※1 ロンドンはUKPN資料「UKPN SI1 tables 2018-19」による2018年の状況
 ※2 パリは海外電力調査会調べによる2004年の状況
 ※3 香港は国際建設技術協会調べによる2004年の状況
 ※4 シンガポールは『POWER QUALITY INITIATIVES IN SINGAPORE, CIRED2001, Singapore, 2001』による2001年の状況
 ※5 台北は台北市道路管線情報センター資料による台北市区の2015年の状況(ケーブル延長ベース)
 ※6 ソウルは韓国電力統計2019による2018年の状況(ケーブル延長ベース)
 ※7 日本は、国土交通省調べによる2019年度末の状況(道路延長ベース)

■ 無電柱化による美しい街並みへの寄与の事例

【浅草通り（都道453号線）】



※ストリートビューを基に作成

【国道1号（東京都港区高輪）】



【川越市中心部（中央通り線（一番街））】



整備前



整備後

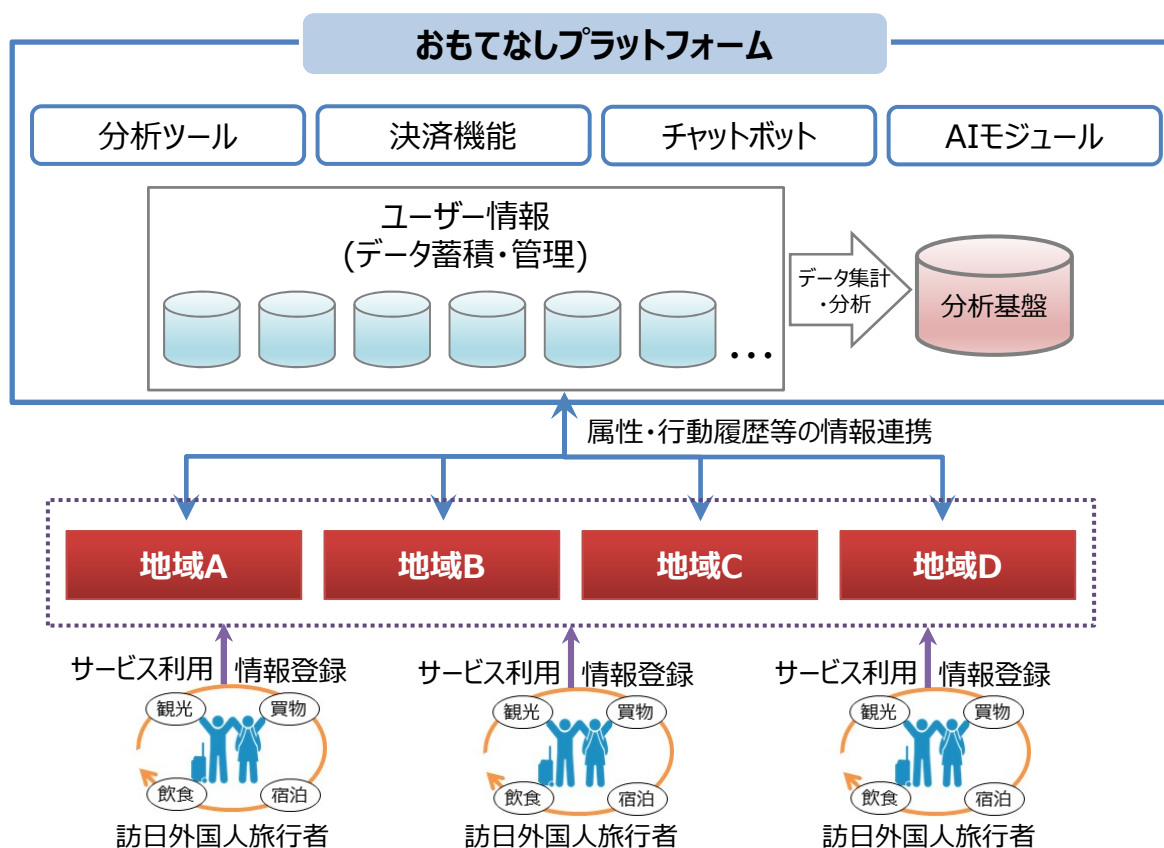
【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

23. 外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備

【概要】

- 訪日外国人旅行者を含む全ての来訪者が快適に滞在できる環境を目指し、各地域における様々な事業者が訪日外国人旅行者から得られる属性や行動履歴等の情報を高品質なサービス・決済等に活用できる仕組み（おもてなしプラットフォーム）を社会実装する。
- 平成28年度から3年間、おもてなしプラットフォームの構築にかかる実証事業を行い、令和元年度以降は民間ベースでおもてなしプラットフォーム導入に向けた取組を実施する。

おもてなしプラットフォームの概要



提供機能

分析ツール

- 訪日外国人旅行者の消費・行動等の傾向を分析できる分析ツールを提供
- 各地域に応じたターゲット層のデータが取得可能

決済機能

- 決済機能の実装を実装するためのソフトウェア開発キット（SDK）を提供
- 決済データを取得することで消費動向を可視化

チャットボット

- 地域の観光案内所等を対象にした多言語のチャットボットを提供
- チャットボットを通じて訪日外国人旅行者のニーズ等を把握することにより、潜在的な需要の可視化が可能

AIモジュール

※今後実装予定

- 観光施策の立案や多言語コミュニケーション等に対応するためのAIモジュールを提供
- 将来的にはソフトウェア機能の一部公開を検討

24. 環境配慮の推進

【概要】

○大会会場等における低炭素化の推進、暑熱対策、3Rの推進等に取り組んだ。

■環境省 令和3年度予算

オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業

熱中症の予防に必要な情報の充実のため、大会の主要競技会場周辺等の17地区程度を対象に気温、湿度等を実測調査すると共に、大会本番の各競技会場内での暑さ指数(WBGT)の計測及びデータ収集を行った。これらの取り組みにより全競技会場(43会場)の周辺と一部の会場内における暑さ指数(WBGT)を提供し、スタッフ等への熱中症予防行動の啓発などに活用した。



東京オリンピック・パラリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業

令和2年度までに東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて知見を収集し、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を改訂したほか、訪日外国人等に対する熱中症予防対策の普及啓発の手法について検討し、普及啓発資料等を作成した。令和3年度は、熱中症対策に関する多言語リーフレット(日・英・中・韓)のホームページでの公表や、会場・その周辺等でのうちわ(日・英)の配布等による普及啓発を実施。

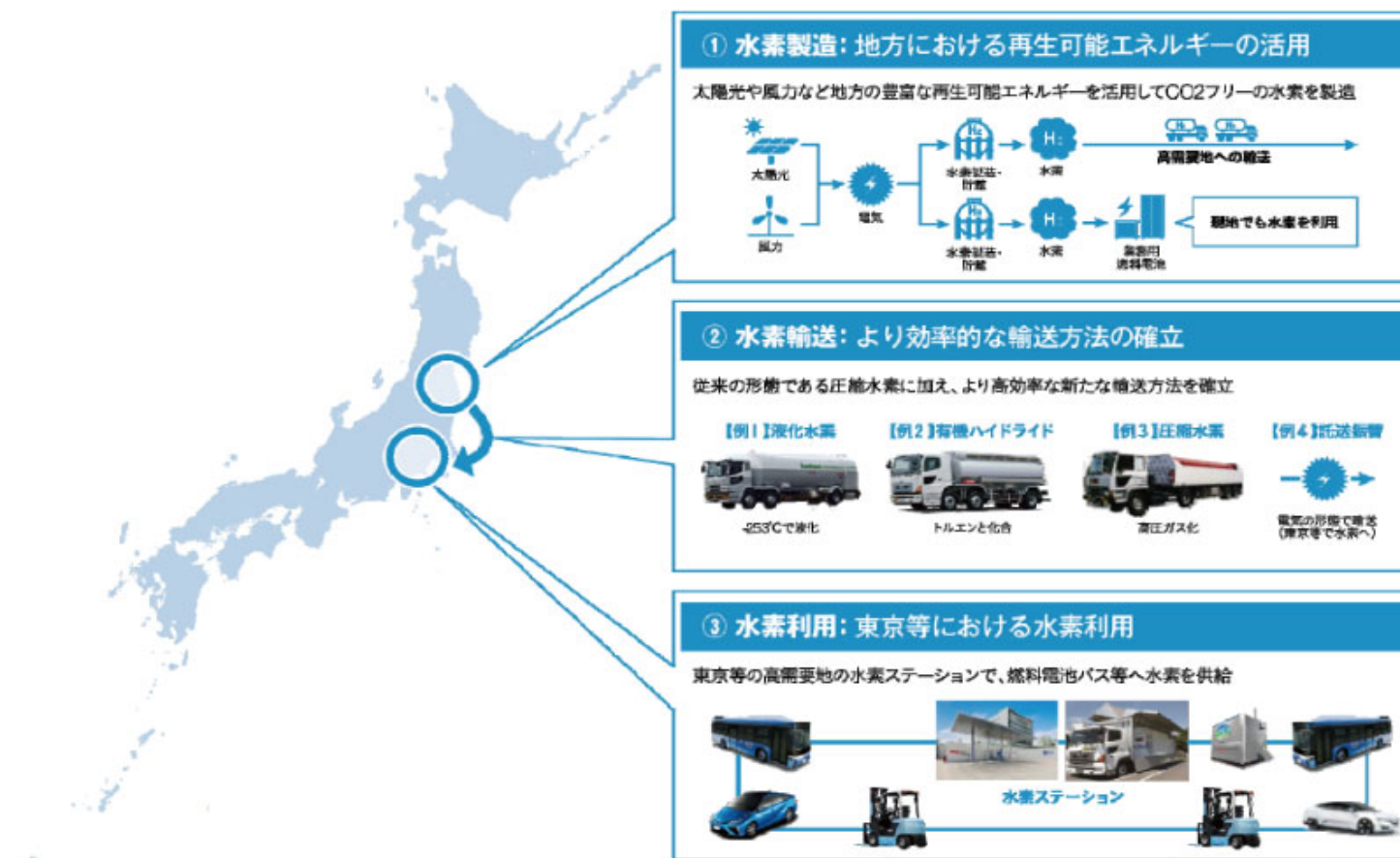


【大会の円滑な準備及び運営】 ③暑さ対策・環境問題への配慮

25-a. 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決

【概要】

- 再生可能エネルギー等を活用した水素社会の実現に向け、自治体と連携した低炭素水素サプライチェーンの構築実証を実施中。
- 燃料電池自動車の普及に向け、車両の導入や水素ステーションの整備を支援するとともに、低コスト化等の技術開発や規制見直しに向けた検討等を実施中。
- 平成28年9月に取りまとめた「福島新エネ社会構想」に基づき、世界最大級の1万kWの水電解装置により再生可能エネルギーから大規模に水素を製造し、これを福島県内のみならず大会開催時に東京で活用するという構想の実現に向けて取組を進めた。令和2年3月には、福島県浪江町において「福島水素エネルギー研究フィールド」の稼働が開始し、東京大会では聖火台及び一部の聖火リレートーチの燃料に水素を利用。

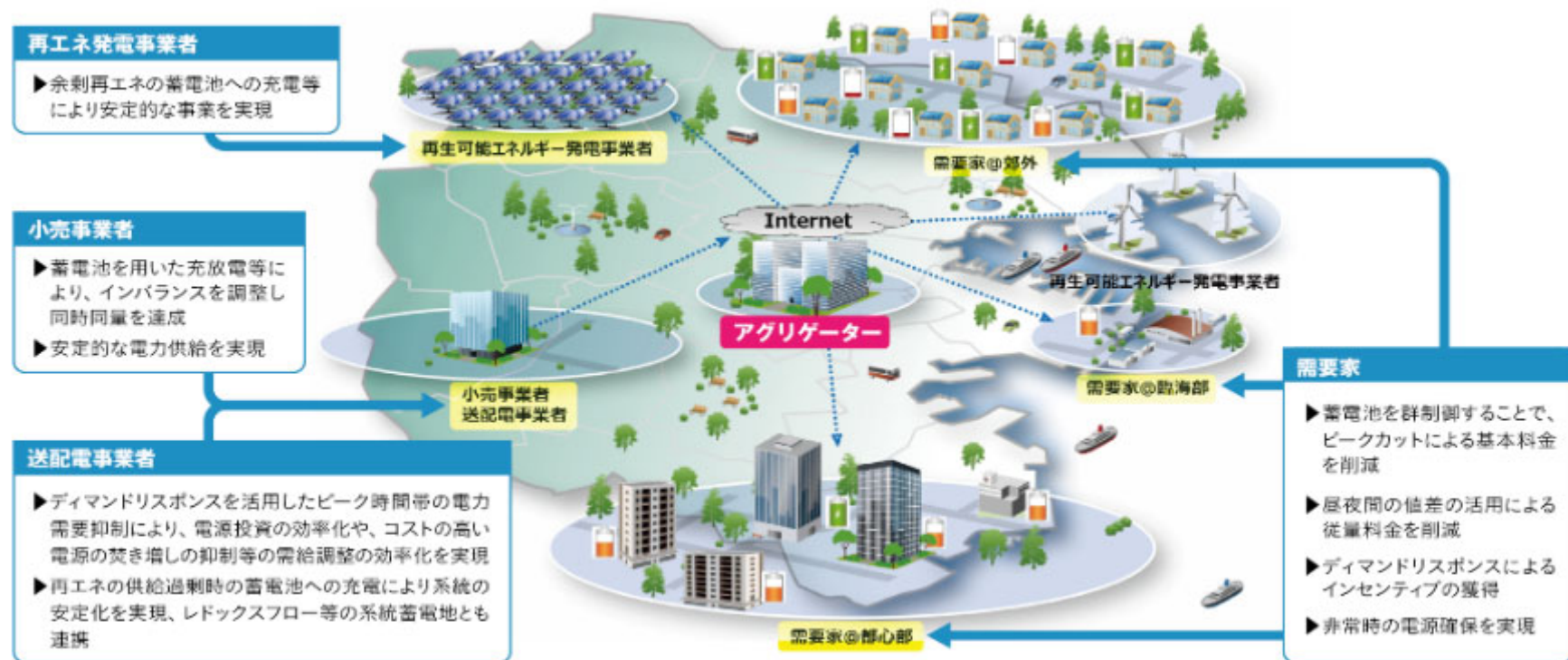


【大会の円滑な準備及び運営】 ③暑さ対策・環境問題への配慮

25-b. 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決

【概要】

- 革新的エネルギーマネジメントシステムの確立に向け、平成28年1月に官民有識者による検討会を立ち上げ、エネルギーリソースアグリゲーションに係る制度整備に向けた議論を開始するとともに、蓄電池等の統合制御を行う実証プロジェクトを平成27年度から令和2年度に実施。令和3年度からは新たに再エネのアグリゲーションに向けた実証を開始。
- ネガワット取引に関するガイドラインの改定や日本卸電力取引所の業務規程の改訂等の取組を経て、平成29年4月にネガワット取引市場が創設された。令和3年度から開始された需給調整市場においてもデマンドリスポンスの参加が始まった。



【大会の円滑な準備及び運営】 ③暑さ対策・環境問題への配慮

26-a. アスリート・観客の暑さ対策の推進

【概要】

- 大会が、暑さが厳しい時期に開催され、日本特有の暑さを知らない多くの外国人が訪れることが予定されることから、平成27年5月に「東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」を設置。同年9月の中間とりまとめを踏まえ、①競技会場等の暑さ対策、②多様な情報発信の実施、③救急医療体制の整備、④暑さ対策に係る技術開発や熱中症対策等に係る予測技術開発等について、対策を推進。
- 「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」において、外国人等に対して発信すべき熱中症等関連情報の内容や提供手段などを検討し、順次、情報を発信。

「東京2020に向けたアスリート、観客等の暑さ対策に係る中間とりまとめ」 平成27年9月2日

【具体的対策例】

1. 競技会場等の暑さ対策

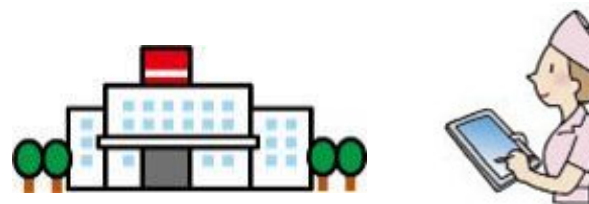


マラソン、競歩沿道等の暑さ対策



夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドラインの策定
※テストイベントの結果を踏まえ改訂

3. 救急医療体制の整備



病院における外国人受入を含めた医療体制の整備

2. 多様な情報発信の実施

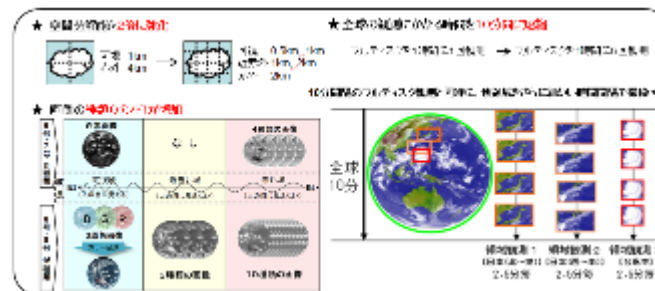


外国人等に対する熱中症等関連情報の提供



熱中症予防情報サイトの多言語化

4. 暑さ対策に係る技術開発や熱中症対策等に係る予測技術開発等



気象情報の予測精度の向上

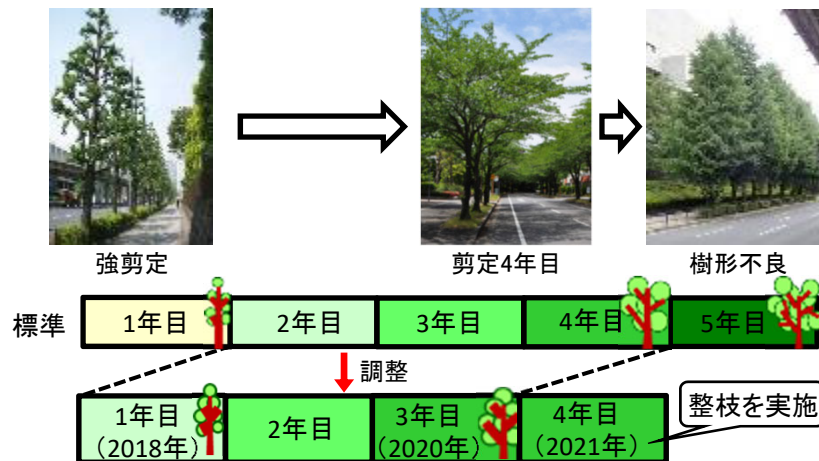
【大会の円滑な準備及び運営】 ③暑さ対策・環境問題への配慮

26-b. アスリート・観客にやさしい道づくり

【概要】

- 国土交通省において設置した、東京都や組織委員会、有識者等を委員とする「アスリート・観客にやさしい道の検討会※」において、総合的な道路空間の暑熱対策について検討され、平成28年10月に今後の取組の方向性が提言としてとりまとめられた。
※座長 屋井鉄雄（東京工業大学環境・社会理工学院教授）
- 当該提言を踏まえ、東京2020大会までの完了を目指して、路面温度上昇抑制機能を有する舗装や道路緑化等、必要な対策を推進した。

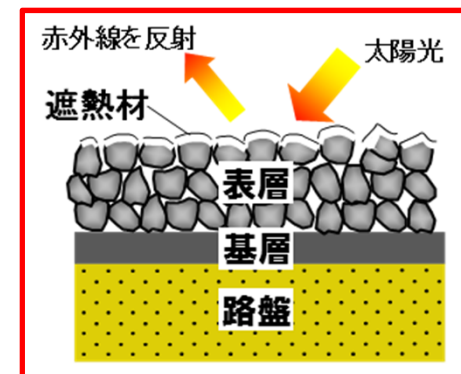
道路緑化



- 競技大会の開催時に良好な緑陰の形成を図るため、剪定強度や時期を調整

路面温度上昇抑制機能を有する舗装

【(例) 遮熱性舗装】



- 表面で光を反射させて路面温度の上昇を抑制する舗装
- このほか、代表例として「保水性舗装」がある

【大会の円滑な準備及び運営】 ④メダル獲得へ向けた競技力の強化

27-a. 競技力の向上

継続的な支援

「スポーツ基本計画」(H29.3.24) 及び「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」(H28.10.3) を踏まえ、トップアスリートが能力を最大限に発揮できるよう、トレーニング環境の充実及び各競技に応じたきめ細かな支援を実施。

トップアスリートの強化活動の支援

競技力向上事業

- ・各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動を支援
- ・次世代アスリートの発掘・育成への支援や、ハイパフォーマンスに関する取組全般を統括する人材等の育成を支援するなど戦略的な支援を実施

ハイパフォーマンス・サポート事業

- ・メダル獲得が期待される競技をターゲットとして、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施
- ・オリパラ大会において、アスリート等が競技へ向けた最終準備を行うための医・科学・情報サポート拠点を設置

我が国のトップアスリートの活躍



(写真: アフロスポーツ/JOC) Photo by 有限会社エックスワン (JPC提供)

アスリートを多方面から支援



Photo by 有限会社エックスワン (JPC提供)



(写真: アフロスポーツ/JOC)

支援

支援

トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

(独) 日本スポーツ振興センター ハイパフォーマンススポーツセンター

オリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート及び高度な科学的トレーニング環境を提供する拠点

国立スポーツ科学センター (JISS)



- ・スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学、情報サポート、スポーツ診療などを実施

ナショナルトレーニングセンター (NTC)



- ・トップアスリートが集中的・継続的に強化活動を行う中核拠点
- ・令和元年6月、オリパラ競技の一体的な競技力強化を支援するため、NTC イーストが竣工

連携

NTC競技別強化拠点

- ・冬季、海洋・水辺系、屋外系競技などの強化拠点について、既存のスポーツ施設を競技別のNTCに指定
- ・ハイパフォーマンススポーツセンター及び近隣の関係機関・施設との連携等による機能強化を推進

スポーツ支援強靱化のための基盤整備事業

- ・ハイパフォーマンススポーツセンターを中心として、感染症等の様々な制約を受ける状況にあっても継続的に選手強化が行われるレジリエントなシステムを構築

直前期～大会中のサポート

- 選手・スタッフが**競技へ向けた最終準備**を行うために必要な環境（スポーツ医・科学、情報面等のサポート）を提供。

- 自国開催のため、**ハイパフォーマンススポーツセンター (HPSC) のトレーニング環境等**を最大限に活用。

- **選手村付近にサポート拠点を設置**し、HPSCと連携しながら必要なサポートを提供。(ハイパフォーマンス・サポート事業により実施)
[トレーニングスペース]



[コンディショニングスペース]



【大会の円滑な準備及び運営】 ④メダル獲得へ向けた競技力の強化

27-b. 競技力の向上

【競技力向上事業 概要】

○東京2020大会、北京2022大会をはじめとする国際競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及びパリ2024大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化について、感染症対策の徹底等も含め、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施。

【東京2020大会に向けたJOCの目標】

- 金メダル獲得数30個
- 参加する競技種目すべてで上位入賞

【東京2020大会に向けたJPCの目標】

- 金メダル獲得数20個

戦略的強化

パリ2024大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成の支援や、競技団体の強化戦略プランの実効化支援など戦略的な取組を実施。

◆次世代トップアスリートの育成・強化

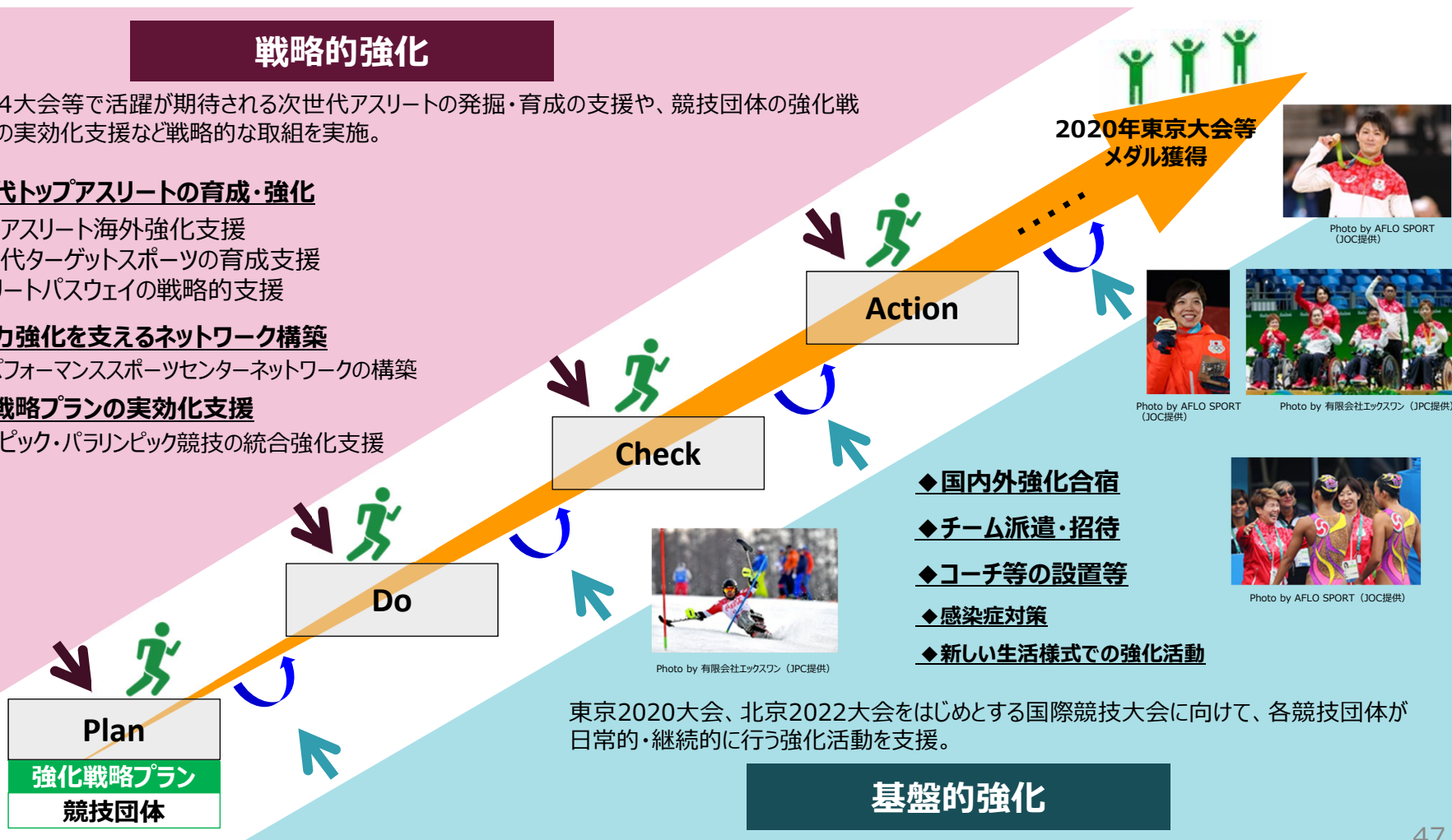
- ・ 有望アスリート海外強化支援
- ・ 次世代ターゲットスポーツの育成支援
- ・ アスリートパスウェイの戦略的支援

◆競技力強化を支えるネットワーク構築

- ・ ハイパフォーマンススポーツセンターネットワークの構築

◆強化戦略プランの実効化支援

- ・ オリンピック・パラリンピック競技の統合強化支援



【大会の円滑な準備及び運営】 ④メダル獲得へ向けた競技力の強化

28. 強化・研究拠点の在り方

【概要】

○オリンピック競技とパラリンピック競技の強化・研究活動拠点の機能強化やその在り方について、有識者会議がとりまとめた最終報告（平成27年1月）を受け、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築のため、ナショナルトレーニングセンターの拡充整備を実施し、令和元年6月末に完了。

◆施設概要

- 所在地：東京都北区西が丘
- 施設名称：ナショナルトレーニングセンター屋内トレーニングセンター・イースト（東館）
- 竣工日：2019年6月30日

◆主な特徴

- オリンピック競技・パラリンピック競技共同利用
- ユニバーサルデザインを踏まえた施設設計
 - ・バリアフリー法や東京都「福祉のまちづくり条例」に適合
 - ・「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン（ハード編）」（平成28年1月国際パラリンピック委員会承認）に準拠

◆内部の施設について

施設

- 共用体育館
【オリンピック競技】バスケットボール、バレーボール、バドミントン、テコンドー
【パラリンピック競技】車椅子バスケットボール、シットイングバレーボール、バドミントン、テコンドー、ボッチャ、ゴールボール、パワーリフティング、ウィルチェアラグビー
- 水泳（競泳）トレーニング施設 ● 卓球トレーニング施設
- 射撃トレーニング施設 ● フェンシングトレーニング施設
- アーチェリトレーニング施設
- 宿泊施設 ● 食堂

◆施設写真



水泳（競泳）



アーチェリー



フェンシング



射撃



卓球



共用体育館

【大会の円滑な準備及び運営】 ④メダル獲得へ向けた競技力の強化

29. 自衛官アスリートの育成及び競技力向上

【概要】

- 有望選手の獲得施策推進のほか、平成26年度から集合訓練を実施してきた女子ラグビー及びカヌーについて、平成29年度から特別体育課程を設置、従来から選手を育成してきた9種目と合わせ、11種目の選手育成・強化を実施。また、育成の基盤となる自衛隊体育学校においてトレーニング器材の取得を推進。

【具体的な取組】

アスリートの獲得及び育成

- 世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策を推進
- 女子ラグビー及びカヌーについて、特別体育課程として設置、計11種目の選手育成・強化を実施
(11種目：レスリング、ボクシング、柔道、射撃、ウエイトリフティング、アーチェリー、陸上、水泳、近代五種、女子ラグビー、カヌー)



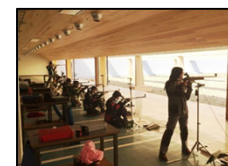
育成の基盤の整備

以下のとおり器材の取得と施設の整備を推進

- トレーニング器材の取得
- 各種施設の整備【令和元年度に完了】
 - ・庁隊舎空調設備等の整備
 - ・近代五種用訓練施設等の整備
 - ・ラグビー場の整備
 - ・アーチェリー訓練環境の整備
 - ・照明の整備
 - ・総合体育館の空調設備の整備
 - ・研修棟の整備
 - ・50m射場の建替等



総合体育館



50m射場

【取組の結果】

- 10種目に17名の自衛官アスリートが出場
- 自衛隊体育学校において過去最多となる5個のメダルを獲得（金×3、銀×1、銅×1）

30. 射撃競技における競技技術の向上

【概要】

○競技技術の向上に資するため、平成26年11月に年少射撃資格者の下限年齢を引き下げるなどの銃刀法の改正を実施（平成27年4月施行）。

射撃競技団体等からの要望

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた射撃競技の競技力強化のための銃刀法改正要望

国による強化方針等の方向性

射撃競技団体等の要望は、次の点で国の施策の方向性と同じ

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会等に向けた選手強化
- ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化
- 射撃競技における競技力強化

文部科学大臣から国家公安委員会に対し検討要請

要望を踏まえた改正

年少射撃資格者※1の年齢の要件の見直し

- 年少射撃資格者の下限年齢を14歳から10歳に引下げ
- 年少射撃資格の認定の失効年齢を18歳から19歳に引上げ

※1 原則、18歳以上の者のみ空気銃を所持できるところ、一定の資格の認定を受けた14～17歳の者は、指定射撃場で射撃指導員の監督を受けて、当該射撃指導員が許可を受けて所持する空気銃を使用可能

練習射撃場の制度※2の拡充

- 空気銃に係る練習射撃場の制度を新設
- 年少射撃資格者が練習射撃場において射撃練習を行う場合の措置を規定

※2 原則、所持許可を受けた猟銃しか使用できないが、猟銃の所持許可者等は、練習射撃場においては、そこに備え付けられた猟銃も使用可能

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備

31. 国内アンチ・ドーピング活動体制の整備

【概要】

○フェアな環境下でのスポーツを担保するために、アンチ・ドーピングに関する教育の更なる充実を図るとともに、インテリジェンス活動（情報共有）体制の構築、研究開発の促進を検討。平成28年1月、国内アンチ・ドーピング体制の構築・強化、及び国際的なスポーツインテグリティ保護への支援・貢献に向け、課題を整理し必要な対応を議論するためのタスクフォースを設置し、同年11月報告書を公表。平成29年度（2017年度）から報告書で示された内容等を踏まえ取組を推進。

＜フェアな環境下でのスポーツを担保し、大会がもたらす価値の向上、及び、国際的責任の完遂を図る。＞

クリーンなスポーツ、クリーンな日本を世界へ発信

① 教育・研修の充実

- ユース世代を含むアスリートやサポート要員への教育・研修を充実させ、アンチ・ドーピングの的確な理解を促し、大会において、日本のアスリートやサポート要員のドーピングゼロを目指す。
- 一般、特に学校教育におけるスポーツの価値を基盤とした教育を充実させ、不正を許さず、フェアな環境を他者と協働しながら構築しようとする態度を育て、広くスポーツの価値の浸透を図る。
- ドーピング検査員の増員を図るとともに研修を充実させ、検査の技術面だけではなく、国内外のアスリートとのコミュニケーション能力の向上を目指した研修を実施。また、医師・薬剤師等の医療従事者に対する情報提供・研修等の充実を図る。

② インテリジェンス活動（情報共有）体制の構築

- IOC・IPC及び世界ドーピング防止機構（WADA）がオリンピック・パラリンピックの開催国に対して遵守するよう求めている世界アンチ・ドーピング規程の改訂（2015.1）に伴い、新たに追加されたインテリジェンス活動体制の構築について、IOC・IPC及びWADAが求める水準を明確化・具体化し、オールジャパン体制で、ドーピングのないクリーンな東京大会を実現した。

日本の研究力・技術力を世界へ発信

③ 研究開発の促進

- 高度化・巧妙化するドーピングに対応するための新たな検出手法やアスリートの精神的・身体的負担を軽減する検査手法を開発するため、日本の最先端の研究・技術を活用し、効率的で効果的なドーピング検査手法の研究・開発を促進。

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑥新国立競技場の整備

32. 新国立競技場の整備等

【概要】

- 「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」が平成27年8月28日に策定した「新国立競技場の整備計画」に基づき、事業主体である(独)日本スポーツ振興センターにおいて、平成28年1月から、設計・施工を一貫して行う新国立競技場整備事業を実施。
- 平成28年12月に本体工事に着手し、令和元年11月末に完成。
- 令和2年1月より大会に向け、組織委員会による大会準備のための工事を開始。
- 大会のメインスタジアムとして、開閉会式、陸上競技に使用。



事業概要



- ・計画敷地 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号
- ・敷地面積 約109,800m²
- ・建築面積 約 69,600m²
- ・延べ面積 約192,000m²
- ・階数 地上5階 地下2階
- ・高さ 約47m
- ・座席数 完成時約60,000席
(将来、約8万席への増設が可能な計画)
- ・工事完成 令和元年(2019年)11月
- ・工事費 約1,500億円
- ・発注者 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ・事業者 新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体

施設計画・コンセプト

アスリート第一

アスリートが最高のパフォーマンスを発揮できる環境を整備

スムーズに移動できる専用動線と諸室配置により、アスリートが使いやすく集中力を維持できる環境を整備するとともに、観客との一体感を創出するスタンドとしています。また、高性能なフィールド整備システムにより、季節や天候によらずベストコンディションを維持できます。

世界最高のユニバーサルデザイン

全ての人が安心して快適に観戦できるスタジアム

障害者等の関連団体(14団体)とのワークショップにおける意見を踏まえ、障害・年齢・性別・国籍にかかわらず、様々な利用者への網やかな配慮をすることで、全ての人が安心して快適に利用できる環境を整備しています。

周辺環境等との調和・日本らしさ

神宮の杜と調和する市民に開かれたスタジアム

歴史的な緑を継承する明治神宮内苑から皇居へとつながる神宮の杜。エリア一帯の貴重な緑を未来に残すために、100年後を見据え、大地に根ざす「生命の大樹」として周辺の自然と調和し、市民に開かれた「杜のスタジアム」が誕生しました。



33. Sport for Tomorrow プログラムの実施

【概要】

- スポーツが未来をつくる：東京オリンピック・パラリンピック競技大会とそれに向けた具体的行動を通じて、世界のより良い未来のために、未来を担う若者をはじめ、あらゆる世代の人々に、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広めていく取組。

2014～2020年の7年間で、開発途上国を始めとする100か国以上、1,000万人以上を対象に、以下のプログラムを実施する。

※ 2020年東京大会の1年延期にともない、本プログラムも1年延長。2021年9月末時点（2014年1月～2021年3月）で、204か国・地域で13,192,197人が裨益した。

① スポーツを通じた国際協力及び交流

【外務省】

- スポーツ関連施設の整備、器材供与（文化無償資金協力）
- スポーツ指導者・選手の派遣・招へい（JICA海外協力隊派遣、スポーツ外交推進事業）
- スポーツ分野での技術協力（JICA技術協力）
- スポーツ分野での日本文化紹介・人材育成支援（国際交流基金事業）
- スポーツ分野での日本文化紹介（在外公館文化事業）等

【スポーツ庁】

- 学校体育カリキュラム策定支援、スポーツイベント開催支援のための専門家派遣
- パラリンピック参加国・地域数の拡大に向けた支援等

② 国際スポーツ人材育成拠点の構築 【スポーツ庁】

- スポーツ教育を行う大学院修士課程や短期プログラムへの留学生の受入

③ 国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援 【スポーツ庁】

- アンチ・ドーピングが遅れている国への教育・研修パッケージの開発・導入支援等

Sport for Tomorrowコンソーシアム

（2014年8月設立）

※Sport for Tomorrowプログラムを推進していくための官民連携ネットワーク

●運営委員会：

外務省

スポーツ庁

日本スポーツ振興センター(JSC)

国際協力機構(JICA)

国際交流基金(JF)

東京2020組織委員会

日本オリンピック委員会(JOC)

日本パラリンピック委員会(JPC)

日本アンチ・ドーピング機構(JADA)

日本スポーツ協会

筑波大学

日本貿易振興機構(JETRO)

ワールドマスタースゲームズ2021関西組織委員会

●メンバー：（随時募集中）

地方自治体

スポーツ関連団体

大学

民間企業

NGO/NPO 等

●事務局：

日本スポーツ振興センター(JSC)

上記に加え、スポーツ振興の前提となる途上国の青少年の育成を草の根レベルで支援。（教育施設整備案件）→外務省

34. 国内のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及

【概要】

○東京大会に向けた機運醸成を図り、オリンピック・パラリンピックムーブメントを全国展開するため、大会組織委員会をはじめとした関係団体と連携し、各学校におけるオリンピック・パラリンピック教育を推進するとともに、大会を始めとするスポーツの記録と記憶を後世に残すためのアーカイブに係るガイドラインの作成等に取り組んだ。

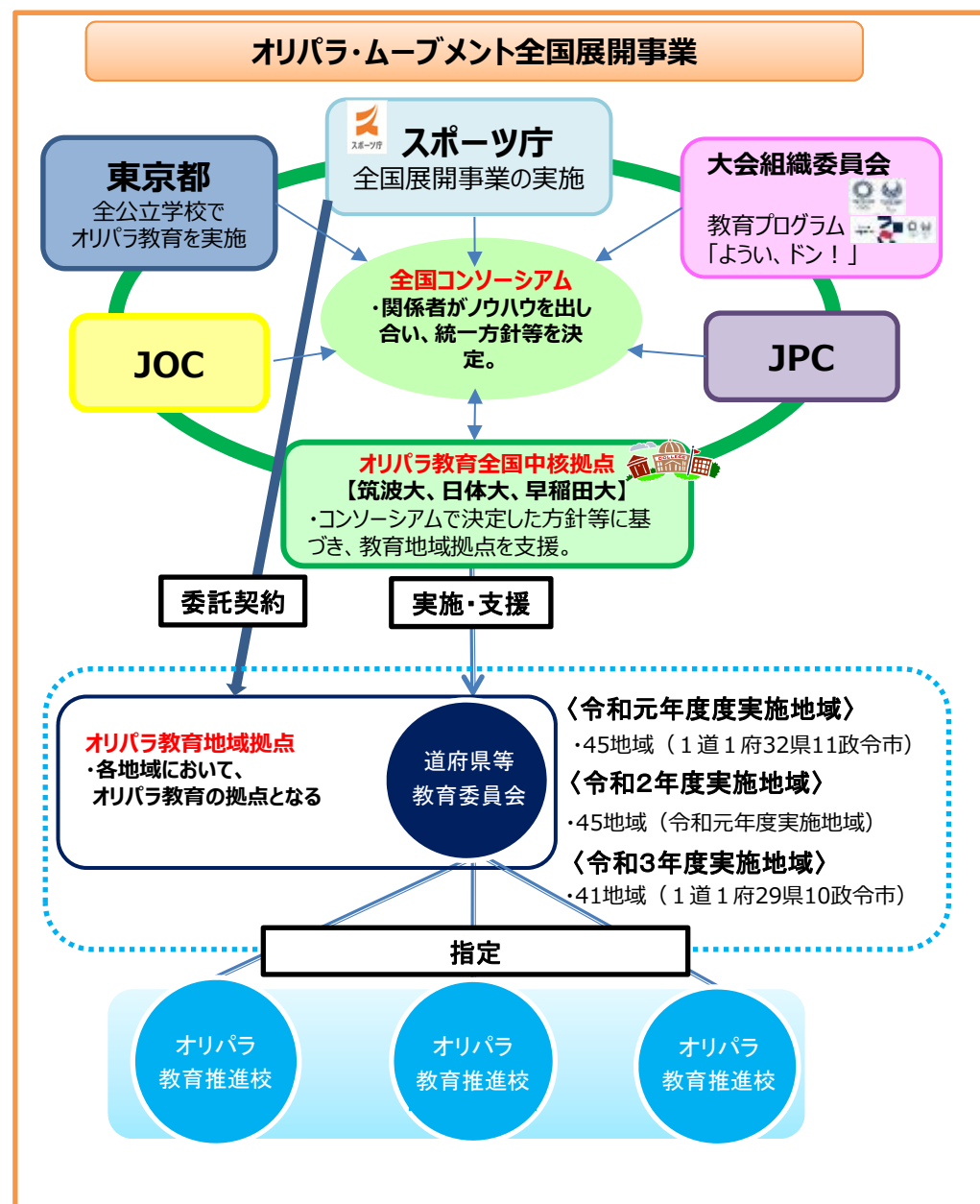
オリパラ教育地域拠点の概要

<事業内容>

- ・オリパラ教育地域拠点（各都道府県教育委員会等）が、教育推進校を指定し、推進校ではオリパラを題材にした授業、競技体験等を展開。
- ・従来のオリパラ教育に加え、大会本番の機運を最大限活用し、より実践的にオリパラ教育を推進。
- ・さらに、新しい生活様式に対応したオリパラ教育（オンラインによるアスリート派遣等）を推進。

<地域拠点数>

- ・平成27年度実施地域
3地域（宮城県、京都府、福岡県）
- ・平成28年度実施地域
12地域（2府10県）
- ・平成29年度
20地域（1府14県5政令市）
- ・平成30年度
34地域（1道1府24県8政令市）
- ・令和元年度、2年度
45地域（1道1府32県11政令市）
- ・令和3年度
41地域（1道1府29県10政令市）



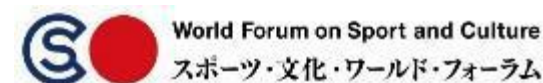
35. スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催

【概要】

ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、関西ワールドマスタースゲームズ2021に向けて、観光とも連動させつつ、スポーツや文化による国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信し、国際的な機運を高めるためのキックオフイベントとしての国際会議を、2016年リオ大会直後の秋に、京都と東京で開催。

1. 開催時期・場所

2016年10月19日(水)～10月20日(木)： 京都(ロームシアター京都等)
10月20日(木)～10月22日(土)： 東京(六本木ヒルズ等)



2. 主 な 内 容

(1) 京都オープニング・東京プレナリー

【京都オープニング】
義家副大臣による開会宣言



【東京プレナリー】
森東京オリパラ組織委員会
会長、バハIOC会長、クレイ
ブIPC長等による挨拶・基
調講演や、官民パネルを実施



(2) 国際会議

【スポーツ関係】
・スポーツ大臣会合
「スポーツ・フォー・トゥモロー」
・スポーツセッション
「ラグビーの魅力・ラグビーワールドカップの力」
「オリンピック・パラリンピックがもたらすレガシー」



【文化関係】
・文化会議全体会
2020年に向け、文化振興の機運を高め、文化による
国づくりに一丸となって取り組んでいくことを宣言
・文化会議分科会
「文化芸術資源で未来をつくる
～輝き続ける日本へ～」
「文化芸術活動を通じた多様性を
尊重する社会の実現に向けて」等



(3) 官民ワーク ショップ

ダボス会議を主催する世
界経済フォーラムと日本
政府が連携して26のセッ
ションを実施



(4) 文化イベント

二条城等、世界遺産の
神社・仏閣を活用し、我
が国の伝統芸能等と海
外文化・現代アート等が
調和したイベントを開催



その他、東京・京都の各
地において、六本木ア
ートナイト等の各種協賛イ
ベントと連携

36. Specialプロジェクト2020の実施

【概要】

○大会のレガシーとして特別支援学校を地域の共生社会の拠点とするために、全国の特別支援学校でスポーツのみならず文化・教育活動も含めた全国的な祭典を開催するための準備をすすめている。大会の延期に伴い、2021年にも実施。

事業内容

①全国的な祭典の実施

全国4地域で、特別支援学校等の児童生徒が参加するスポーツ・文化・教育の祭典を実施。



②特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり

特別支援学校等を拠点とした障害児・者の地域スポーツクラブ活動や、特別支援学校等における体育・運動部活動等を推進。

③特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会の開催支援

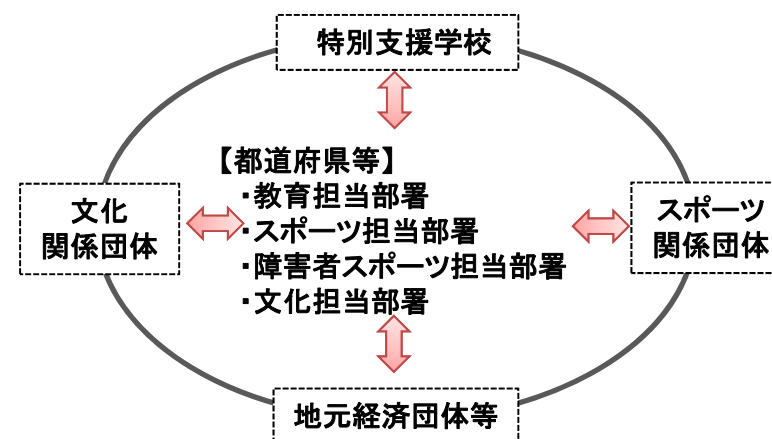
全国の特別支援学校のスポーツ・文化活動の充実を図るため、特別支援学校のスポーツ・文化活動の成果を披露するための全国大会の開催を支援。

④全国的な普及に向けた取組

モデル事例の普及、ロゴマークを用いた周知・プロモーション等により、事業成果を全国に横展開して成果の最大化を図る。

実施体制

実行委員会（都道府県レベル）



効果

- ・地域の誰にでも開かれた次世代の「共生学校」を創造
- ・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、地域の共生社会の拠点づくり

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑧その他

37. 記念貨幣の発行

【概要】

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた機運を醸成するため、同大会を記念する貨幣を発行することとし、リオデジャネイロから東京への開催都市の引継をテーマとする記念貨幣の発行及び図柄等を決定（平成28年7月12日閣議決定、8月29日政令改正）。
- 記念貨幣に関する有識者会合を開催（平成29年5月31日（第1回）、6月15日（第2回）、平成30年6月4日（第3回））し、記念貨幣の基本的事項（発行貨種・種類数、図柄題材、発行時期等）や図柄題材競技の選定基準等を取りまとめ。
- 大会開催までに一連のシリーズとして4回に分けて37種類発行することとし、第一次発行分について計5種類の発行及び図柄等を決定（平成30年2月23日閣議決定、2月28日政令改正）、第二次発行分について計10種類の発行及び図柄等を決定（平成30年12月12日政令改正）、第三次発行分について計10種類の発行及び図柄等を決定（令和元年6月21日政令改正）、第四次発行分について計12種類の発行及び図柄等を決定（令和元年6月18日閣議決定、12月4日政令改正）。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣（第四次発行分）

競技大会名	東京オリンピック競技大会			東京パラリンピック競技大会		
貨幣の種類	千円銀貨幣	五百円バイカラー・クラッド貨幣	百円クラッド貨幣	一万円金貨幣	五百円バイカラー・クラッド貨幣	百円クラッド貨幣
図柄（表面）	 ボクシング  レスリング	 雷神	 サッカー  テニス  バレーボール  ミライワ	 「聖火ランナー」と 「国立競技場」と 「心技体」	 風神	 自転車競技  車いすラグビー  ソメイティ

○記念貨幣に関する会合におけるとりまとめ概要

<発行貨種・種類数等>

一万円金貨：3種類（スポーツ理念）

千円銀貨：12種類（競技）

五百円銅貨：2種類（東京大会の象徴）

百円銅貨：20種類（競技及びマスコット）

<図柄題材競技の選定基準>

オリンピック・パラリンピック競技大会におけるメダル獲得競技（直近3大会）等に基づき選定。

<発行時期>

第一次：平成30年11月～

第二次：令和元年7月～

第三次：令和2年2月～

第四次：令和2年7月～

38. 大会協賛宝くじ・記念切手の発行等

【概要】

○全ての都道府県及び指定都市において、大会協賛宝くじを発売。また、日本郵便(株)において、記念切手の発行について、関係省庁（文部科学省）からの推薦に基づき、調整。

1 協賛宝くじ

宝くじの発売団体である全ての都道府県及び指定都市は、大会に向けて協賛宝くじを平成28年度から令和2年度まで発売。
（支援額350億円）

2 記念切手の発行等

[令和2年度の主な取組]

日本郵便において、令和2年4月に「国際絵入り葉書」を発行。

[令和3年度の主な取組]

日本郵便において、令和3年6月に大会記念切手を発行。

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑧その他

39. 記念自動車ナンバープレートの発行

【概要】

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた国民的機運の醸成、意識の高揚を図る観点から、大会エンブレムを使用し特別仕様ナンバープレートを2017年10月より交付開始。（2021年11月30日に交付終了）
- 当該ナンバープレートの交付に合わせて寄付金が募集され、その収入は大会開催に向けて必要となる交通サービスの改善（バス・タクシーのバリアフリー化等）に充てられた。

図柄入りナンバー（寄付金付き）



エンブレム付きナンバー



オリンピックエンブレムを使用した1枚とパラリンピックエンブレムを使用した1枚の2枚1組で交付

【交通事業者による取付】



（羽田・成田空港に乗り入れしているバス・タクシー事業者）

【寄付金を活用して、バス・タクシーのバリアフリー化等を促進】



（ノンステップバス）



（ユニバーサルデザインタクシー）

標準的な車いすで
乗降可能な高さ

低床構造で高齢者や障害者
でも乗降がしやすい

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑧その他

40. 知的財産保護の在り方検討

【概要】

○知的財産保護に係る国と組織委員会との打ち合わせを開催し、大会に関連する知的財産保護の在り方について意見交換を実施。不正競争防止法及び商標法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を引き続き実施。

○商標法に基づくオリンピック関連標章の保護

商標法第4条第1項第6号及び第4条第1項第11号により商標登録が認められない例

条文の説明	オリンピック関連標章の例
著名な国・地方公共団体の標章、公益事業に関する標章等と同一又は類似の商標は登録を受けることができない（6号）	「オリンピック」「OLYMPIC」 
同一又は類似する他人の商標が先に登録されている場合は登録を受けることができない（11号）	「TOKYO 2020」 登録番号：登録第5626678号 権利者：公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 指定商品・役務：全ての指定商品及び指定役務の分類について登録  登録番号：国際登録第1128501号 権利者：IOC 指定商品・役務：全ての指定商品及び指定役務の分類（23類を除く）について登録

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑧その他

41. 式典等大会運営への協力

【概要】

- 防衛省は、組織委員会からの依頼により、自衛隊法 100 条の 3 に基づく大会の運営協力と令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法に基づく国有財産の無償使用の両面から協力を行うとともに、東京都からの依頼により、東京都上空においてブルーインパルスによる展示飛行を行った。

【具体的な取組】

＜自衛隊法 100 条の 3 に基づく大会の運営協力＞

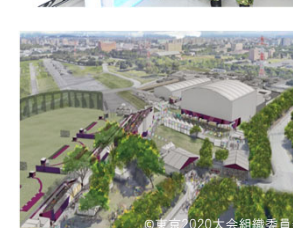
- 聖火到着式におけるブルーインパルスによる展示飛行及び航空中央音楽隊による演奏
- 組織委員会が維持・管理する情報システムのサイバーセキュリティ対策としてのぜい弱性診断
- 東京2020大会の開・閉会式及び各種競技の表彰式における国旗等掲揚
- 射撃競技会場の医務室における医師及び看護師等による医療サービスの提供
- 伊豆の自転車競技会場から指定病院への負傷者等の救急搬送
- セーリング競技会場の海上における選手等が負傷等した場合の救護及び搬送
- 自転車ロード競技に係る沿道整理、首都圏会場に係る関係者エリアの整理及び朝霞射撃競技会場における会場整理
- アーチェリー競技、射撃競技及び近代五種競技における審判及び競技運営並びに競技用具管理等の競技運営

＜令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法に基づく国有財産の無償使用＞

防衛省所管の国有財産について、射撃競技会場として陸上自衛隊朝霞訓練場、セーリング競技の運営艇の陸上保管場所として海上自衛隊横須賀教育隊の敷地、聖火到着式の開催地として航空自衛隊松島基地を無償使用。

＜防衛省設置法第 4 条第 1 項第 17 号に規定する防衛に関する知識の普及及び宣伝＞

東京都からの依頼により、東京2020大会の開会日に東京都上空において、ブルーインパルスによる展示飛行を実施。



【大会の円滑な準備及び運営】 ⑧その他

42. 建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置

【概要】

○大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、国内での人材確保に最大限努めることを基本として、緊急かつ時限的措置として、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図る「外国人建設就労者受入事業」を2015年4月から開始（2020年度で新規受入を終了）。

<概要>

期間：2015年4月1日～2023年3月31日

（適正監理計画の申請の受付は2020年7月31日締切）

受入対象者：技能実習（第2号または第3号）修了者

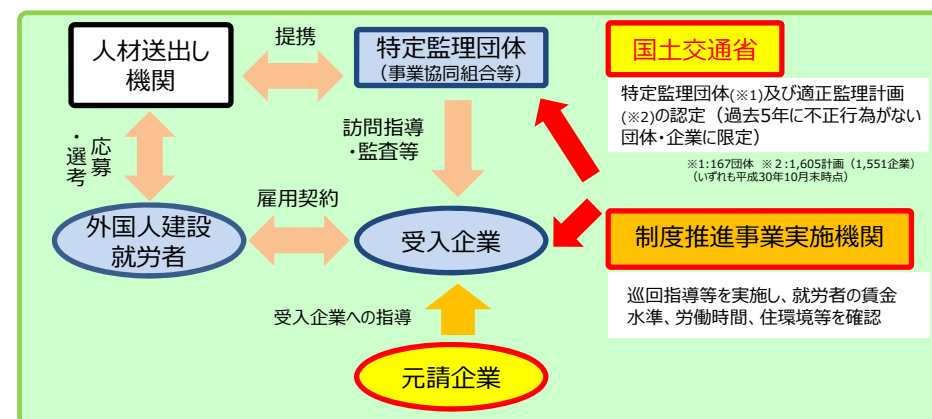
（過去に修了し帰国した者を含む）

在留資格：特定活動

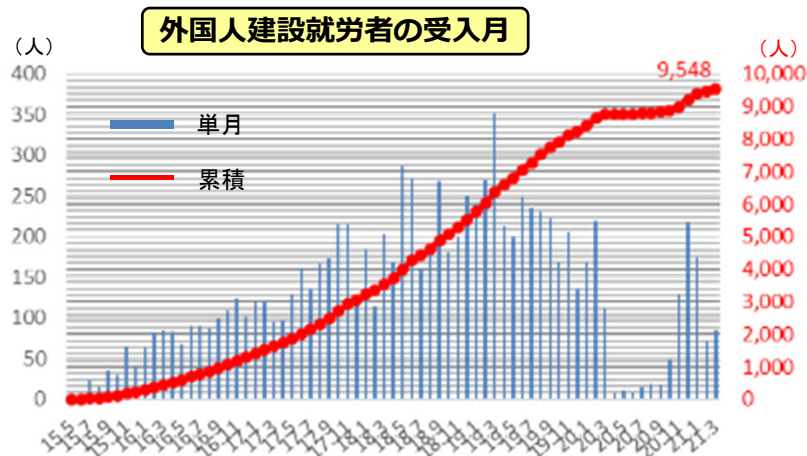
在留期間：2年以内

※本特定活動開始までの間に、本国に1年以上帰国した者は3年以内

<外国人建設就労者受入事業における監理体制>



外国人建設就労者の受入状況（2021年9月末時点）



国籍別の状況

単位：人

国名	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	カンボジア	モンゴル	ネパール	タイ	スリランカ	キルギス
人数	1,602	513	278	214	39	27	16	14	7	3	1

職種別の状況

単位：人

職種	とび	鉄筋施工	型枠施工	溶接	建設機械施工	内装仕上げ施工	左官	鉄工	建築大工	塗装	防水施工	配管
人数	716	453	374	257	183	123	105	101	85	73	62	57
コンクリート圧送施工	32	20	17	14	9	8	8	5	5	4	2	1
建築板金												
タイル張り												
さく井												
表装												
熱絶縁施工												
サッシ施工												
かわらぶき												
石材施工												
冷凍空調和機器施工												
建具製作												
ウェルポイント施工												
築炉												

43. 大会に向けた各種建設工事における安全確保

【概要】

- 新国立競技場等の大会施設の整備が安全かつ着実に実施されるよう、平成28年1月に、関係省庁、発注者、建設業団体、労働組合からなる協議会を設立。協議会においては、同年6月に、大会施設工事における安全衛生対策の基本方針を策定。協議会にて、各大会施設工事で取り組んだ安全衛生対策の共有、情報発信を行った。
- 厚生労働省では、大会施設の整備や大会に向けた各種建設工事が、安全かつ着実に実施されるよう、工事従事者への安全衛生教育や施工業者への技術指導等の対策を強化。

＜大会施設の安全かつ着実な整備＞

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生対策協議会

内閣官房オリパラ事務局、文部科学省、国土交通省、東京都、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、（独）日本スポーツ振興センター、三井不動産レジデンシャル（株）、東京労働局、（独）労働者健康安全機構・労働安全衛生総合研究所、建設業労働災害防止協会、（一社）日本建設業連合会、（一社）全国建設業協会、（一社）建設産業専門団体連合会、建設労務安全研究会、日本労働組合総連合会、厚生労働省（事務局）

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事における安全衛生対策の基本方針」（平成28年6月策定）

国内外から注目される大会施設の建設工事を、大会の一つのレガシー（引き継がれていく有益な遺産）として、今後の快適で安全な建設工事のモデルとするべく、建設工事の発注・設計段階から安全衛生対策に取り組み、先進的な対策により建設工事の抜本的なリスク低減を図るとともに、女性や若者が安全に安心して、やりがいを持って働ける建設現場の構築を目指す。

＜大会に向けた各種建設工事の安全確保＞

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、競技施設の建設や、首都圏を中心としたインフラ整備、再開発等の建設工事量が増大
- ・ 人手不足により、現場の作業に習熟した労働者、現場管理者の不足も懸念される中、更なる安全管理の徹底が必要

大会施設工事の安全を呼びかけるスローガン

未来に伝える安全管理 成功させよう夢の祭典

人の対策

新規入職者等への教育

- ・ 建設業に初めて就く方等を対象に安全衛生教育

現場

工事現場への技術指導

- ・ 安全を熟知した専門家が安全な作業方法等を助言・指導

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑧その他

44. 大会期間中に使用される無線局の円滑な運用の実現

【概要】

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、多様・多数の無線局運用並びに通信需要の激増が予想された。東京近郊の電波利用密集地域での周波数緩和及び無線局の混信等を避けるため、電波伝搬状況調査並びに各無線システム間の周波数の共用検討を実施し、周波数の共同利用を促進。

具体的な取組

【背景・課題】

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、多様・多数の無線局の運用並びに通信需要の激増に伴い、大量の周波数確保が必要
- 特に、東京都内では多くの無線局が集中するため、周波数のひっ迫が避けられない状況であり、オリンピックに使用可能な周波数の確保が急務
- 都市部では伝搬環境が複雑なため、高度で複雑な検討が必要

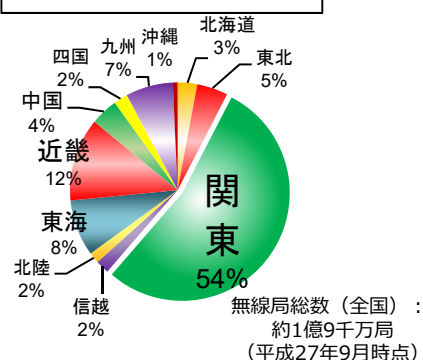
【実施内容】

- 競技、大会運営に使用する無線局や海外報道機関等が持ち込む無線局と既設無線局との周波数共用条件等に関する机上検討や技術試験、その結果の分析
- 無線局免許・検査等の円滑な実施体制等の確立及び実施並びに、競技会場及びその周辺の電波監視の実施体制の構築及び実施

オリンピックでは多様・多数の無線システムが使用



主な会場は多数の無線局が集中する関東・東京



無線局数が多く、使用可能な周波数がひっ迫
⇒使用可能な周波数を確保するためには、他の無線局と共存できる環境を追究することが必要

高層建築物により電波の伝搬環境が複雑
⇒共存環境を追究するためには、それぞれの無線システムの伝搬実態等を把握することが必要



東京では空き周波数が極めて少ない

オリンピック時に多様・多数の無線システムの収容を可能とするため、あらかじめ使用可能な周波数を検討し、全ての無線局が混信を受けず／与えずに運用できる環境を構築

【大会を通じた新しい日本の創造】 (1) 大会を通じた日本の再生 ①被災地の復興・地域活性化

45. 被災地と連携した取組

【概要】(オリパラ基本方針抜粋)

大会の開催により、世界の注目が日本に集まるこの機会を国全体で最大限いかし、「復興五輪」として、東日本大震災からの復興の後押しとなるよう被災地と連携した取組を進めるとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する。

被災3県と連携した推進体制

- 2011年12月、「**2020年オリンピック・パラリンピック招致に係る復興専門委員会**」(事務局:東京都)を設置。
※2012年12月最終報告「スポーツの力で未来をつかむーオリンピック・パラリンピック開催を被災地復興の力にー」にて、被災地復興の後押しや世界へのアピールの観点から、東京大会の開催に伴い実施すべき事業案を提言。
- 2014年7月、第1回「**被災地復興支援連絡協議会及び幹事会**」(事務局:組織委員会)を開催。
以降、2015年2月、7月、2016年6月に幹事会を、2019年2月に連絡協議会を開催。
大会延期決定後にも、効果的な情報発信のため、幹事会や作業部会を開催。
- 2018年9月、第1回「**復興五輪連絡調整会議**」(事務局:復興庁)を開催。
以降、同年12月、2019年4月、9月、2020年1月、8月に会議を開催。 等

大会時の取組概要

①被災地での競技開催

・野球・ソフトボールを福島県(福島あづま球場)で、サッカーを宮城県(宮城スタジアム)で開催 ・開催に合わせた競技場の整備・改修

②被災地を駆け抜ける聖火リレーの実現

・「復興の火」の展示 ・福島県のJヴィレッジでの聖火リレーグランドスタート ・聖火の燃料に、福島で製造されたクリーンな水素を活用

③被災地とともに推進した機運醸成プログラム

・仮設住宅のアルミを利用した復興モニュメントを制作、被災3県にレガシーとして継承 ・被災3県の子供たち等の表現を踏まえた「モッコ」の制作

④被災地産食材等の活用・情報発信

・選手村で被災地産食材を活用した料理を提供 ・ビクトリーブーケに被災地産の花を活用
・被災3県の本物の国立競技場のエントランスゲート軒等への活用

⑤復興しつつある被災地の姿や魅力の情報発信

・「復興五輪ポータルサイト」での情報発信、開幕にあたっての復興大臣メッセージの公表 ・「子ども復興五輪」の開催
・選手村の食堂での被災地産食材のPRポスターの掲示 ・メインプレスセンターの復興ブースにおける情報発信
・東日本大震災からの復興の取組に関するメディアガイドを制作し、国内外メディアに配信 等

【大会を通じた新しい日本の創造】 （１）大会を通じた日本の再生 ①被災地の復興・地域活性化

46. ホストタウンの推進

- 住民等と大会参加国・地域等との交流であって、スポーツの振興、教育文化の向上、共生社会の実現を図ろうとするものを行う地方公共団体を「ホストタウン」として、平成28（2016）年1月より登録が開始された。
- ホストタウンのうち、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）の地方公共団体で、東日本大震災から復興した姿を見せつつ、これまでの感謝を伝えるために、支援してくださった国・地域の方々や大会関係者との交流を行うものを「復興ありがとうホストタウン」として、平成29（2017）年9月より登録が開始されるとともに、パラリンピアンとの交流をきっかけに、共生社会の実現にむけた取組を推進する地方公共団体を「共生社会ホストタウン」として、平成29（2017）年11月より登録が開始された。
- オリンピック、パラリンピック史上初めての取組。オリンピック休戦決議においても、「ホストタウン・イニシアティブ」として取り上げられた。
- 「ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引き」を踏まえ、受入れに必要な感染症対策が実施されることとなった。

【交流の種類】

- 大会等に参加するために来日する選手等との交流
- 大会参加国・地域の関係者との交流
- 日本人オリンピック・パラリンピアンとの交流

【登録数】

地方公共団体数：533 大会参加国・地域数：185

{ うち、復興ありがとうホストタウン 共生社会ホストタウン	地方公共団体数：33	大会参加国・地域数：29
	地方公共団体数：109	大会参加国・地域数：71

【大会時の事前合宿・事後交流】

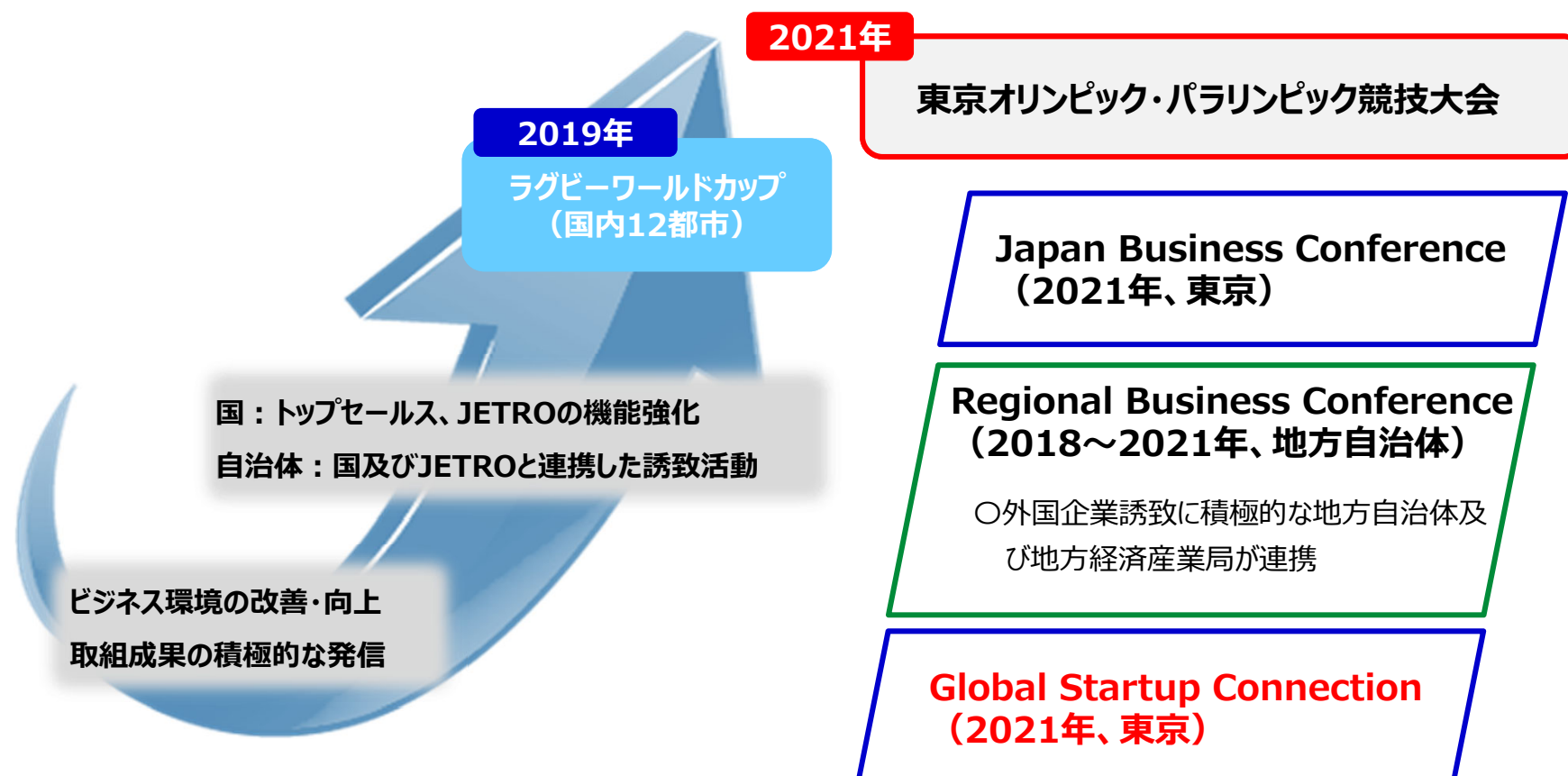
	地方公共団体数	大会参加国・地域数	選手等の人数
事前合宿	208	86	7,976
事後交流	28	19	224

【大会を通じた新しい日本の創造】（１）大会を通じた日本の再生 ①被災地の復興・地域活性化

47. 対日直接投資の拡大に向けた我が国ビジネス環境の発信

【概要】

○我が国に対する国際的な注目度が高まる2021年に向けて、対内直接投資の拡大に重点的に取り組む。成長戦略に盛り込まれた施策推進を通じたビジネス環境等改善・向上の成果を積極的に発信し、地方自治体等との連携の下、投資案件の発掘・誘致活動等に戦略的に取り組んだ。



【大会を通じた新しい日本の創造】（１）大会を通じた日本の再生 ①被災地の復興・地域活性化

48. 東京都と連携した大会開催を契機とした全国の中小企業のビジネス機会拡大

【概要】

- 東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」に国が参画し、大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくための取組を開始。同協議会は、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトを構築（平成28年4月から本格稼働）し、都をはじめとする協議会や経済団体等と連携、中小企業のビジネス機会の拡大に向けた検討、取組を進めた。

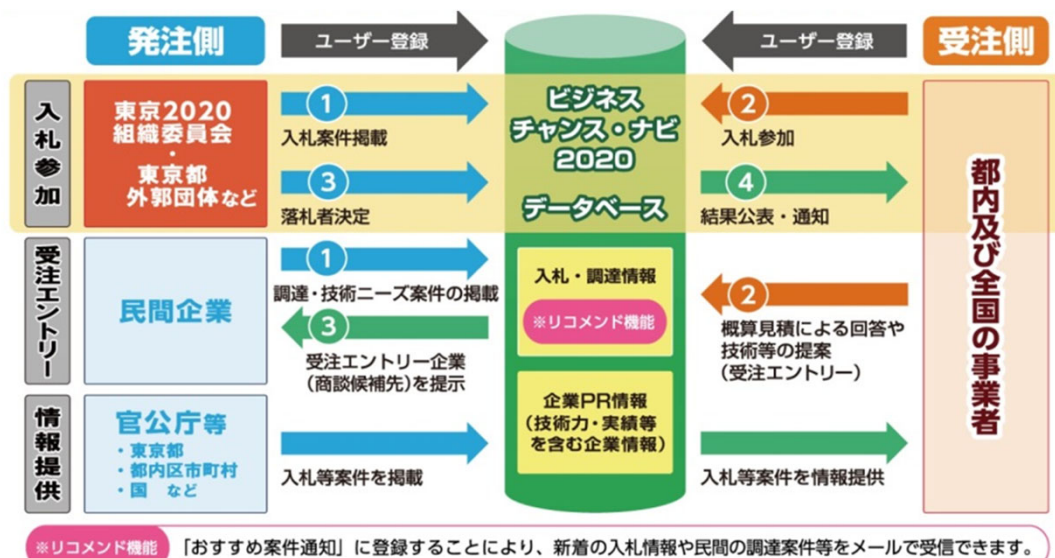
中小企業世界発信プロジェクト推進協議会メンバー

委員：東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、
内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局、中小企業庁、東京都産業労働局、公益財団法人東京都中小企業振興公社

→ 平成27年12月より推進協議会に参画

中小企業世界発信プロジェクト2020

1. 中小企業の受注機会の拡大（ポータルサイトの構築）



2. 新製品・サービスの販路開拓・拡大支援

○「東京ビジネスフロンティア」の実施

- ①出展料サポート
出展料の全額又は一部を補助することにより、低予算で有力展示会への出展を実現
- ②商談サポート
経験豊かな商談ナビゲータ等が展示会当日までサポート
- ③展示サポート
セミナーや展示会キット等の提供により展示をサポート



【大会を通じた新しい日本の創造】 (1) 大会を通じた日本の再生 ②日本の技術力の発信

49. 社会全体のICT化の推進

【概要】

○大会以降の我が国の持続的成長も見据えつつ、訪日外国人の利便性向上にも資する新たなイノベーションを世界に発信するため、無料公衆無線LAN環境構築、4K・8Kの推進、放送コンテンツの海外展開等の施策について、産学官共同で検討する「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」において検討し、平成27(2015)年7月に「アクションプラン（第一版）」をとりまとめた。平成30(2018)年6月には、「2020年東京大会に向けた提言」を公表し、2020年に向け、「IoTおもてなしクラウド」による都市サービスの高度化、多言語翻訳技術の社会実装、サイバーセキュリティの確保、テレワーク/サテライトオフィスの推進、社会におけるキャッシュレス化の普及展開の5つの重点テーマを定め、アクションプラン及び重点テーマに基づく取組を推進した。

「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」

1. 検討項目

(1) 2020年に向けた社会全体のICT化アクションプラン

① 実現を図るべき事項

(都市サービスの高度化 (IoTおもてなしクラウド)、高度な映像配信サービス、無料公衆無線LAN環境の整備促進、ICTを活用した多言語対応の実現、4K・8Kの推進、デジタルサイネージの機能拡大、放送コンテンツの海外展開、世界一安全なサイバー空間の実現等)

② 目標とすべき時期

(2) 官民の役割分担

2. 経緯

平成27年7月にとりまとめた「2020年に向けた社会全体のICT化アクションプラン（第1版）」及び、平成30年6月に公表した「2020年東京大会に向けた提言」の実現に向けて検討、取組を推進。



【大会を通じた新しい日本の創造】（１）大会を通じた日本の再生 ②日本の技術力の発信

50. 大会における最新の科学技術活用具体化

【概要】

○ 内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）の下に有識者による「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた科学技術イノベーションの取組に関するタスクフォース」を開催し、2020年に日本から世界に科学技術イノベーションの成果発信する9つのプロジェクトをとりまとめた。平成27（2015）年度に官民一体となって取組を具体化した「事業計画」を取りまとめ、計画を踏まえて実施した。

Innovation for Everyone 2020

～ すべての人が主役になれる社会づくりへ～

スマートホスピタリティ

海外からの来訪者に、移動や会話に伴うストレスのない、やさしい誘導を



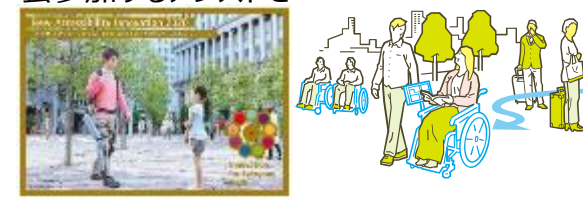
感染症サーベイランス強化

感染症の発生をすばやく探知・公開し、健康的な暮らしを守る



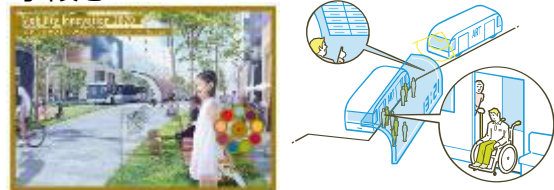
社会参加アシストシステム

障害者・高齢者が、健常者と同じように社会参加するアシストを



次世代都市交通システム

すべての人に優しく、使いやすい移動手段を



水素エネルギーシステム

低炭素の最新エネルギーシステムで、移動・暮らしに次のクリーンを



ゲリラ豪雨・竜巻事前予測

ゲリラ豪雨が降りだす前に、人々へお知らせ



移動最適化システム

ビッグデータでヒトの流れをスムーズにし、安全で快適なおもてなしを



新・臨場体験映像システム

臨場感あふれる映像技術が生み出す「ワクワク」を、世界中の人と一緒に



ジャパンフラワープロジェクト

最先端技術を活用し、夏でも多くの国産の花で街に彩りを



51. 自動走行技術を活用した次世代都市交通システム

【概要】

○ 自動走行技術を活用した次世代都市交通システム(ART)の実用化に関しては、車いすや高齢者の方々も乗り降りしやすいよう、バス停に正確に横付けする正着制御技術、新幹線並みのスムーズな加減速技術などでアクセシビリティの向上を図ると共に公共車両を優先する信号制御システムなどの各技術も統合することで安定した定時運行の実現に向けた検討を進めている。

○平成28年4月には、ARTに係る技術の開発と実証に向け、内閣府や東京都、関係企業の間で今後の協力に関する覚書を締結しており、引き続きこれら関係者間で連携しつつ、社会実装に向けた取組を進めているところ。

○令和元年度には、都心と臨海地域とを結ぶBRT(以下「東京BRT」:Bus Rapid Transit という。)への実証的な導入に向けたインフラ整備・車両の調達等を実施し、令和2年度10月1日よりプレ運行を開始した。(東京都/運行事業者)

○令和2年度と3年度には、東京BRTにおける、正着制御及び加減速制御の実証的な導入・効果等に関する調査を実施した。

平成30年
公道等で実証実験
を実施



正着制御により
仮想バス停に
正確に横付け

バスドライバーの運転を補助し、
常に正確で、安全、快適な運行
を目指す。

滑らかな交通流動の実現
(公共車両優先システム(PTPS*)等)

車いす利用者
等もスムーズ
に乗降可能な
隙間と段差の
実現(正着制御
技術等)

平成28年4月22日
東京都等と覚書締結
(協力内容)

その他のART技術
等の実現

* Public
Transportation
Priority Systems

加 速 度 の
最 適 制 御
による安全
性、快適性
の向上(加
速度最適
制御技術)

52. 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現

【概要】

あらゆる生活空間でロボットが活躍し、高齢者や障害者、外国人も含めた多様な者が、ストレスフリーな生活の実現に必要な幅広いサービスを楽しむシーンを作り上げ、ショーケース化を推進。フィールド構築や技術開発・実証を行うためのワーキンググループを順次設置し、技術開発・実証における課題や必要な規制・制度改革の明確化など社会実装に向けた検討を実施。

ユニバーサル未来社会体験プロジェクト



【実施内容】

オリンピック・パラリンピック会場周辺や地方公共団体等の各会場にて、パーソナルモビリティ、コミュニケーションロボット、案内ロボット、アシストスーツ等の先端ロボット技術のオンラインショーケースを実施。

連携する
地方自治体

愛知県
茨城県
神奈川県
埼玉県
いわき市

渋谷区
千葉市
つくば市
名古屋市
藤沢市

プロジェクトのショーケース例



案内ロボット

お出迎え・施設内の案内誘導

サポートニーズのヒアリング

サポートニーズに応じた各種手配



コミュニケーションロボット

音声や声により感情を表現



パーソナルモビリティ

自動運転や移動支援



アシストスーツ

荷物運搬や高齢者・障害者へのアシスト技術

【大会を通じた新しい日本の創造】（１）大会を通じた日本の再生 ②日本の技術力の発信

53-a. 高精度衛星測位技術を活用した新サービス

【概要】

○宇宙利用がもたらす未来社会のショーケースとして大会の機会を活用した最新の宇宙技術の社会実装に向け、I T等の関連政策と連携した先導的な社会実証実験を実施した。

《事例１：みちびきを活用したマルチGNSS対応のスポーツ用デバイスの開発・実証》

- 低価格マルチGNSSデバイスをスポーツ用に改良するとともに、画像やヘルスケア、行動ログ等のデータを測位衛星から得られる精密時刻で記録する。
- これにより、データを蓄積し分析することで、トレーニングや怪我予防、試合分析を簡便に行うことが可能。



【大会を通じた新しい日本の創造】（１）大会を通じた日本の再生 ②日本の技術力の発信

53-b. 高精度衛星測位技術を活用した新サービス

【概要】

○宇宙利用がもたらす未来社会のショーケースとして大会の機会を活用した最新の宇宙技術の社会実装に向け、I T等の関連政策と連携した先導的な社会実証実験を実施した。

《事例２：みちびきを活用したサイクリングイベント運営者支援システム》

- 「びわ湖一周ロングライド2019」（最長約160km、定員2050名）において、「みちびき」の高精度測位情報（サブメータ級測位補強サービス）を活用したサイクリングイベント運営者支援システムの実証実験を実施（2019年3月）。
- イベント参加者をサポートする先導者、中間バイク、最後尾、サポートカーの位置情報をリアルタイムで可視化することによりイベント運営の効率化・迅速化を図るとともに、SOS発信により故障車（パンク・リタイヤ等）の位置情報も正確に把握。

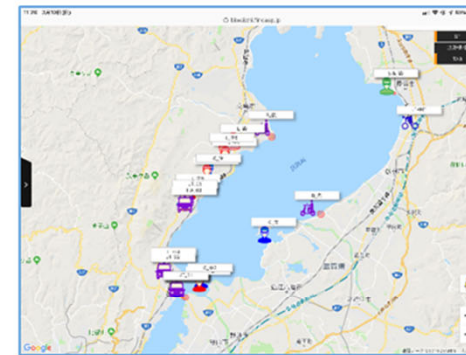


ハンドルに「みちびき」受信端末を設置

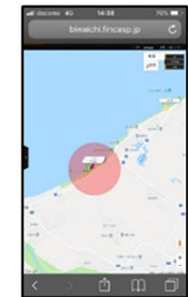


フォルデ製 FB2003
(75 x 46 x 17mm, 63.5g)

大会本部に設置した大画面モニターや各個人のスマートフォン、iPad、パソコンなどで位置情報をリアルタイムで表示



モニター表示



スマホで表示



当日の参加者の様子



位置情報を確認しながらサポートカー等へ連絡・指示

54. 義肢装具等の先端技術の発信

【概要】

○国際義肢装具協会世界大会※が、令和元年10月5日～8日に同協会日本支部主催により神戸市で開催された。開催期間中は、①介護リハビリロボットの見本市、②プレパラリンピックPRイベント、③WHOとの共同イベントといったイベントが開催され、日本の技術力等の情報が発信された。（政府としても協力・支援を実施）

※ 本世界大会は、義肢装具・リハビリ工学における「日本の今の実力」を世界に示す絶好の機会であり、更なる国際社会との協同および国際貢献に向けてのステップアップや、義肢・装具業界や周辺業界のスキルアップ、底上げにもつながるもの。

国際義肢装具協会日本支部により開催されたイベント

（政府として協力・支援を実施）

- 介護リハビリロボット見本市
日本の介護ロボット機器等の展示を実施。日本の介護ロボット関連企業と世界各国が商談できる場も提供。
- プレパラリンピックPRイベント
義肢メーカーの協力により、世界大会期間中に国内外からパラリンピックの有名選手を招待する、各国からの大会参加者や一般市民向けのPRイベント。
- WHOとの共同イベント
WHO神戸センターとの共同により、超高齢化問題や障害克服に関するフォーラム、専門家によるカンファレンスを実施。

国際義肢装具協会（ISPO）とは：

- 非政府組織（NGO）として1970年に設立。世界の義肢装具関連専門職の教育と訓練の標準化に責任を持つ機関。
- WHOと共同で「発展途上国における義肢装具分野専門職養成・訓練に関するガイドライン」を制定。
- 義肢・装具・リハビリ工学とその関連領域における多職種により成る。世界59カ国に支部があり、世界100カ国以上に3000名以上の会員を持つ。

ISPO世界大会

- 1974年より、「義肢装具に関する学際的な技術並びに教育を普及、振興すること」を目的に、3年に1度開催（2013年以降は隔年開催）。

55. 都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトの推進

【概要】

- 2017年4月から2019年3月まで、東京2020大会で使用するメダルについて、使用済み小型家電リサイクル由来の金属から製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を実施。
- 国民は、小型家電リサイクルを通じたプロジェクト参加自治体等による回収等で参画可能。本プロジェクト終了後も、「アフターメダルプロジェクト」としてメダルプロジェクトの成果を活用し、引き続き小型家電リサイクル制度の普及促進を通じた循環型社会の構築に取り組む。



※メダルは東京2020組織委員会が制作します。

メダル作製に必要とされる量

メダル総数約5,000個
金：30kg 銀：4,100kg 銅：2,700kg（組織委員会発表）

■ 令和元年7月10日、東京2020組織委員会より必要金属量を確保されたとの発表

■ オリンピック史上初の試み

国民が参画し、メダル製作を目的に小型家電等の回収を行い、集まったものから抽出された金属でメダルの製作を行うプロジェクトは、オリンピック・パラリンピック史上、東京2020大会が初。

■ 使用済み小型家電のリサイクルを通じて、東京2020大会に参画できるプログラム。

ご家庭で不要になった携帯電話・パソコン・デジカメ等、小型家電リサイクル法の全品目が対象。国民は、使用済み小型家電を、メダルプロジェクト用の回収方法へ排出することで、東京2020大会に参画できる国民参画形式のプロジェクト。回収・処理等については、小型家電リサイクル法のスキームを通じて実施。循環型社会づくりに繋がるレガシーとしていく。

アフターメダルプロジェクト概要

- 小型家電リサイクルに取り組む自治体等の支援のため、①追加の回収ボックス提供、②広報物品配布、③普及イベント開催時の支援等を実施。
- 具体的には、スペシャルオリンピックスと連携回収、地域のスポーツ大会等での利用、ショッピングモール・小売店・交通機関・郵便局・教育機関等での回収促進や、小型家電の解体を通じた障がい者などの働き口拡充等で、継続した小型家電リサイクルの取組を実施。
- その他、環境省と関係者が連携した普及・回収促進イベントの開催を予定。

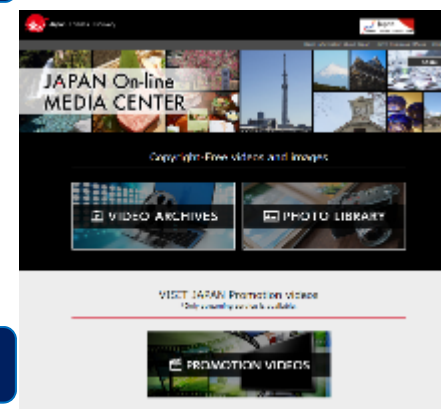
56. 「2020年オリンピック・パラリンピック」後も見据えた観光振興

【概要】

○オリンピック・パラリンピック後も見据えた外国人旅行者の受入環境整備を加速化するとともに、訪日プロモーション、地方への波及を促す取組を展開。

○オリンピック・パラリンピック後も見据えた外国人旅行者の受入環境整備

- 多言語対応の改善・強化（別掲17参照）
- 無料公衆無線LAN環境整備（別掲18参照）
- 宿泊施設の供給確保（別掲19参照）
- 外国人旅行者の安全・安心の確保
- 情報発信の強化に取り組む外国人観光案内所の支援



メディアに向けての情報発信
(JAPAN On-line MEDIA CENTER)

○オリンピック・パラリンピック後も見据えた訪日プロモーションの戦略的高度化

- オリパラの機会を活用した戦略的な訪日プロモーション
- 国別戦略に基づく訪日プロモーションの実施
- 全世界からの誘客促進に向けた取組の推進
- デジタルマーケティング技術を活用した先進的なプロモーション

○オリンピック・パラリンピック開催効果の地方への波及

- 地方への旅行の促進（広域周遊観光の促進 等）
- 日本文化等の魅力を発信（beyond2020プログラム 等）



外国人旅行者向け災害時
情報提供アプリ「Safety tips」

57. 水辺環境の改善

【概要】

○水辺環境の改善のため、東京都と連携した競技会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組の一体的な推進について、平成27年度より検討を開始し、河川占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保によるまちづくりと一体となった水辺環境の改善等を支援。



快適でにぎわいのある水辺空間の創出



舟運の活性化



【大会を通じた新しい日本の創造】（２）日本文化の魅力の発信

58. 文化を通じた機運醸成

【概要】

○我が国の地域色豊かで多様性に富む文化を通じて、国民一人一人が大会に幅広く関わりを持ち、参加するなど、日本全国での大会機運の醸成のため、関係府省庁、東京都、大会組織委員会を構成員とする関係府省庁等連絡会議を平成27年11月に設置。「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年（2015年）11月閣議決定）推進の重点分野として文化を通じた機運醸成に資する試行プロジェクト実施。また、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証し、関係機関が一体となって推進。さらに、これらの取組を促進するため、公共空間を活用した文化イベントの実施に関する相談窓口を平成29年（2017年）10月に設置し、文化イベントの実施を支援。

関係府省庁等連絡・連携会議

関係府省庁、政府関係機関、自治体等において進められる文化を通じた機運醸成策に関する情報共有及び連携。
関係府省庁等連絡・連携会議の下に、東京大会に向けた文化プログラムを構成する事業の実施についての関係機関相互の調整を目的として、事業実施推進プロジェクトチームを設置。

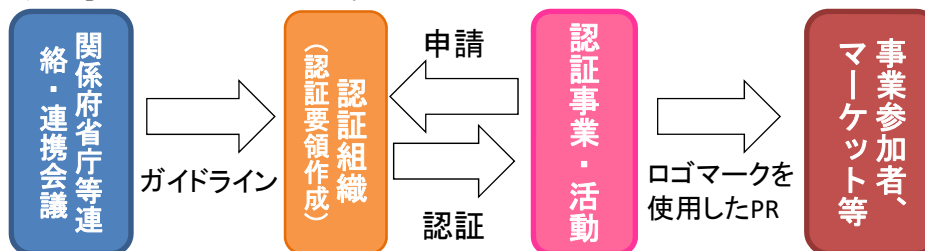
beyond 2020 プログラムの推進

日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化に関する取組を「beyond2020プログラム」として認証し、ロゴマークを付与し、オールジャパンで統一感を持って日本全国へ展開。

試行プロジェクト（オリパラ基本方針推進調査）

大会の機運醸成に向けて特別に実施される要素を含む文化イベント等について、試行プロジェクトを実施することにより、その効果と課題を分析。

◆beyond2020プログラム認証の流れ



◆beyond2020プログラムロゴマーク



【デザインコンセプト】

- ロゴマークのデザインは、「いいね」や「グッド」などの賛同のジェスチャーをモチーフ。
- 日本の文化を共に継承し広げていきたい、との願いを込めて、2020年を新たな発展へのステップとしてシンボライズした。

【大会を通じた新しい日本の創造】（２）日本文化の魅力の発信

59-a. 文化プログラムの推進

【概要】

○オリパラ基本方針（平成27年11月閣議決定）に大会はスポーツの祭典であるとともに文化の祭典であり、文化プログラムの推進も含め、多様な日本文化を通じて日本全国で大会に向けた機運を醸成するとともに、日本文化の魅力の世界発信や地方創生、地域活性化につなげることが明記。

平成28年10月、機運醸成のためのキックオフイベントとして、東京および京都において「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」を開催。平成29年5月、全国各地の文化プログラム等の情報を集約し発信する「文化情報プラットフォーム」を試行的に運用開始。文化プログラムの中核的事業である「日本博」については、平成31年3月に旗揚げ式を開催するとともに、その後全国各地で年間を通じてプロジェクトを展開（令和3年度は9月末時点で205件の支援等を実施中）。あわせて、在外公館による文化事業や、国際交流基金のアジア諸国との双方向の文化交流事業「文化のW A プロジェクト」等、各種文化交流事業を推進。

文化プログラムの推進に向けた検討体制

○政府における文化プログラムの推進について、全国的な展開も踏まえ、関係府省庁等が連携した取組に向け、検討を開始。

各種文化交流事業の実施（外務省・国際交流基金）

東京オリンピック・パラリンピックに向けて、「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」をはじめとする、各種の文化交流事業を展開。



Photo: Yosuke Kamiyama

[DANCE DANCE ASIA
—Crossing the Movements
東京公演 2019 の様子]

アジア域内のダンサー、クリエイターの交流を促進し、新たな文化の創造を目指して2014年にスタートした「DANCE DANCE ASIA」。多国籍で構成される気鋭のダンサーたちと共に、多彩な表現力とテクニック、音楽が融合された作品を披露。

「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」

①双方向の芸術文化交流事業

文化芸術、スポーツ、学術、市民交流の幅広い分野での双方向交流

②アジア諸国における日本語学習支援事業

日本語パートナーズを派遣し、日本語授業のアシスタントや日本文化紹介活動を実施。

この他、各国の日本語教育の基盤整備、舞台芸術・美術・映像等を通じた日本文化紹介事業、知識人の招へいや知的交流会議などを実施・支援。

関係省庁や地方公共団体等との連携による展開・発信（文部科学省）

「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」において、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを醸成する文化プログラムを実施するとともに、2020年に向けて関係省庁や地方自治体が一丸となり、文化振興の機運を高め、文化による国づくりに一丸となって取り組んでいくことを宣言（2020年を見据えた文化による国づくりを目指して（通称：京都宣言））。



「京都宣言発表の様子」

左より、京都府知事、内閣府知財産事務局長、文化庁長官、義家文部科学副大臣、内閣官房オリパラ事務局長、オリパラ組織委員会副事務総長、京都市長

「東京2020文化オリンピック」や「beyond2020プログラム」を含む全国各地の文化プログラム等の情報を集約・発信する「文化情報プラットフォーム」を文化庁が関係省庁や地方自治体との連携により試行的に運用。文化プログラムの中核的事業である「日本博」については、平成31年3月に旗揚げ式を開催するとともに、その後全国各地で年間を通じてプロジェクトを展開（令和3年度は9月末時点で205件の支援等を実施中）。

【大会を通じた新しい日本の創造】 （２）日本文化の魅力の発信

59-b①. 文化プログラムの推進

【概要】

- 障害者の芸術振興については、共生社会の実現を図る観点も含め、障害のある人たちがその個性・才能を活かして生み出す芸術作品を世界に発信するため、大会に向けて障害者の文化芸術活動を推進。

障害者の芸術活動を支援するための取組例

- 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」の開催
（厚生労働省と文化庁において、平成27年6月30日、12月9日、平成28年11月9日、平成30年3月7日に共同で開催）
〔事業内容等〕
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行う。
- 障害者芸術文化活動普及支援事業
〔事業内容等〕
「障害者の芸術活動支援モデル事業」（平成26～28年度実施）で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図る。
〔令和3年度予算〕 338,500千円
〔実施主体〕
 - （1）都道府県レベル：都道府県
 - （2）ブロックレベル：社会福祉法人、NPO法人等
 - （3）全国レベル：社会福祉法人、NPO法人等
- 障害者芸術・文化祭の開催
〔事業内容等〕
平成13年度から、障害者芸術・文化祭として、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として実施。
※ 平成29年度以降は、国民文化祭と同一開催。
〔令和3年度予算〕 地域生活支援事業等補助金（513億円）の内数
※ 宮崎県で令和3年7月3日～10月17日に開催（新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度から延期）。
和歌山県で令和3年10月30日～11月21日に開催。

59-b②. 文化プログラムの推進

○ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催

〔事業内容等〕

従来の文化芸術活動振興事業に加え、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、令和３年度に宮崎県で実施する障害者芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の障害者の芸術・文化祭を実施。

〔令和３年度予算〕 地域生活支援事業等補助金（513億円）の内数（補助率：国 1 / 2）

〔実施主体〕 都道府県

○ 文化芸術創造拠点形成事業

〔事業内容等〕

地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに実施する、地域の文化芸術資源を活用した取組や、地方公共団体等による文化事業の企画・実施体制を構築・強化する取組への支援を実施。

〔令和３年度予算〕 9.8 億円 〔実施主体〕 地方公共団体

○ 障害者等による文化芸術活動推進事業

〔事業内容等〕

障害者等による文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会の拡充、作品等の評価を向上する取組、地方自治体に対する支援等、共生社会を推進するための様々な取組を実施。

〔令和３年度予算〕 3.8 億円 〔実施主体〕 国

○ 文化芸術による子供育成総合事業

〔事業内容等〕

特別支援学校において、一流の文化芸術団体による実演芸術の公演や、芸術家を派遣し、特別支援学校の子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供。また、全国の小・中学校等の子供たちに、障害のある芸術家等を派遣し、車いすダンスの披露と車いすダンス体験の機会を併せて提供する等の取組を実施。

〔令和３年度予算〕 55.1 億円の内数 〔実施主体〕 芸術団体等

○ 日本映画製作支援事業（字幕・音声ガイド制作部分）

〔事業内容等〕

聴覚や視覚に障害を持つ方々に、より多くの映画を鑑賞していただく場を提供する趣旨から、映画のバリアフリー字幕や音声ガイド制作に対して、支援を実施。

〔令和３年度予算〕 7.5 億円の内数 〔実施主体〕 映画制作団体等 など

【大会を通じた新しい日本の創造】（２）日本文化の魅力の発信

60-a. クールジャパンの効果的なPRの実施

【概要】

○日本の魅力を海外に向けて外国語で情報発信している政府関係機関や民間事業者同士のネットワーク構築等に着手。また、クールジャパンの効果的な発信に寄与するイベントの特定に向けた検討を行う。併せて、更なるクールジャパン資源の発掘に取り組む。

- 以下の例をはじめとする各種のクールジャパン関連イベントを一体的に実施することで、日本の魅力を効果的に発信。

ファッション分野

Rakuten
Fashion Week TOKYO
Rakuten

デザイン分野

 **GOOD DESIGN AWARD**

コンテンツ分野

 **CoFesta**
TOKYO GAME SHOW 2021



TIFFCOM
MARKETPLACE FOR FILM AND TV IN ASIA

TIMM
2021 18th TOKYO INTERNATIONAL MUSIC MARKET

AnimeJapan 2022
アニメのすべてが、
ここにある。

KYOTO CMEX

第24回
文化庁
メディア芸術祭
24th JAPAN MEDIA ARTS FESTIVAL

東京アニメアワード
フェスティバル 2022
TOKYO ANIME AWARDS FESTIVAL



**INTERNATIONAL
DRAMA
FESTIVAL in TOKYO**

JAPAN PRIZE 2021
第48回 日本賞 教育コンテンツ国際コンクール

TokyoDocs

Broadmedia & Entertainment
Inter BEE 2021



2022国際ロボット展
INTERNATIONAL ROBOT EXHIBITION 2022

【大会を通じた新しい日本の創造】（２）日本文化の魅力の発信

60-b. クールジャパンの効果的なPRの実施

【概要】

- 日本の魅力を更に磨き上げ、効果的に発信することにより、日本ファンを増やし、日本のソフトパワーの強化を目指すことを目的に、令和元年９月に、政府として「クールジャパン戦略」を決定。さらに、その後の新型コロナの影響による社会や価値観の変化を踏まえ、令和３年７月に戦略を再構築。
- クールジャパン戦略に基づき、関係省庁等との連携をしながら、具体的な分野における取組を推進する。

クールジャパン戦略の推進

● クールジャパン戦略とりまとめ（令和元年９月３日知的財産戦略本部決定）

世界の「共感」を得ることを通じ、日本のブランド力を高めるとともに、

日本への愛情を有する外国人（日本ファン）を増やすことで、日本のソフトパワーを強化することを目的に、以下の施策を推進。

- ①国全体の整合性を図る枠組みを構築し、機能させる
- ②縦方向（個別分野、個別地域）の取組の更なる深掘り
- ③幅広い連携強化を図るための枠組み強化
- ④日本ファンを効果的に増やす取組、
- ⑤知的財産の活用を後押しする取組

● クールジャパン戦略の再構築（令和３年７月１３日知的財産戦略本部決定）

新型コロナの影響による社会や価値観の変化を踏まえ、戦略を再構築。新たな要素の追加等により、今後は以下の５つを柱として、クールジャパンの取組を推進していく。

- ①価値観の変化への対応
- ②輸出とインバウンドの好循環の構築
- ③デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの確立
- ④発信力
- ⑤クールジャパンを支える基盤

ネットワーク強化

● クールジャパン官民連携プラットフォーム

クールジャパン戦略を進化させ、官民一体となって取り組んでいくことを目的として、平成２７年１２月に設立。当該プラットフォームを更に拡大し、活性化を図ることで、情報の発信を強化する。

【具体的な活動例】

- ・総会（年１回程度開催）：プラットフォームの事業及び基本的事項を決定
- ・セミナー：クールジャパンを牽引する有識者が、海外展開のノウハウ等について広く啓発し、機運醸成を図る。
- ・マッチングアワード：異業種等が連携したベストプラクティスを表彰する。

＜メンバー＞

- ・共同会長（３名）
 - 官：若宮 健嗣 クールジャパン戦略担当大臣
 - 民：夏野 剛 慶應義塾大学 政策・メディア研究科 特別招聘教授
 - 辻 芳樹 学校法人辻料理学館 辻調理師専門学校 理事長・校長
- ・関係府省庁・政府関係機関（１２・５機関）
- ・民間団体、民間企業等（１１６者）
- ・自治体（１県、２市）
- ・個人（１１１名）

● 地方版クールジャパン推進会議（過去１６回開催）

自治体や地域有識者等とともに、地域における海外展開の成功事例や課題などを交え、地域の様々な魅力を一体的に発信する方策等を議論。

クールジャパンアンバサダー、地域プロデューサーの有効活用

【大会を通じた新しい日本の創造】（2）日本文化の魅力の発信

61-a. 和食・和の文化の発信強化

【概要】

- 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」を通じ、選手村等における日本食の提供や国産食材の活用に向けた取組、大会時における日本食・食文化の発信等の取組等を推進。（平成28年6月、12月、平成29年10月、平成30年8月、平成31年4月、令和3年9月開催）
- 施設等への木材利用の促進を図るため、国、東京都、組織委員会で構成する木材利用等に関するワーキングチームを平成27年10月、平成28年2月、7月、平成30年1月、平成31年1月、令和2年2月に開催。

我が国の農林水産物・食文化による「おもてなし」

食文化で

○ 和食文化で日本の文化を味わってもらう

- ・平成25年にユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化の魅力を最大限に発信
- ・選手村等における国産農林水産物の提供
- ・選手村等における日本食メニューの提供
- ・国産・地域食材を積極的に使用している飲食店の紹介
- ・飲食店における多言語表記の推進



(c) Masashi Kuma, 2006



和の空間で

○ 木づかいで東北の復興と日本らしさを発信

- ・木材利用で環境に配慮した大会運営を印象づけ
- ・大会施設や選手村等の木造化、内装木質化、木製家具の整備等
- ・CLT（直交集成板）等先端的な木材製品技術の活用



○ 国産畳等の活用で日本らしい大会を演出

- ・日本文化を体感できる「和の空間」の設置
- ・茶道、華道等の体験等も実施
- ・入場先導、メダル授与等で国産絹の活用



農山漁村で

○ 農山漁村に宿泊し、日本ならではの伝統的な生活体験や人々との交流を楽しんでもらう

- ・インバウンド需要を農山漁村に呼び込む農泊をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築を支援
- ・農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツの磨き上げを支援
- ・農泊地域を紹介する農泊ポータルサイトや海外プロモーション等の情報発信



花で

○ 世界最高水準の花で日本らしさを演出

- ・メダリストに被災地産の花を活用したビクトリーブーケを授与
- ・大会期間中、東京ビックサイトに設置される、メインプレスセンター（MPC）のエントランスに、いけばなによる装飾を実施



地球に優しく

○ 「もったいない」精神で環境五輪を印象づけ

- ・食品ロスを削減する「もったいない」運動の展開
- ・選手村の食堂等の食器等に環境配慮製品を活用



【大会を通じた新しい日本の創造】（２）日本文化の魅力の発信

61-b. 和食・和の文化の発信強化

【概要】

- 選手村の食堂では、持続可能性に配慮した調達基準を満たした食材を活用した上で、特にカジュアルダイニングでは全国の多様な食材を活用したメニューを提供し、日本食の生鮮食材は、全て国産食材を使用した。
- 大会史上初の産地表示、産地情報の発信をし、産地情報をカジュアルダイニングのモニターで発信するなど、日本各地の魅力を選手に伝えた。
- その他、ホストタウンでのおもてなし料理の開発促進、持続可能性に配慮して生産された食材の活用の普及にも取り組んだ。

□ 大会関係施設内外で提供される食事における国産食材の活用及び日本の食・食文化を発信

- ① 選手村の食堂にて持続可能性に配慮した調達基準を満たした47都道府県の食材を活用（2021年7月～9月）
カジュアルダイニング：地方ブロックごとの食材を使った料理を順に提供。被災地産・東京都産食材は常時提供
選手の反応：SNSで「食材が新鮮」「日本食が好きになった」「ダイニングの食事がおいしい」との配信多数

（例）各ブロックの活用食材（モニター映像抜粋）



北海道ブロック

東北ブロック

関東ブロック

甲信越ブロック

東海・北陸ブロック

関西ブロック

中国四国ブロック

九州・沖縄ブロック

調達基準を満たした認証取得数が増加

（例）国内におけるGAP認証取得経営体数（1,889（2013年）→ 8,078（2021年））

- ② 大会史上初の産地表示、産地情報の発信（2021年7月～9月）
産地情報をカジュアルダイニングのモニターで発信。日本各地の魅力を選手に伝えた
（例）東北ブロックの抜粋）



県域情報（例：岩手県）

生産者情報

食材産地情報

国立公園（例：三陸海岸）

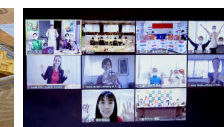
日本農業遺産（例：最上川流域）復興ありがとうホストタウン

開催地東京の紹介

- ③ ホストタウンでおもてなし料理の開発促進（2019年度～2021年度）
ホストタウンが交流している大会参加国・地域の料理を地元食材を使って開発する取組を各地で推進。農業高校生が作った食材等を使って調理科のある高校や大学、地元レストランなどが開発する例も（加須市、岐阜市、各務原市、田村市）
大会参加国の大陸別にホストタウン同士で情報交換会開催



開発メニューの例



相手国・大陸を同じとするホストタウン間の交流の様様

- ④ 持続可能生に配慮して生産された食材の活用の普及（2017年12月～2021年9月）
被災地産食材・認証食材の活用を継続した取組にしているため、
大会に合わせて官公庁や一般企業の食堂で被災地産等の認証食材を活用したフェアを開催



フェアの様様



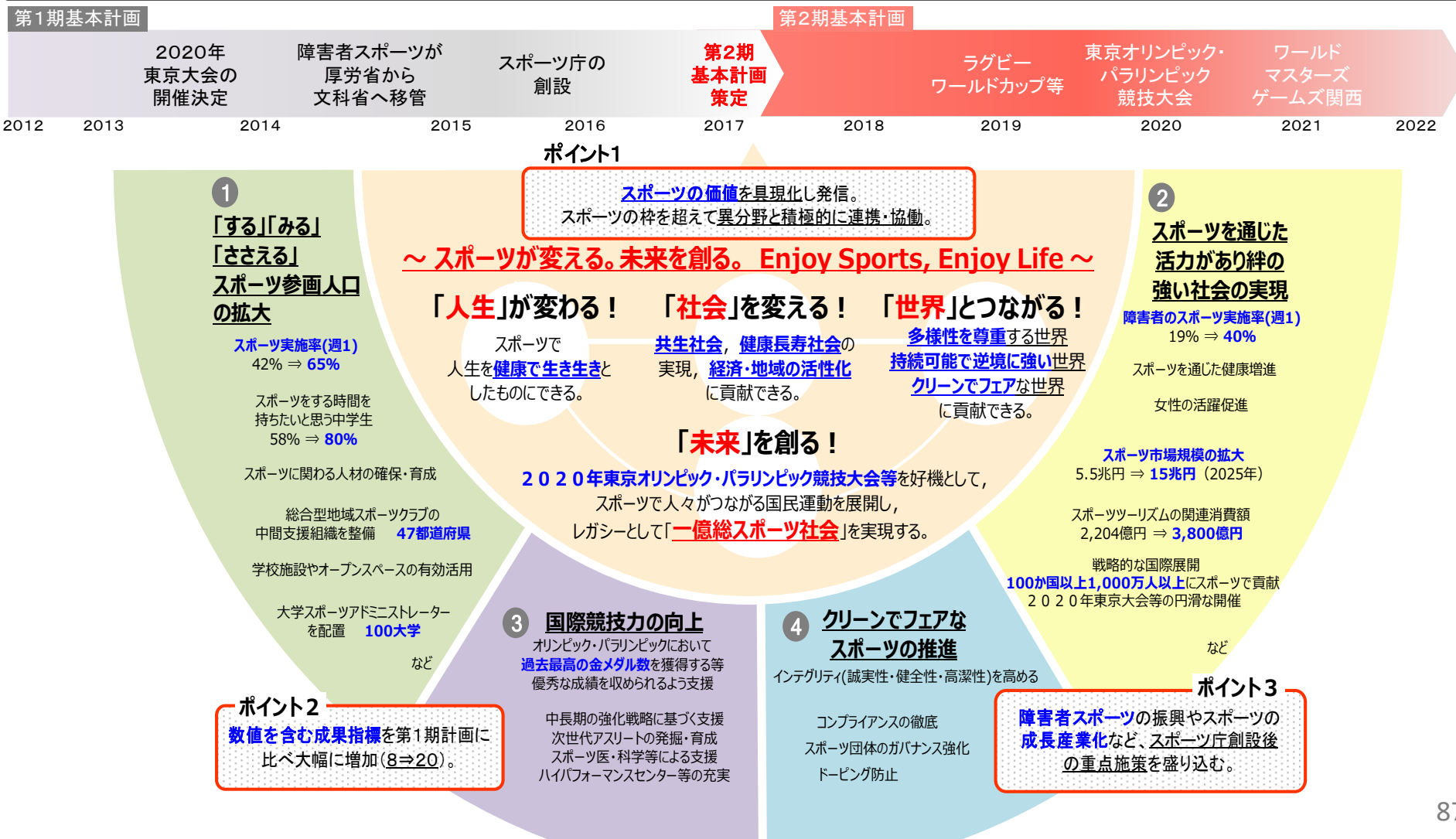
メニュー例

【大会を通じた新しい日本の創造】 (3) スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現

62. スポーツ基本計画の策定

【概要】

スポーツ基本法の規定に基づき、平成29年3月、第2期「スポーツ基本計画」を策定。第2期計画は、平成29年度から平成33年度までの5年計画であり、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、(1) スポーツで「人生」が変わる！ (2) スポーツで「社会」を変える！ (3) スポーツで「世界」とつながる！ (4) スポーツで「未来」を創る！を掲げ、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととしている。



【大会を通じた新しい日本の創造】 （３）スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現

63-a. スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参加人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【概要】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週 1 回以上が 65%程度、週 3 回以上が30%程度となることを目指す。

スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

（１）スポーツ参画人口の拡大

○若年期から高齢期まで

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

－国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実する。

○学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による

運動習慣の確立と体力の向上

－学校における体育活動を通じ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てるとともに、放課後や地域における子供のスポーツ機会を充実する。

○ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の

向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人への はたらきかけ

－官民連携による分野横断的な新たなアプローチにより、ビジネスパーソン、女性、障害者や、これまでスポーツに関わってこなかった人が気軽にスポーツに親しめるようなスポーツのスタイルを提案し、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目指す。

（２）スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

○スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保

－スポーツに関わる人材の全体像を把握しつつ、アスリートのキャリア形成支援や指導者、専門スタッフ、審判員、経営人材などスポーツ活動を支える人材の育成を図ることにより、スポーツ参画人口の拡大に向けた環境を整備する。

○総合型地域スポーツクラブの質的充実

－住民が種目を超えてスポーツを「する」「ささえる」仕組みとして、総合型クラブが持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、クラブ数の量的拡大から質的な充実により重点を移して施策を推進する。

○スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保

－既存施設の有効活用や、オープンスペース等のスポーツ施設以外でのスポーツができる場の創出を含め、ストックの適正化と安全で多様なスポーツ環境の持続的な確保を目指す。

○大学スポーツの振興

－我が国の大学が持つスポーツ資源を人材輩出、経済活性化、地域貢献等に十分活用するとともに、大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築を目指す。

63-b. スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【概要】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化に取り組む。

スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

（１）スポーツを通じた共生社会等の実現

○障害者スポーツの振興等

－障害者をはじめ配慮が必要な多様な人々が、スポーツを通じて社会参画することができるよう、社会全体で積極的に環境を整備することにより、人々の意識が変わり（心のバリアフリー）、共生社会が実現されることを目指す。

○スポーツを通じた健康増進

－地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁と連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。

○スポーツを通じた女性の活躍促進

－女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する。

（２）スポーツを通じた経済・地域の活性化

○スポーツの成長産業化

－スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模5.5兆円を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す。

○スポーツを通じた地域活性化

－スポーツツーリズムの需要拡大とスポーツによるまちづくり・地域活性化の推進主体である地域スポーツコミッションの設立を促進し、スポーツ目的の訪日外国人旅行者を250万人程度、スポーツツーリズム関連消費額を3,800億円程度、地域スポーツコミッションの設置数を170に拡大することを目指す。

【大会を通じた新しい日本の創造】 (3) スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現

63-c. 障害者スポーツの普及促進

【概要】

○障害者のスポーツ実施率（成人週1回以上:24.9%）等障害者のスポーツ環境の実態を把握するとともに、地域における普及を円滑に行うため、スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促すなど、そのノウハウについて実践研究を実施。

➤ 障害者スポーツについて、平成26年度よりスポーツ振興の観点が強いものを厚生労働省から文部科学省に移管し、取組を強化して実施

障害者スポーツの普及・促進施策

○ 実践・調査研究事業

- ・障害者のスポーツ環境の把握（図1）
- ・地域における障害者スポーツ普及ノウハウの蓄積（図2）
→スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促進 等

○ 日本障がい者スポーツ協会補助（厚生労働省から移管）

- ・障害者スポーツの裾野を広げる取組
→指導者養成、広報啓発、地域の障害者スポーツ振興事業等
※このほか、パラリンピック等世界大会への派遣、選手の育成強化を実施。

○ 全国障害者スポーツ大会開催事業（厚生労働省から移管）

→2021年10月に三重県で第21回全国障害者スポーツ大会を開催予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大により中止。

障害者のスポーツ環境（図1）

週1回以上の
スポーツ実施率(成人)
24.9%

全都道府県のうち、スポーツ担当部署で障害者スポーツを所管しているのは、**17都道府県**（北海道、岩手県、福島県、東京都、神奈川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、広島県、鳥取県、島根県、高知県、愛媛県、福岡県、佐賀県、）のみ

障害者スポーツ専用、または障害者が優先的に利用できるスポーツ施設は**141施設**

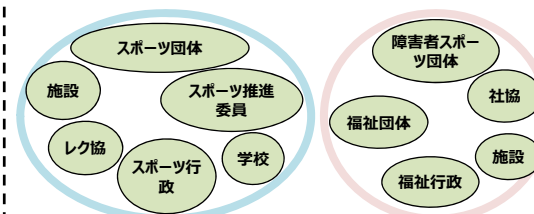
一般の体育・スポーツ施設は**約19万施設**

障害者スポーツ指導員は**約25,100人**。

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者は**約61万人**

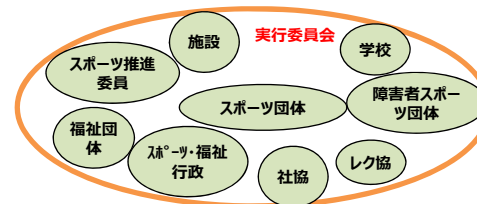
障害者スポーツ振興体制の構築（図2）

これまで スポーツ関係団体と障害福祉関係団体が、各々でスポーツ活動を実施



これから

スポーツ関係団体と障害福祉関係団体が、各地域で連携・協働体制を構築し、**障害の有無に関わらずスポーツの振興を一体的に**図る。共生社会の実現にも寄与。



64. 健康面等でのレガシーの創出

【概要】

○2020年東京大会における基本コンセプトの一つは「全員が自己ベスト」。大会に参加するアスリートだけでなく、一人ひとりが2020年東京大会を契機に健康面等での「自己ベスト」を目指して行動変容に取り組む環境を提供するため、内閣官房オリパラ事務局において、スポーツ庁、厚生労働省、経済産業省等と連携して、健康面等での自己ベストを目指す個々人の取組を支援する事業・活動を「beyondマイベストプログラム」として認証し、健康面等でのレガシー創出に寄与。

◆beyond2020マイベストプログラム認証の要件

- ① 個々人による「マイベスト目標」の設定及び当該目標の達成に向けた行動を支援する事業・活動
※ マイベスト目標とは、健康面等でより最適な状態を目指すために、個々人が2020年7月24日時点での目標として設定するもの
- ② 個々人が「マイベスト目標」の達成に向けた行動を継続するための工夫を取り入れた事業・活動

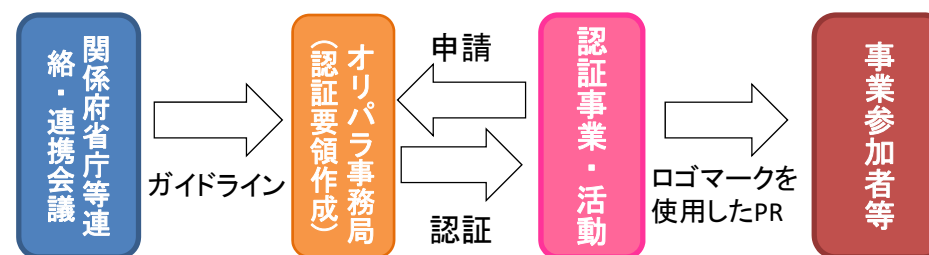
◆マイベスト目標の例

- 体重、体脂肪率
- 血圧、血糖値
- 運動の実施回数（毎日ジョギング、毎日1万歩 等）
- スポーツの記録（マラソンや水泳でのベストタイム 等）
- ※ 上記に限らず、個々人のニーズに沿った目標設定が可能

◆事業実施主体の例

- フィットネスクラブ
- 総合型地域スポーツクラブ（住民主体の取組）
- 健康経営に取り組む企業等（従業員向け 等）
- 健康増進に取り組む自治体（住民向け 等）
- 学校

◆beyond2020マイベストプログラム認証の流れ



◆beyond2020マイベストプログラムロゴマーク



65-a. 受動喫煙対策の推進

【概要】

○ 近年の全てのオリンピック・パラリンピック開催地では、罰則付きの受動喫煙対策が講じられている。平成27年6月、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣から厚生労働大臣に対して、厚生労働省と内閣官房オリパラ事務局が協力して、2020年に向けた受動喫煙対策に取り組むよう要請を実施。平成28年1月に受動喫煙防止対策強化検討チームを立ち上げ検討を開始。第196回通常国会において「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、公布された。この法律は2020年4月より全面施行され、今後とも望まない受動喫煙の防止を図るための取組を進める。

受動喫煙防止対策強化検討チームについて

設置趣旨

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、幅広い公共の場等における受動喫煙対策を強化するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に設置。

* 庶務は、内閣官房の協力を得て、厚生労働省において処理。

構成員

座長	内閣官房副長官（事務）
副座長	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長 内閣官房副長官補（内政担当） 厚生労働事務次官
構成員	内閣官房、財務省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 の局長級
オブザーバー	東京都、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の局長級

* 厚生労働省健康局健康課長を座長、関係行政機関の課長級を構成員としたワーキンググループを設置。

開催状況

第1回 平成28年1月25日 / ワーキンググループにおいて関係団体への公開ヒアリングを実施（平成28年10月31日、11月16日）
第2回 平成30年3月5日

（参考）

WHOとIOCとの合意（2010年）

➤ 世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）は、身体活動を含む健康的な生活習慣を選択すること、すべての人々のためのスポーツ、たばこのないオリンピック及び子どもの肥満を予防することを共同で推進することについて合意した。（2010年7月21日ローザンヌ）

65-b. 受動喫煙対策の推進

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

65-c. 受動喫煙対策の推進

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
 (2) 都道府県知事(保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
		【加熱式たばこ(※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)		
	飲食店		既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の 総額5000万円以下(※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分之一以上を有する会社である場合などを除く。

注: 喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注: 公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売(出張販売によるものを含む。)をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
 (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
 (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備(灰皿等)を設置してはならないものとする。
 (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
 (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
 (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日(ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日) 94

66. 大会に向けたアクセシビリティの実現

【概要】

- 障害の有無に関わらず、全ての人のためにアクセス可能な大会を実現するため、大会関係施設やアクセス経路等のユニバーサルデザイン化や関係者による「心のバリアフリー」を推進すべく、大会に向けたハード・ソフト両面でのバリアフリー化を図るため、大会組織委員会、東京都、国が主催する「アクセシビリティ協議会」を2014年年11月に設置。障害者団体等の参画も得て検討を行い、2016年6月に「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を取りまとめ、2017年3月にIPCから、最終承認を得た。その遵守に向けて、大会組織委員会・東京都と連携し公共交通事業者等を含めた関係者への働きかけを実施するとともに、競技会場周辺エリア等における道路や東京大会の関連駅等におけるバリアフリー化について重点的に支援。

アクセシビリティの実現に向けた取組

ガイドライン
の策定・承認

大会に向けたハード・ソフト両面の整備及び運営に活用することを目的とした「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を策定。（ガイドラインは国際パラリンピック委員会により承認）

ガイドライン
の周知・反映

【国の所管する競技会場や大会で使用するその他の競技会場におけるバリアフリー化の推進】

- ・新国立競技場における整備の推進。その他競技会場におけるアクセシビリティ・ガイドラインに従った整備の働き掛け。

【大会競技場へのアクセス経路等のバリアフリー化】

（主な取組）

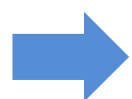
- ・新国立競技場の最寄り駅である千駄ヶ谷駅、信濃町駅、青山一丁目駅等における、エレベーターの増設または大型化、ホームドアの整備等、東京大会関連駅におけるより高次元のバリアフリー化に向けた整備の推進。
- ・成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心にアクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた空港の整備の推進
- ・アクセシブルルート選定及び整備の推進
- ・競技会場周辺エリア等における道路の重点整備区間のバリアフリー化の推進

67. 大会を契機としたユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進

【概要】

全国において心のバリアフリー及びユニバーサルデザイン化を推進し、大会以降のレガシーとすべく、2016年2月に「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」を設置。様々な種別の障害者団体や有識者等との意見交換を行い、2017年2月に、同連絡会議を閣僚会議に格上げし、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定した。2018年12月には関係閣僚会議（第三回）を開催。障害者の視点を施策に反映させる更なる枠組みとして「ユニバーサルデザイン2020評価会議」を設置、同日第一回評価会議を開催。2019年3月に第2回、10月に第3回、2021年3月に第4回評価会議を開催し、ユニバーサルデザイン2020行動計画の加速化を図り、2021年11月に開催された第5回評価会議において総括を実施。

ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議における検討
(2016年2月～)



第1回関係閣僚会議（2017年2月）
ユニバーサルデザイン2020行動計画を決定



第3回関係閣僚会議（2018年12月）
取組の加速の確認・評価会議の設置

様々な障害種別の障害者団体（18団体）や有識者等の関係者の意見を取り入れ、総合的な施策を検討。



障害当事者参画

- ・構成員の過半を障害当事者やその支援団体が占める評価会議により、施策の実行性を担保
- ・障害者に関する施策の検討に当たっても、障害当事者が委員等に参画し障害のある人の視点を施策に反映させる。

UD2020行動計画の主な施策

<心のバリアフリー分野>

- 1) 2020年以降順次実施される新学習指導要領に基づき、教科書の記載を充実し、すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導
- 2) 接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアルの策定・普及
- 3) 「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラム、ながら「心のバリアフリー」の学びを進めるためのアニメーション教材を作成、普及
- 4) 国家公務員に対する心のバリアフリー研修を地方公務員に拡大

<ユニバーサルデザインの街づくり分野>

- 1) 改正バリアフリー法の成立・公布
- 2) 法改正に伴う交通バリアフリー基準（省令）・ガイドラインを改正
- 3) ホテル等の建築物に係る設計標準を改正
- 4) ICTを活用した情報バリアフリーの促進
- 5) 共生社会ホストタウンのうち、他のモデルとなる自治体を「先導的共生社会ホストタウン」とする認証制度を創設。
- 6) ユニバーサルデザインタクシーの改善

第5回評価会議において

取組の成果を報告（主要項目）

- ・法制度の整備
ーバリアフリー法を平成30年、令和2年に改正し、ハード対策に加え、ソフト対策を強化。また、令和3年に障害者差別解消法改正法が成立し、事業者による合理的配慮の提供が義務化。
- ・共生社会ホストタウンのレガシー化
ー共生社会実現に向けた取組を実施する共生社会ホストタウンは105件、その中でも他のモデルとなる先導的共生社会ホストタウンは15件に拡大。
- ・心のバリアフリーの拡大・向上
ー令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で、新学習指導要領を踏まえた授業を全面实施。
- ・公共交通等のバリアフリー化
ー令和3年度からの5年間を目標期間とする新しいバリアフリー整備目標を策定。これにより、地方部を含めたハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進。

68. バリアフリー対策の強化

○平成29年2月に取りまとめられた「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を踏まえて、東京大会に向けた首都圏空港から競技会場等に至る世界水準での重点的なバリアフリー化を推進。車両の優先席や車椅子利用者用駐車施設等の適正利用など、ソフト対策を強化する「改正バリアフリー法」が令和2年5月に成立し、令和3年4月に施行。また、バリアフリー法基本方針に定める整備目標の着実な達成に向けて、令和3年度から5年間の新たなバリアフリー整備目標を策定（令和2年12月告示改正）。基本構想の生活関連施設に位置づけられた1日当たり平均利用者数が2000人以上の鉄軌道駅等について、原則として全てバリアフリー化することとする等、マスタープラン・基本構想の策定促進や、移動等円滑化に関する国民の理解と協力の一層の推進など、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進。その他、バリアフリー基準等の改正等を通じた全国のバリアフリー水準の底上げ、交通事業者の接遇や研修の改善等を通じた心のバリアフリーの推進に取り組んでいくこととしている。

… ユニバーサルデザインの街づくり / … 心のバリアフリー / … 共通

○競技会場周辺エリア等の連続的・面的なバリアフリー化の推進

- ・アクセス道路のバリアフリー化を推進
- ・主要な都市公園等のバリアフリー化を推進 等



<バリアフリー化実施例>

○主要鉄道駅、ターミナル等におけるバリアフリー化の推進

- ・大会関連駅のエレベーター増設や、ホームドア整備等を重点支援 等



<エレベーター>

○成田空港、羽田空港国際線ターミナル等のバリアフリー化の推進

- ・世界トップレベルのユニバーサルデザイン化に向けた数値目標を設定 等



○リフト付きバス・UDタクシー車両等の導入促進

- ・バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進のために必要な支援を実施。空港アクセスバス・UDタクシー等の導入に向けて重点支援 等



<UDタクシー>

○交通・観光分野における接遇の向上と職員研修の充実

- ・東京大会に向けて交通事業者の接遇水準を確保するため、平成30年5月に「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を作成
- ・さらに、交通事業者がガイドラインに則った適切な対応ができるよう、平成31年4月に「接遇研修モデルプログラム」をモードごとに作成



○ソフト対策等を強化するバリアフリー法改正/新たなバリアフリー整備目標（第3次目標）の策定

- ・車椅子利用者用駐車施設等の適正利用など、ソフト対策を強化するためバリアフリー法を改正（令和3年4月全面施行）
- ・令和3年度から5年間の新たなバリアフリー整備目標（第3次目標）を策定。基本構想に位置づけられた2,000人以上/日の鉄軌道駅等について、原則として全てバリアフリー化するなど、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進

○共生社会ホストタウンのレガシー化

- ・共生社会実現に向けた取組を実施する共生社会ホストタウンは105件。その中でも他のモデルとなる先導的共生社会ホストタウンは15件に拡大。マスタープラン・基本構想の作成促進など、バリアフリーの取組について支援。

○新幹線車椅子用フリースペースの義務化

- ・公共交通移動等円滑化基準省令を改正し、新幹線における車椅子用フリースペースの設置を令和3年7月から義務化（東海道新幹線では、6名の車椅子利用者がスペースを同時に利用可能）



車椅子用フリースペースのイメージ

○高齢者障害者等用便房（バリアフリースイットイレ）の適正利用

- ・高齢者障害者等用便房（バリアフリースイットイレ）について、「多機能トイレ」、「多目的トイレ」等ではなく、機能分散を推進し、その効果が現れるような表記等による周知、広報啓発の充実等の取組方針をとりまとめ、適正な利用を推進



○ホームドア整備など公共交通機関等のバリアフリー化

- ・新たなバリアフリー整備目標に基づき、ホームドアの整備ペースを2倍に加速化するなど、鉄道をはじめとする公共交通機関等のバリアフリー化を促進

○鉄道駅のホームと車両の段差・隙間の解消

- ・バリアフリー整備ガイドラインを改訂し、鉄道駅のホームと車両の段差・隙間の目安等を明確化



○建築設計標準の見直し

- ・「高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準」を令和3年3月に改正し、小規模店舗内部において、入口の段差解消、扉幅の確保、可動席の設置等のバリアフリー整備を進めるための考え方・留意点を追加

○観光施設における心のバリアフリー認定制度の創設

- ・バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とした、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を令和2年12月より開始

○公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン（認知症の人編）策定

- ・令和3年2月、公共交通事業者向け「公共交通事業者等に向けた接遇ガイドライン（認知症の人編）」を策定

○コロナ禍における公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン策定

- ・令和3年7月、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン（追補版）」を策定

○バリアフリー基準・ガイドラインの改正

- ・バリアフリー整備ガイドラインにおいて、視覚障害者の誘導案内方法や情報アクセシビリティに関する記載を充実
- ・令和3年3月、ソフト基準遵守義務の創設を踏まえ、バリアフリー整備ガイドライン（役務編）を新たに策定

69. ICT化を活用した行動支援の普及・活用

【概要】

○ユニバーサル社会の構築に向け、大会を当面の目標とし、屋内外シームレスな電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、及び移動に資するデータのオープンデータ化等を推進し、民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境づくりを推進。さらに、社会全体のICT化実現に向け、産学官共同で検討する「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」における平成27年7月の「アクションプラン（第一版）」において明記された、多言語音声翻訳、デジタルサイネージの推進、スマートフォンや交通系ICカードを活用した入国から出国までのスムーズな移動や言語等の属性情報に応じた情報提供など、利便性を具体的に感じられるサービスの実現に向けた検討、取組を引き続き実施。

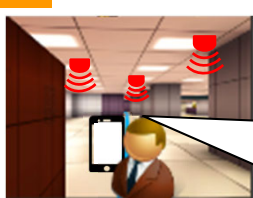
歩行者移動支援サービスのイメージ

空港



主要駅

ナビアプリなどを通じ、屋内外問わず、自分の現在位置、目的地までの経路等の情報が詳細に入手可能



屋内外の目的地へシームレスに移動



観光地等
多言語で場所に
応じた観光案内



競技会場
競技会場までの
経路を案内

例えば、障害者や高齢者、ベビーカー等が楽に移動できる段差の少ない経路を案内



2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会

【目的】

東京大会以降の我が国の持続的成長も見据えた、2020年に向けた社会全体のICT化の推進方策について検討。

【検討事項】

(1) 2020年に向けた社会全体のICT化 アクションプラン

① 実現を図るべき事項

(都市サービスの高度化 (IoTおもてなしクラウド)、高度な映像配信サービス、無料公衆無線LAN環境の整備促進、ICTを活用した多言語対応の実現、4 K・8 Kの推進、デジタルサイネージの機能拡大、放送コンテンツの海外展開、世界一安全なサイバー空間の実現等)

② 目標とすべき時期

(2) 官民の役割分担

【スケジュール】

平成27年7月にとりまとめた「2020年に向けた社会全体のICT化アクションプラン（第1版）」の実現に向けて、引き続き検討、取組を推進

70.大会を弾みとした働き方改革等ワーク・ライフ・バランスの推進

【概要】

働き方改革等のワーク・ライフ・バランスを進め、我が国における女性活躍を加速することを通じて、共生社会を実現するとともに、オリンピック憲章の根本原則を実現し、大会組織委員会が取り組む持続可能性に配慮した調達に資するよう、「女性活躍加速のための重点方針2018」（平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、企業のインセンティブとして、国や独法等の調達でワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価するとともに、同様の取組が地方公共団体、民間企業等においても広がるように働きかけや啓発等を進める。

